

JA徳島市のご案内

2021 DISCLOSURE REPORT



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA徳島市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対する ご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内 容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「JA 徳島市のご案内」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月 徳島市農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J A徳島市のプロフィール (令和3年3月31日現在)

| ◇設 | | <u> </u> | 昭和44年4月 | ◇組合員数 | 16, | 923人 |
|-----|----|----------|----------|---------|-----|--------|
| ◇本剤 | 所在 | 王地 | 徳島市万代町 | ◇役員数 | | 38人 |
| ◇職 | 員 | 数 | 361人 | (うち正職員 | | 246人) |
| ◇総 | 資 | 産 | 2,294億円 | ◇出 資 金 | | 3 6 億円 |
| ◇単体 | 自自 | 已資本比率 | 图 11.21% | ◇店舗・施設数 | | 24カ所 |

CONTENTS (目 次)

| | あいさつ】 | |
|----|---|----|
| 1. | 経営理念 | 2 |
| 2. | 経営方針 | 2 |
| 3. | 経営管理体制 | 3 |
| 4. | 事業の概況(令和2年度) | 3 |
| 5. | 農業振興活動 | 4 |
| 6. | 地域貢献情報 | 4 |
| 7. | リスク管理の状況 | 7 |
| 8. | 自己資本の状況 | 16 |
| 9. | 主な事業の内容 | 17 |
| | | |
| Ţ | 経営資料 】 | |
| Ι | | |
| 1. | | 34 |
| 2. | | |
| 3. | 注記表 | 36 |
| 4. | | |
| 5. | | 51 |
| Π | 損益の状況 | |
| 1. | | 53 |
| 2. | | 54 |
| 3. | | |
| 4. | | |
| Ш | 事業の概況 | |
| 1. | | 55 |
| | (1) 貯金に関する指標 | |
| | ① 科目別貯金平均残高 | |
| | ② 定期貯金残高 | |
| | (2) 貸出金等に関する指標 | |
| | ① 科目別貸出金平均残高 | |
| | ② 貸出金の金利条件別内訳残高 | |
| | ③ 貸出金の担保別内訳残高 | |
| | ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高 | |
| | ⑤ 貸出金の使途別内訳残高 | |
| | ⑥ 貸出金の業種別残高 | |
| | ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高 | |
| | ⑧ リスク管理債権の状況 | |
| | ② 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況 | |
| | ⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況 | |
| | ① 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | |
| | ② 貸出金償却の額 | |
| | (3) 内国為替取扱実績 | |

| (4) 有価証券に関する指標 | |
|---|----|
| ① 種類別有価証券平均残高 | |
| ② 商品有価証券種類別平均残高 | |
| ③ 有価証券残存期間別残高 | |
| (5) 有価証券等の時価情報等 | |
| ① 有価証券の時価情報等 | |
| ② 金銭の信託の時価情報等 | |
| ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ | 取引 |
| 2. 共済取扱実績 | |
| (1)長期共済新契約高・長期共済保有高 | |
| (2) 医療系共済の入院共済金額保有高 | |
| (3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高 | |
| (4)年金共済の年金保有高 | |
| (5)短期共済新契約高 | |
| 3. 農業関連事業取扱実績 | 64 |
| (1)買取購買品(生産資材)取扱実績 | |
| (2)受託販売品取扱実績 | |
| (3)保管事業取扱実績 | |
| (4)利用事業取扱実績 | |
| 4. 生活その他事業取扱実績 | 65 |
| (1) 買取購買品(生活物資)取扱実績 | |
| (2) 農産工場取扱実績 | |
| (3) アグリサポートセンター取扱実績 | |
| (4) 直壳所取扱実績 | |
| 5. 指導事業 | 67 |
| V 経営諸指標 | |
| 1. 利益率 | 68 |
| 2. 貯貸率・貯証率 | |
| 3. その他経営諸指標 | |
| V 自己資本の充実の状況 | |
| 1. 自己資本の構成に関する事項 | 69 |
| 2. 自己資本の充実度に関する事項 | |
| 3. 信用リスクに関する事項 | |
| 4. 信用リスク削減手法に関する事項 | |
| 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 | |
| 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | |
| 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 . | |
| タハノ・ウェイドのかなし前鼻が過用でれるエノハが、フャーに関する事項 | |
| ʊ 並初リハノに関する事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 00 |
| vi) 壁和頂報 1.グループの概況 | 29 |
| (1) グループの事業系統図 | 02 |
| (1) グループの事業系統図 (2) 子会社等の状況 | |
| (3) 連結事業概況(合和2年度) | |
| | |

| (4) | 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標 |
|---|---|
| (5) | 連結貸借対照表 |
| (6) | 連結損益計算書 |
| (7) | 連結キャッシュ・フロー計算書 |
| (8) | 連結注記表 |
| (9) | 連結剰余金計算書 |
| (10) | 連結事業年度のリスク管理債権の状況 |
| (11) | 連結事業年度の事業別経常収益等 |
| 2. 通 | [結自己資本の充実の状況101 |
| (1) | 自己資本の構成に関する事項 |
| (2) | 自己資本の充実度に関する事項 |
| (3) | 信用リスクに関する事項 |
| (4) | 信用リスク削減手法に関する事項 |
| (5) | 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 |
| (6) | 証券化エクスポージャーに関する事項 |
| (7) | オペレーショナル・リスクに関する事項 |
| (8) | 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 |
| (9) | リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 |
| (10) | 金利リスクに関する事項 |
| 3. 則 | 務諸表の正確性等にかかる確認112 |
| | |
| 4. ∉ | 計監査人の監査112 |
| 4. <i>\(\frac{\phi}{2}\)</i> | 計監査人の監査112 |
| | 計監査人の監査112 Aの概要 】 |
| [J | |
| 【 J 1. 模 | Aの概要 】 |
| 【 J 1. 機 2. ぞ | Aの概要 】 |
| 【 J 1. 機 2. 役 3. 全 4. 組 | Aの概要 】 4構図 114 2員構成(役員一覧) 115 注計監査人の名称 115 1合員数 116 |
| 【 J 1. 楔 2. 名 3. <i>全</i> 4. 約 5. 約 | Aの概要】114議構図115計監査人の名称115は合員数116は合員組織の状況116 |
| 【 J 1. 楔 2. 名 3. <i>全</i> 4. 約 5. 約 | Aの概要】114: 員構成(役員一覧)115: 計監査人の名称115!合員数116!合員組織の状況116完定信用事業代理業者の状況116 |
| 【 J 1. 模 2. 名 3. <i>全</i> 4. 約 5. 約 6. 集 7. 地 | Aの概要】114議構図115:員構成(役員一覧)115:計監査人の名称115!合員数116!合員組織の状況116定信用事業代理業者の状況116!区一覧116 |
| 【 J 1. 模 2. 名 3. <i>会</i> 4. 斜 5. 斜 6. 毕 7. 世 8. 浴 | Aの概要】114議構図115計監査人の名称1151合員数1161合員組織の状況116定信用事業代理業者の状況116区一覧116首本・あゆみ117 |
| 【 J 1. 模 2. 名 3. <i>会</i> 4. 斜 5. 斜 6. 毕 7. 世 8. 浴 | Aの概要】114議構図115:員構成(役員一覧)115:計監査人の名称115!合員数116!合員組織の状況116定信用事業代理業者の状況116!区一覧116 |
| 【 J 1. 模 2. 名 4. 彩 5. 彩 6. 集 7. 地 8. 序 | Aの概要】114編図115計監査人の名称115は合員数116は合員組織の状況116定信用事業代理業者の状況116区一覧116本・あゆみ117評論等のご案内118 |
| 【 J 1. 模名 3. 全 4. 彩 5. 彩 7. 光 9. 尼 | Aの概要】4構図1142員構成(役員一覧)115計監査人の名称1151合員数1161合員組織の状況1161定信用事業代理業者の状況1162区一覧1163革・あゆみ117新等のご案内118定開示項目掲載ページ一覧】 |
| 【 J 1. 模名 2. 名 4. 料名 5. 料名 7. 比 8. 况 1. 私 | Aの概要】 |
| 【 J 1. 模名 2 3 4 4 5 5 6 7 8 7 8 2 2 4 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 | Aの概要】114議構図115:員構成(役員一覧)115計監査人の名称115社合員数116社合員組織の状況116定信用事業代理業者の状況116記区一覧116選挙・あゆみ117結等のご案内118定開示項目掲載ページ一覧】は住角及び子会社等)に関する開示項目120結(組合及び子会社等)に関する開示項目121 |
| 【 J 1. 模名 2 3 4 4 5 5 6 7 8 7 8 2 2 4 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 | Aの概要】 |
| 【 J 1. 模名 全 約 和 宋 比 洛 尼 1. 差 約 道 1. 2. 3. | Aの概要】 持模図 |
| 【 J 1. 核 名 会 紹 終 生 光 乃 2. 名 6 7 8 9 . 【 1. 超 直 自 【 2. 3 . 【 3 . 【 2 . 【 3 . 【 3 . 【 3 . 】 】 】 】 】 】 】 】 】 】 】 】 】 】 】 】 】 】 | Aの概要】114議構図115:員構成(役員一覧)115計監査人の名称115社合員数116社合員組織の状況116定信用事業代理業者の状況116記区一覧116選挙・あゆみ117結等のご案内118定開示項目掲載ページ一覧】は住角及び子会社等)に関する開示項目120結(組合及び子会社等)に関する開示項目121 |

ごあいさつ



平素はJA徳島市の運営ならびに事業活動全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 当JAの事業内容、活動状況をご案内するディスクロージャー誌を作成しましたので、事業運営に対するご理解を 一層深めて頂ければ幸いと存じます。

さて、経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症により急激な景気後退に陥り、経済社会活動の抑制・

自粛に伴う個人消費の減少等より、未曽有の経済停滞にさらされております。政府は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などを行うも未だ沈静化に至らず、日本農業においても、深刻な影を落としております。

このような状況を鑑み、組合員皆様の「日常のくらし」に安心を提供できるJAとして、無金利融資である新型コロナウイルス感染症対応資金を設立し、農業経営の安定化に取り組むとともに、国政・県政コロナ対策事業にも出来る限りの情報発信や取次窓口対応に努めました。

一方、農協改革においては、政府の規制改革推進会議において農家所得拡大に向けた具体的改革方針、中長期シミュレーション、准組合員の意見反映方針等の方向性を示す予定であり、自己改革を推進する中でその対応を図る必要がございます。

JA徳島市では、こうした情勢変化を認識し経営の健全性確保と経営基盤の強化に努めた結果、令和2年度事業については約436百万円の当期剰余金を挙續することができました。これもひとえに、組合員皆様のご理解・ご協力の賜物と心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

さらなる組合員との「対話」を通じた総合事業の展開、コスト削減並びに事業・組織改革を行い、将来ビジョン「10年後も日常のくらしに安心と豊かさを」の実現に向けて、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、役職員一丸となって取り組んで参ります。

今後とも当JAの事業運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、 ご挨拶とさせて頂きます。

令和3年7月 徳島市農業協同組合

代表理事組合長 松田 清見

経営と事業の概況

- 1. 経営理念
- 2. 経営方針
- 3. 経営管理体制
- 4. 事業の概況(令和2年度)
- 5. 農業振興活動
- 6. 地域貢献情報
- 7. リスク管理の状況
- 8. 自己資本の状況
- 9. 主な事業の内容

1. 経営理念

[将来ビジョン]

「10年後も日常のくらしに安心と豊かさを」

[基本理念]

「すべては誠を尽くして」

JA徳島市は、組合員・地域のみなさまとともに歩み、「食」と「緑」と「水」を守り、地域社会への貢献とふれあい活動を通じて、地域に愛されるJAを目指します。

[基本方針]

<組合員・地域のみなさまとともに>

組合員・地域のみなさまとの絆を大事にし、ベストパートナーであり続けます。

<「食」と「緑」と「水」を守り>

元気な産地づくりに取り組み、消費者との懸け橋となり、郷土の豊かな緑を守ります。

<地域社会への貢献とふれあい活動>

協同の力を発揮し、人と人とが助け合い、心ふれあう豊かな地域づくりに取り組みます。

<地域に愛されるJAへ>

みなさまの暮らしに安心や明るい未来を創造し、信頼され愛されるJAを目指します。

2. 経営方針

第6次中期経営計画(令和2~4年度)

「自己改革の更なる進化」

〔 基本目標 〕

◆農業者の所得増大・農業生産の拡大

農業者が将来にわたり安心して農業が続けられるよう、営農指導体制・農作業受託の拡充を図ることで、地域農業の生産振興はもとより農業所得の増大に向け「スケールメリットを活かした販売力の強化」「トータル生産コストの削減」「更なる農業者の後方支援」等の実践・継続に取り組みます。

◆地域の活性化

将来も安心して暮らせる地域社会づくりとして、JA総合事業を通じた生活インフラ機能の維持、食と農の取り組み、生活くらしの充実等の実践・継続により、地域とのつながり深化や地域農業・JAファンづくりを進めます。

2. 経営方針

◆組合員との対話を通じた組織基盤強化

地域に愛される身近な組織づくりに取り組むには、事業利用、組合員組織活動、訪問活動等の機会を活用した「日常の対話」を組合員の「声」として組織運営に反映し、JA活動の更なる活性化により組織基盤の強化を目指します。

◆経営の健全性確保と経営基盤の強化

将来にわたり農業・地域を支える組織として役割を発揮していくには「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」と並行して、「JA経営の健全性確保と経営基盤の強化」が不可欠であり、組合員の皆様の理解を得ながら、事業・組織機能・要員配置等の見直しを含めた組織再構築の取り組みを進めてまいります。

3. 経営管理体制

〔 経営執行体制 〕

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当理事を置くと共に、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況 (令和2年度) (法定)

令和2年度は、組合員ならびに利用者みなさまのご理解ご協力のもと、役職員一丸となり事業活動を展開した結果、4億3,626万円の当期剰余金を上げる事ができました。

(単位・千円)

《 事業実績の概要 ≫

| 1 | · + * * | ルスマンル | 1134 // | | | | | (+ | - 11/2 • | 1 1 1/ |
|---|---------|-------|---------|----|--|-----|---|------|------------|--------|
| | 項 | | | 目 | | R 2 | 年 | 度 | 実 | 績 |
| | 貯 | 金 | 残 | 高 | | | | 206, | 023, | 176 |
| | 貸 | 出 🕏 | 金 残 | 高 | | | | 57, | 687, | 413 |
| | 長其 | 明共活 | 斉 保 有 | 育高 | | | | 394, | 170, | 907 |
| | 購! | 買 品 | 取 扱 | 高 | | | | 5, | 339, | 837 |
| | 販 딄 | 売 品 | 取 扱 | 高 | | | | 8, | 837, | 259 |
| | 当 | 期乗 | 利 余 | 金 | | | | | 436, | 268 |

5. 農業振興活動 (リレバン、法定含む)

[基本方針]

- 1. 生産部会活動の活性化と多様な担い手を核とした地域農業の発展
- 2. 消費者の視点に立った「安全」・「安心」な農産物の安定供給
- 3. 農業とのつながりを重視した食農教育の推進
- 4. 自然環境の保全・水源涵養・文化の継承など農業・農村の多面的機能の維持

[活動状況]

- ◇ 部会活動と協調し、栽培管理暦の検討や各種の栽培試験を実施し情報の提供に努めました。
- ◇ 農業振興計画「飛翔(第4刊)」に添った活動に努めました。
- ◇ 生産履歴記帳運動に努め「安心」・「安全」な農産物づくりに努めました。
- ◇ 農家への訪問活動等を通じ、担い手の育成に努めました。
- ◇ 新規就農者支援相談会・営農講座を開催し、農業者の確保・支援に努めました。
- ◇ 農作業無料職業紹介所を開設し、労働力補完システムの構築に努めました。

6. 地域貢献情報(リレバン、法定含む)

[全般に関する事項]

私たちJA組織は、農業を守り、農業を育て、農業者(組合員)の生活を守りその地位の向上に貢献することを主な目的としていますが、同時に私たちのまわりの地域の皆さまの生活にも密着した、より開かれたJAを目指しています。

このような考えの下に、私たちは管内の各市町村で開催される産業文化祭や、食材フェアなどの各種イベントへの参加をはじめ、新鮮な野菜や果物を提供する朝市・直売所の開催、年金友の会活動など、地域とのネットワーク作りを行っています。

[地域からの資金調達の状況]

1. 貯金・定期積金残高

組合員をはじめ利用者皆さまからお預かりした貯金の残高は、206,023 百万円(うち定期積金の残高は2,669 百万円)となっています。

資格別貯金残高は次のとおりです。

(単位:千円)

| 資格 | 貯金等残高 |
|------|---------------|
| 組合員等 | 173, 691, 554 |
| その他 | 32, 331, 621 |
| 合 計 | 206, 023, 176 |

令和3年3月31日現在

2. 貯金商品

目的・金額・期間にあわせてご利用いただける各種貯金商品を取り扱っています。主な貯金商品については、本誌の P. 17 をご覧ください。

6. 地域貢献情報 (リレバン、法定含む)

3. 出資金

組合員の皆さまに払い込んでいただいている出資金の残高は次のとおりです。

(単位:千円)

| 資格 | R1 年度 | R2 年度 |
|--------|-------------|-------------|
| 正組合員 | 2, 316, 546 | 2, 380, 662 |
| 准組合員 | 879, 267 | 1, 199, 496 |
| 処分未済持分 | 19, 248 | 24, 624 |
| 合 計 | 3, 215, 061 | 3, 604, 782 |

令和3年3月31日現在

[地域への資金供給の状況]

1. 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ利用者皆さまへの貸出金の残高は、57,687百万円となっています。 資格別貸出金残高は次のとおりです。

(単位:千円)

| | (十一元・111) |
|--------|--------------|
| 資格 | 貸出金残高 |
| 組合員等 | 50, 671, 344 |
| 地方公共団体 | 902, 640 |
| その他 | 6, 113, 429 |
| 合 計 | 57, 687, 413 |

令和3年3月31日現在

2. 制度資金取扱状況

農業制度資金は、農業経営の改善や、経営規模の拡大などに必要な資金で、国・県・市町 村の農業施策に基づいて融資される低利の資金です。

制度資金の取り扱い状況は次のとおりです。

(単位: 千円)

| | (十四・114) |
|---------|----------|
| 種類 | 貸出金残高 |
| 農業近代化資金 | 188, 269 |
| その他制度資金 | _ |
| 合 計 | 188, 269 |

令和3年3月31日現在

3. 融資商品

事業資金・住宅ローン・マイカーローン・教育ローンなど、組合員へのご融資をはじめ、 地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しておりま す。

詳しい融資商品については、本誌の P. 18~P. 20 をご覧ください。

[農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援]

佐那河内村の地方創生事業の取組みに寄与するため、地区外から佐那河内村に移住する方を対象として、空家改修のために必要な資金のご融資を取扱っております。

商品名:佐那河内村地方創生事業「宿借(やどかり)」

[文化的·社会的貢献活動]

- 1. 文化的・社会的に関する事項
 - ◇ 市民菜園への協力
 - ◇ 食材フェアへの参加
 - ◇ 各支所で開かれる朝市・直売所
 - ◇ 松茂直売所、なっとく市場
 - ◇ 小学生の農作業体験支援
 - ◇ 幼稚園児の交通安全教室
 - ◇ まちかど救急ステーションへの登録

など

- 2. 利用者ネットワーク化への取り組み
 - ◇ 年金友の会ゲートボール大会開催
 - ◇ 年金友の会グラウンド・ゴルフ大会開催

など

- 3. 情報提供活動
 - ◇ 広報誌「びざん」の発行
 - ◇ ホームページによる情報発信

など

7. リスク管理の状況 (法定)

◇ リスク管理体制 ◇

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、経営層を含めたメンバーで構成するALM委員会を定期的に開催し、将来を見据えた運用および調達と、バランスのとれた資産・負債の総合管理をはかり、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所審査室が各支所と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び 当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運 用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的 な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不 適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

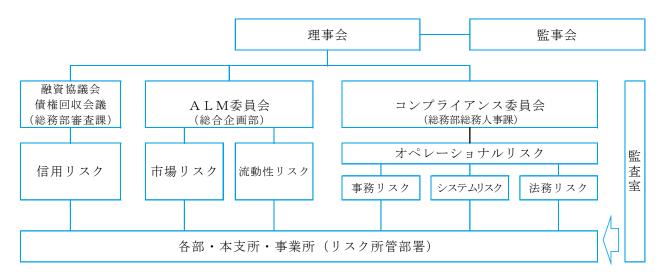
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、万が一のシステム災害・障害等に備え、リスクの軽減を図っています。

7. リスク管理の状況(法定)

[リスク管理体制図]



◇ 法令遵守体制 ◇

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とする コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部 門・各支所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、 研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇ 金融ADR制度への対応 ◇

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A信用事業の苦情等受付窓口(電話:088-622-8003[月〜金 9時〜17時]) 当 J A共済事業の苦情等受付窓口(電話:088-622-6011[月〜金 9時〜17時])

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター (電話:078-341-8227) 愛媛県弁護士会紛争解決センター (電話:089-941-6279)

①の窓口または一般社団法人 J Aバンク相談所(電話: 03-6837-1359)に お申し出ください。なお、兵庫県弁護士会、愛媛県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

• 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話: 03-5368-5757) https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

(一財)自賠責保険·共済紛争処理機構 http://www.jibai-adr.or.jp/

(公財)日弁連交通事故相談センター https://www.n-tacc.or.jp/

(公財)交通事故紛争処理センター https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いたただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制 ◇

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は当JAの本所・支所・事業所の全部門を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については直ちに、代表理事組合長、理事会、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

7. リスク管理の状況 (法定)

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針◇

当組合は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下、「政府指針」という。)」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、 適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを 適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための 各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 個人情報保護方針 ◇

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」 といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドラ イン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定 の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報を いい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本 人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成 に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特 定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

7. リスク管理の状況(法定)

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を 得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護 団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。 保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

- ※個人情報開示手数料として、1事業につき1,100円(税込)の手数料を徴収させて頂きます。
 - 尚、以下のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しない場合があります。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 当組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 個人情報保護法以外の他の法令に違反することとなる場合

◇ 情報セキュリティ基本方針 ◇

徳島市農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、I T基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な 組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、 破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本 方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

7. リスク管理の状況(法定)

◇ 利益相反管理方針の概要 ◇

当JA徳島市(以下、「当JA」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共 済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不 当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当JAの間の利益が相反する類型
- (2) 当JAの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JAの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA徳島市 総務部 (088-622-6335) までご連絡ください。

8. 自己資本の状況(法定)

◇ 自己資本比率の状況 ◇

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、11.21%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実 ◇

当JAの自己資本は、組合員からの普通出資により資本調達されています。

○ 普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|--------------------------|
| 発行主体 | 徳島市農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目 に算入した額 | 3,604 百万円(前年度 3,215 百万円) |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容(法定)

○信 用 事 業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、 JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■ 貯金商品一覧表

(令和3年4月1日現在)

| | 貯 金 | 種 類 | 内容 | 期間 | お預入れ金額 |
|----|------|-------|--|----------------|-----------------------|
| 当 | 座 | 貯 金 | お支払いに手形・小切手をお使いいただ く貯金です。事業用の口座としてご利用 いただくと便利です。 | | |
| 普 | 通 | 貯 金 | いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与・年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。(決済用貯金の取り扱いもいたしております。) | 自 由 | 1 円以上 |
| 通 | 知 | 貯 金 | まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引き出しの場合は、2日以上前にお知らせください。 | 7日以上 | 50,000 円以上 |
| ス・ | ーパー定 | 期貯金 | 最長5年までニーズにあった期間でお 預入れできる定期貯金です。 | 1か月以上5年以内 | 1 円以上 |
| 大 | 口定; | 期 貯 金 | 1,000万円以上の大口資金の運用に適し た商品です。 | (期日指定方式もございます) | 1,000 万円以上 |
| 定 | 期 | 積 金 | 目標を定めて無理のない資産の積立を 行っていただくことができます。 | 6か月以上10年以内 | 1,000 円以上 (1 回あたり) |
| 積 | 立式定 | 期貯金 | 毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無 理のない資金づくりができます。 | 6か月以上 | 1 円以上 (1 回あたり) |

● 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向 けローンも取り扱っています。

■ 主なローンの種類

(令和3年4月1日現在)

| 資 金 名 | 資 金 使 途 | 融資金額 | 融資期間 | 担保保証 |
|----------|--|-------------|-------------------------------|--|
| フリーローン | 生活に必要な一切の資金 および事業性資金(負債整 理は除く。) | 500 万円以内 | 6 か月以上 10 年以内 | 三菱 UFJ ニコス (株) の保証が必要となり ます。 |
| 多目的ローン | 資金使途が確認できる生活に必要な資金(負債整理は除く。) | 500 万円以内 | 6 か月以上 10 年以内 | 徳島県農業信用基金 協会等の保証が必要 となります。 |
| マイカーローン | 自動車・オートバイ等の購 入資金および付帯費用 | 1,000 万円以内 | 6 か月以上 最長 10 年以内 | 徳島県農業信用基金 協会等の保証が必要 となります。 |
| 教育ローン | 入学時および就学時に必 要な資金 | 1,000 万円以内 | 6 か月以上 15 年以内 (在学期間+9 年以内) | 徳島県農業信用基金 協会等の保証が必要 となります。 |
| 住宅ローン | 住宅の新築、購入(マンション、中古住宅を含む。)、 住宅用の土地購入および 借換 | 1 億円以內 | 3 年以上 40 年以内 | ご融資対象の住宅・敷 地等の担保のほか、徳 島県農業信用基金協 会等の保証と、団体信 用生命共済・火災共済 への加入が必要とな ります。 |
| リフォームローン | 住宅の増改築・改装・補修・付帯設備資金 | 1, 500 万円以内 | 6 ヶ月以上 15 年以内 | 徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。団体信用生命共済への加入が必要となる場合があります。 |
| カードローン | 使途自由 | 500 万円以内 | 1 年毎の更新 | 徳島県農業信用基金 協会等の保証が必要 となります。 |

9.主な事業の内容(法定)

| | | 資 金 名 | 資 金 使 途 | 期 間 ()内は据置期間 | 貸出金額 (単位:万円) |
|------|-------------|---------------------|--|--|--|
| | J | アグリマイティー資金 | 運転資金、設備資金等農業者および農業 団体のあらゆる農業資金にご利用いた だけます。 | 対象事業に応じて最 長 25 (3) 年以内 | 事業費の範囲内 |
| | A プ ロ | JA農機ハウスローン | 農機具等の購入・修繕資金・パイプハウス等資材購入および建設資金・格納庫建 設資金 | 1 年以上~ 最長 10 年以内 | 1,800 万円以内 |
| | パ | JA営農ローン | 営農に必要な運転資金です。 | 1年ごとの自動更新 | 300 万円以内 |
| | | JA大型営農ローン | 営農に必要な運転資金です。 | 1年ごとの自動更新 | 300 万円超 1,000 万円以内 |
| | 資 金 | J A交付金等つなぎ資 金 | 国等の行政による農業者の成長・安定に 向けた各種交付金等受領までのつなぎ 資金 | 1 年以内 | 支払われる交付金等 相当額のうち、JA 口座に入金される金 額の範囲内 |
| 農業関連 | | (1号資金) 建構築物等造成資金 | 畜舎、果樹棚、農機具その他農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧(認定農業者のみ)又は取得に要する資金 | 農機具等のみ ① 認定農業者 7(2)年以内 ② 認定新規就農者 10(5)年以内 ③ その他 7(2)年以内 畜舎・果樹棚等含む ① 認定農業者 15(7)年以内 ② 認定新規就農者 17(5)年以内 ③ その他 15(3)年以内 | 事業費の 80% (認定農業者 100% |
| 資金 | 農業近代化資金 | (2号資金) 果樹等植栽育成資金 | 果樹その他の永年性植物の植裁又は育成に要する資金(認定農業者以外は資金に制限があります。) | ① 認定農業者 15(7)年以内② 認定新規就農者 17(7)年以内③ その他 15(7)年以内 | ※7 号資金①及び② は除く。)と次の額 のいずれか低い額 個人 1,800万円 (知事特認 20,000万円) |
| | | (3号資金) 家畜購入育成資金 | 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要 する資金 | 認定農業者 7(2)年以内 認定新規就農者 10(5)年以内 その他 7(2)年以内 | 農業参入法人 15,000万円 農業を営む 法人等 20,000万円 |
| | | (4号資金) 小土地改良資金 | 事業費 1,800 万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧(認定農業者のみ) に要する資金 | 認定農業者 15(7)年以内 認定新規就農者 18(5)年以内 その他 15(3)年以内 | |
| | | (5号資金) 長期運転資金 | 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理 化、経営管理の合理化、農業従事の態様 の改善その他の農業経営の改善に伴い 要する資金(資金により、一定要件に該 当する方に限ります。) | 認定農業者 15(7)年以内 認定新規就農者 17(5)年以内 その他 15(3)年以内 | |

| | | 資 | 金 名 | 資 金 使 途 | 期 間 ()内は据置期間 | 貸出金額 (単位:万円) |
|-----|-------|----------------------------------|-----------------------|---|----------------------------------|---|
| | | (6号資金) 農村環境整備資金 | | 診療施設その他の農村における環境の 整備のために必要な施設の改良、造成 又は取得資金 | ① 農協等 20(3)年以内 *個人は対象外 | 事業費の 80% |
| | 農業 | (7号資金 | 之)大臣特認 | | | (認定農業者 100% ※7号資金①及び② |
| | ~ 近 代 | ①農村給排 | 水施設資金 | 農村における給排水施設の改良、造成 又は取得に要する資金 | ① 認定農業者 15(7)年以内 ② 認定新規就農者 | は除く。) と次の額 のいずれか低い額 個人 1,800万円 |
| 農 | 化資金 | ②特定農家 | 在主資金 | 農業振興地域、過疎地域、振興山村地域の家族農業経営体の農業者が行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する費用で、一定の要件に該当するもの | 17(5) 年以内 ③ その他 15(3)年以内 | (知事特認 20,000 万円) 農業参入法人 15,000 万円 農業を営む 法人等 20,000 万円 |
| 業関 | | ③内水面養殖施設資金 | | 水田を利用した水産動物の養殖施設の 改良、造成又は取得資金 | | |
| 連資金 | 県単 | 農化借う定該方しせ給資業資受ち要当に、利を金代のの一にる対乗補う | ①徳島県農 業担い手育 成資金 | 農業近代化資金 (1~4 号資金) と同じ。 ただし、18 歳以上 41 歳未満で一定要件 に該当する方に限ります。 | 農業近代化資金の各資金に同じ。 | 1,800 万円以内 |
| | 制度資金 | | ②青年農業 士等経営支 援資金 | 農業近代化資金 (1~4 号資金) と同じ。 県知事の認定する「青年農業士」又は 「指導農業士」の方に限ります。 | 農業近代化資金の各資金に同じ。 | 事業費の80% (認定農業者は 100%)と1,000万円 のいずれか低い額 |
| | 天災資金 | | | 「天災融資法」の発動により行われる、 被害農業者等に対する資金です。 | 被害損失割合により 異なります。 | 一般農業者は損失額 の 45%又は 200 万円 (法人 2,000 万円) のいずれか低い額 (※1) |

(※1)

損失額の 45%又は 200 万円 (法人 2,000 万円) のいずれか低い額 (果樹栽培者・家畜等飼養者については、損失額の 55%又は 500 万円 (法人 2,500 万円) のいずれか 低い額)

9. 主な事業の内容(法定)

●為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

●国債等窓口販売業務

(令和3年4月1日現在)

| | 個人向け国債 | | | 中、長期利付国債 | |
|--------|-----------|-----------------------|---------------|-----------------|--|
| 期間 | 3年 5年 10年 | | 2年 ・ 5年 ・ 10年 | | |
| ご購入単位 | 1 7 | 1万円以上1万円単位 額面金額 | | 5万円以上5万円単位 | |
| お払込金額 | | | | 銘柄により異なります | |
| 非課税の特典 | | 障害者の方な。 | どは特別マル優 | 憂が適用されます | |
| 利子のお支払 | | 年2回、ご指 | 定の口座にお掘 | 込いたします | |
| 中途換金 | | iすれば直近2回 iを支払うことで換 | | 市場価格により買取り | |

●サービス・その他

全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムを利用して、JAキャッシュサービス、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス等を取り扱っています。

ほかにも、国債・投資信託窓販業務を通じ、お客さまの安定的な資産形成をサポートするために、資産運用の状況、お取引経験・目的等を把握し、ニーズに合致した金融商品のご提案を行っています。

●主な手数料のご案内

内国為替の取扱手数料

(令和3年4月1日現在)

| | 種 | | 類 | | 自店内 | 系統金融 機関あて | 他 金 融機関あて |
|-------------|-------|---------------|-----------|--------|------|--------------|-----------|
| 送金手数料 | 普通提 | 及い(送金小切 |]手) | 1件につき | - | 440円 | 880円 |
| | | - 251 H | 3万円未満 | 1 件につき | 220円 | 330円 | 660円 |
| | 電信 扱い | 窓口ご利用 電信 | 3万円以上 | 1 件につき | 440円 | 550円 | 880円 |
| 振込手数料 | | 扱い ATM ご利用 | 3万円未満 | 1 件につき | 無料 | 110円 | 330円 |
| 1灰丛于数杆 | | | 3万円以上 | 1 件につき | 無料 | 220円 | 440円 |
| | 文書 | 3万円未満 | 1件につき | | 220円 | 330円 | 660円 |
| | 扱い | 3万円以上 | 1 件につき | | 440円 | 550円 | 880円 |
| //s A == 1: | 徳島 | 手形交換所取扱 | みの手形・小切手等 | 1 通につき | 無料 | 無料 | 無料 |
| 代金取立 手数料 | 至急捷 | 至急扱い | | | - | 440円 | 880円 |
| | 普通技 | 及い | | 1通につき | - | 440円 | 660円 |

(消費税込み)

ATM手数料

(令和3年4月1日現在)

JAバンクATM(徳島県内・全国)でJAキャッシュカードをご利用の場合

| 8: 時間帯 | 00 21:00 | |
|-----------|--------------|--|
| 平日・土日・祝日 | 無料 | |

※店舗・ATMによりご利用いただける時間帯が異なる場合があります。

コンビニATMで JA キャッシュカードをご利用の場合

| | 11 1111 (). | | | C C 1 37 13 -> 300 12 | | |
|----|--------------|---------|--------|-----------------------|------|------------|
| | 時間帯 | 8:00 8: | 45 9:C | 00 14: | 00 1 | B:00 21:00 |
| 平 | 日 | 110円 | | 無 | 料 | 110円 |
| 土 | 曜日 | 110 |)円 | 無料 110円 | | |
| 日曜 | 日曜日・祝日 | | | | 110円 | |

※「イーネットATMマーク」、「ローソンATMマーク」をご確認のうえご利用ください。

JFマリンバンクATM(徳島県内・全国)でJAキャッシュカードをご利用(お引き出し)の場合

| <u> </u> | | |
|----------|---------------|-----|
| 時間帯 | :00 21: | :00 |
| 平日・土日・祝日 | 無料 | |

※店舗・ATMによりご利用いただける時間帯が異なる場合があります。

9. 主な事業の内容(法定)

JAネットバンク利用手数料

(令和3年4月1日現在)

| 項 | 目 | 金 | 額 |
|--|--------------------|---|---------|
| 個人向け J Aネットバンク利用手数料 | | | - |
| 法人向けJAネットバンク月額利用料 | 基本サービス (照会・振込サービス) | | 1, 100円 |
| EXCENSE OF THE PROPERTY OF THE | 基本サービス+伝送サービス | | 3,300円 |

(消費税込み)

JAネットバンク振込手数料

(令和3年4月1日現在)

| | 1件あたり手数料 | | | |
|-------|----------|------------------------|---|---|
| | 系統金融機関あて | | 虫機関あて | 他全融機関あて |
| | E/E 7 | 県 内 | 県 外 | 他金融機関あて 275円 385円 440円 660円 |
| 3万円未満 | 無料 | 110円 | 110円 | 275円 |
| 3万円以上 | 無料 | 220円 | 220円 | 385円 |
| 3万円未満 | 無料 | 110円 | 110円 | 440円 |
| 3万円以上 | 無料 | 330円 | 330円 | 660円 |
| | 3万円以上 | 3万円以上 無 料 3万円未満 無 料 | 自店內 系統金融 場内 3万円未満 無料 110円 3万円以上 無料 220円 3万円未満 無料 110円 | 自店内 系統金融機関あて 県内県外 3万円未満無料 110円 110円 3万円以上無料 220円 220円 3万円未満無料 110円 110円 |

(消費税込み)

その他の諸手数料

(令和3年4月1日現在)

| -(0) | 他の相子数件 | | () - | 1和3年4月1日現住) |
|------|-------------------|-------------------------------|---------------|---------------------|
| | | | 1 ~ 100枚 | 無料 |
| | | | 101 ~ 300 枚 | 110円 |
| | ○窓口両替 | 紙幣・硬貨の合計枚数 | 301 ~ 500 枚 | 220円 |
| | | | 501~ 1,000枚 | 330円 |
| | | | 1,001 枚~ | 1,000枚ごとに 330円加算 |
| | (ただし、①同一金種の新券への3 | 交換、②汚染した紙幣・硬貨の交換、③記念硬貨の | 交換、④1円・5円の両替に | |
| | ○送金・振込の組戻料 | | 1 通につき | 660円 |
| | ○不渡手形返却料 | | 1 通につき | 660円 |
| | ○取立手形組戻料 | | 1 通につき | 660円 |
| その | ○取立手形店頭呈示料 | | 1 通につき | 660円 |
| (I) | (ただし、660 円を超える取立紀 | 圣費を要する場合はその実費を申し受けます。) | 1,20(0) 0 | 0 0 0 1 1 |
| 他諸 | ○小切手帳の発行 | | 1冊(50枚)につき | 440円 |
| 手 | ○手形帳の発行 | | 1冊(25枚)につき | 550円 |
| 数 | ○自己宛小切手の発行 | | 1枚につき | 550円 |
| 料 | ○通帳・証書の再発行 | | 1 件につき | 550円 |
| | ○ICキャッシュカードのĀ | 再発行 | 1 件につき | 550円 |
| | ○国債保護預かり | | 月額1口座につき | 無料 |
| | ○個人情報開示等事務手数料 | <u></u> | 1回につき | 1,100円 |
| | ○各種証明書の発行 | | 1 件につき | 220円 |
| | ○変動金利住宅ローン切替 | 手数料 | 1 件につき | 無 料 |
| | ○住宅ローン繰上返済手数料 | 와 (一部) | 1件につき | 5,500円 |
| | ○住宅ローン繰上返済手数料 | 斗(全額)返済金額1,000万円未満 | 1 件につき | 11,000円 |
| | ○住宅ローン繰上返済手数料 | 斗(全額)返済金額1,000万円以上 | 1 件につき | 返済金額の1.5% |
| | ○JAネットバンクによる付 | 主宅ローン繰上返済手数料(一部) | 1契約につき | 無料 |
| _ | | | | |

(消費税込み)

● 投信窓口販売業務

♦ 投資信託の窓口販売をしています。

(令和3年4月1日現在)

| ・ 投資品品の配音級別をも | | (14.1 | |
|----------------------|----------|-----------------------------|--------------|
| 商品名 | 主な投資対象 | 特色 | 申込単位 |
| JA 日本債券ファンド | 日本の公社債 | 日本の債券に投資し、NOMURA-BPI 総合指数を中 | 投信つみたてサービス |
| | | 長期的に上回る収益獲得を目指します。 | 対象ファンド |
| | | | 1万円以上1円単位 |
| 農林中金<パートナーズ> | 日本・米国の不動 | 日米の不動産・債券・株式の3資産にそれぞれ分散 | 投信つみたてサービス |
| 日米6資産分散ファンド | 産や債券、株式 | 投資します。為替ヘッジを行います。資産配分の異な | 対象ファンド |
| *安定運用コース 愛称:コア6エバー | | る2タイプ間でスイッチングが可能です。 | 1万円以上1円単位 |
| *資産形成コース 愛称:コア6シード | | | |
| 農林中金<パートナーズ> | 日本国内の株式 | 日経平均株価(日経 225)に連動した投資成果を目指 | 投信つみたてサービス |
| つみたてNISA日本株式 日経225 | | します。つみたてNISA対象です。 | 対象ファンド |
| | | | 5千円以上1,000円単 |
| | | | 位 |
| 農林中金<パートナーズ> | 米国の株式 | 米国の株式に投資し、S&P500指数に連動した投 | 投信つみたてサービス |
| つみたてNISA米国株式 S&P500 | | 資成果を目指します。為替ヘッジは行いません。つ | 対象ファンド |
| | | みたてNISA対象です。 | 5千円以上1,000円単 |
| | | | 位 |
| 農林中金<パートナーズ> | 米国の株式 | 米国の株式に投資し、S&P500指数に連動した投 | 投信つみたてサービス |
| 米国株式S&P500インデックスファン | | 資成果を目指します。為替ヘッジは行いません。 | 対象ファンド |
| F | | | 1万円以上1円単位 |
| 農林中金<パートナーズ> | 日本国内の株式 | 日本国内の株式に投資し、徹底した深い企業調査を | 投信つみたてサービス |
| おおぶね JAPAN(日本選抜) | | 通じて、持続的に価値を創造する企業への長期投 | 対象ファンド |
| | | 資、および、投資先へのエンゲージメント活動により、 | 1万円以上1円単位 |
| | | 長期的なリターンの獲得を目指します。 | |
| 農林中金<パートナーズ> | 米国の株式 | 米国の株式に投資し、徹底した深い海外企業調査を | 投信つみたてサービス |
| 長期厳選投資 おおぶね | | 通じて、圧倒的な競争力を有する企業への長期厳選 | 対象ファンド |
| | | 投資を行います。農林中金バリューインベストメンツ | 1万円以上1円単位 |
| | | により投資助言を受けます。為替ヘッジは行いませ | |
| | | λ_{\circ} | |
| 農林中金<パートナーズ> | 東京証券取引所 | 東証 REIT 指数(配当込み)に連動した投資成果を目 | 投信つみたてサービス |
| J-REIT インデックスファンド | に上場されている | 指します。 | 対象ファンド |
| *毎月分配型 | 不動産投資信託 | | 1万円以上1円単位 |
| *年1回決算型 | 証券 | | |
| One ニッポン債券オープン | 日系企業が発行 | 日系企業が発行する円建ておよび外貨建ての各種 | 投信つみたてサービス |
| 愛称:J 社債選抜 | する円建ておよ | 債券を中心に投資します。為替ヘッジを行います。 | 対象ファンド |
| | び外貨建ての各 | | 1万円以上1円単位 |
| | 種債券 | | |
| グローバル・インカム・フルコース | 世界各国の債券 | 日本を含む世界各国の幅広い種類の債券やそれら | 投信つみたてサービス |
| *為替リスク軽減型 | | の派生商品等に分散投資を行います。中長期の市 | 対象ファンド |
| *為替ヘッジなし | | 場見通しに基づき資産配分や銘柄選定を行います。 | 1万円以上1円単位 |
| | | 投資対象ファンドの運用はブラックロックグループの | |
| | | 投資顧問会社が行います。為替ヘッジを行う「為替リ | |
| | | スク軽減型」、為替ヘッジを行わない「為替ヘッジな | |
| | | し」の2コース間でスイッチングが可能です。 | |
| | <u> </u> | | |

9. 主な事業の内容(法定)

| 商品名 | 主な投資対象 | 特色 | 申込単位 |
|----------------------|---------|--------------------------------|---------------|
| HSBC世界資産選抜 | 世界各国の債券 | 幅広く世界の様々な債券・株式等に分散投資しま | 投信つみたてサービス |
| 愛称:人生 100 年時代 | や株式 | す。投資比率は市場環境を分析し、適宜見直しを | 対象ファンド |
| *収穫コース(予想分配金提示型) | | 行います。いずれのコースも部分的に為替ヘッジ | 1万円以上1円単位 |
| * 充実生活コース(定率払出型) | | を行います。異なる3コース間でスイッチングが可 | |
| *育てるコース(資産形成型) | | 能です。 | |
| セゾン・バンガード・グローバルバラン | 日本・海外の債 | 日本・海外の債券・株式に分散投資します。株式と | 投信つみたてサービス |
| スファンド | 券や株式 | 債券へ半分ずつ投資し、地域別の投資比率は市 | 対象ファンド |
| | | 場の規模に応じて調整します。為替ヘッジは行い | 5 千円以上1,000円単 |
| | | ません。つみたてNISA対象です。 | 位 |
| DIAM高格付インカム・オープン(毎 | 高格付資源国の | 高格付資源国(カナダ・オーストラリア・ニュージー | 投信つみたてサービス |
| 月決算コース) | 公社債 | ランド・ノルウェー)の公社債に投資します。 為替へ | 対象ファンド |
| 愛称:ハッピークローバー | | ッジは行いません。 | 1万円以上1円単位 |
| 農中日経225オープン | 日本国内の株式 | 日経平均株価(日経225)に連動した投資成果を | 投信つみたてサービス |
| | | 目指します。 | 対象ファンド |
| | | | 1万円以上1円単位 |
| JA 海外株式ファンド | 日本を除く世界 | 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象 | 投信つみたてサービス |
| | 先進各国の株式 | とし、MSCI・KOKUSAI インデックスを中長期的に | 対象ファンド |
| | | 上回る収益獲得を目指します。ウエリントン・マネ | 1万円以上1円単位 |
| | | ージメントより投資助言を受けます。為替ヘッジは | |
| | | 行いません。 | |
| セゾン資産形成の達人ファンド | 日本・海外の株 | 投資対象ファンドを通じて海外および日本の株式 | 投信つみたてサービス |
| | 式 | を中心に投資を行います。企業分析をしっかり行 | 対象ファンド |
| | | い、長期的な視点で運用されているファンドを選 | 5 千円以上1,000円単 |
| | | 定して投資することで、長期的な資産形成に適し | 位 |
| | | たファンドを目指します。つみたてNISA対象で | |
| | | す。 | |
| グローバル・リート・インデックスファンド | 日本を除く先進 | S&P 先進国 REIT 指数(除く日本) (円ベース)に連 | 投信つみたてサービス |
| 愛称:世界のやどかり | 国の不動産投資 | 動した投資効果を目指します。為替ヘッジは行い | 対象ファンド |
| *毎月決算型 | 信託証券 | ません。 | 1万円以上1円単位 |
| *資産形成型 | | | |
| | | | |

投資つみたてサービス

| 特 色 | 申込単位 |
|---|------------|
| ご希望のファンドを毎月一定金額、自動的に購入します。日々の値動きにかかわらず毎月一定金額を | 毎月5千円以上 |
| コンスタントに投資するので、時間の分散を図ることができ、リスクの低減が図れます。また、一定口数 | (1,000円単位) |
| を継続的に購入する方法に比べると、平均購入単価を低くする効果も期待できます。 | |
| | |

◇ 系統セーフティネット (貯金者保護の取り組み) ◇

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

< 「JAバンクシステム」の仕組み>

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

< 「破綻未然防止システム」の機能>

破綻未然防止システム」は、J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するための J Aバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々の J A等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国の J Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金 ** 」等を活用し、個々の J Aの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2020年3月末における残高は1,659億円となっています。

<「一体的事業運営」の実施>

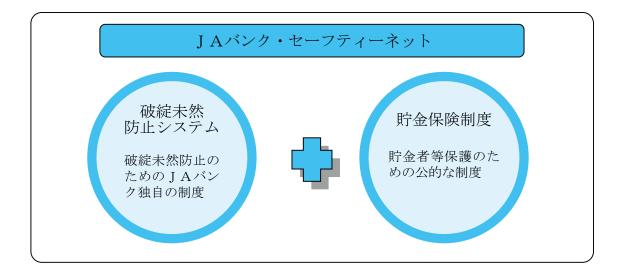
良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、 共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

<貯金保険制度>

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、 貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを 目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度 です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金 残高は、2020年3月末現在で4,417億円となっています。

9. 主な事業の内容(法定)



◇ 金融商品の勧誘方針 ◇

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を 遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- 1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、 組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

○共済事業

□ 共済事業について

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。また、豊かで安心して暮らせる地域社会づくりをめざした取り組みとして、地域貢献活動を行っております。

1. 令和2年度末事業実績

①全国計

長期共済保有契約件数 約 3,160万件 長期共済保有契約高 約 238兆 7,559億円 短期共済新契約掛金 約 4,662億円 支払共済金額 約 3兆 8,804億円 総資産額 約58兆 363億円 (前年度 約57兆1,883億円)

②徳島県計

長期共済保有契約件数約24万件長期共済保有契約高約 2兆 1,818億円短期共済新契約掛金約 34億円支払共済金額約 350億円

2. 地域貢献活動実施内容

①書道・交通安全ポスターコンクールの開催

小・中学生の書道・美術教育への貢献を目的に開催しています。 ※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により中止。

②交通安全対策活動

交通事故未然防止を目的に、小学校新1年生に向けた交通安全傘の寄贈、「交通事故相談」を行っています。

③健康管理活動

女性部員を対象に、健康で明るい生活づくりを目的に「女性のつどい」を開催しています。

④母子手帳ケースの寄贈

子育て支援の一環として、徳島県内の自治体に母子手帳ケースを寄贈し、自治体より母子手帳交付時に配布いただいています。

9. 主な事業の内容(法定)

□ JA共済商品一覧(令和3年4月1日現在)

- 1. 長期共済(共済期間が5年以上の契約)
- ① 終身共済

万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。

②生存給付特則付一時払終身共済(平28.10) ご加入しやすく生前贈与としても活用できる、一生涯の万一保障プランです。

③予定利率変動型年金共済

老後の生活資金準備のためのプランです。ご契約後6年目以降、その時の経済状況に合わせ予定利率を見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。

④養老生命共済

万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。

⑤こども共済

お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。

⑥医療共済

日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。

⑦がん共済

がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。全てのがんのほか、脳腫瘍 も対象としています。(80歳満了タイプもあります。)

⑧介護共済

公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、介護の不安に一生涯備えられるプランです。

⑨一時払介護共済

まとまった資金で一生涯にわたって介護の不安に備えられるプランです。

⑩生活障害共済

病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。

①特定重度疾病共済

三大疾病に加え生活習慣病により所定の状態に該当した場合に一時金で保障するプランです。

迎建物更生共済

火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、 建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

上記の共済以外に、定期生命共済、引受緩和型終身共済、引受緩和型医療共済も取り扱っ ております。

2. 短期共済(共済期間が5年未満の契約)

①自動車共済

相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障な ど、万一の自動車事故を幅広く保障します。

②自賠責共済

法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護を保障します。

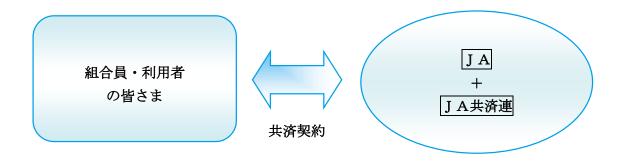
③傷害共済

日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。

上記の保障以外に、火災共済等も取り扱っております。

◇ 組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けし ています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した「ひ と・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



A: JA共済の窓口です。 J

> 組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしを サポートしています。

JA共済連: JAと一体となって、JA共済事業を運営しています。

JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金

の積み立てなどを行っています。

9. 主な事業の内容(法定)

○ 農業関連・指導事業

総合事業体としてのJA機能を発揮し、組合員及び地域の皆様にメリットや満足を提供しています。

●販売事業

・ 販売事業は、生産者が出荷した農畜産物を消費者にお届けする事業です。 農畜産物の安全は産地から始まり、安全管理の充実と生産情報の管理により、消費者に「安全」と「安心」を提供できる産地づくりに取り組み、共販率の向上にも取り組んでいます。

●購買事業

- 購買事業は、生産資材部門と生活資材部門に分類できます。
- ・ 生産資材部門は、消費者に安全で安心な農畜産物をお届けするため、農業生産に必要な資材を販売する事業です。肥料・農薬・園芸資材・農業機械・飼料等があります。
- ・ 生活資材部門は、利用者のニーズにお応えし、日常生活に必要な商品を取り扱っています。 精米(パールライス)・食品・自動車・農舎・住宅等があります。また、ベルモニー葬祭 と連携し冠婚葬祭の取扱いもあります。

●指導事業

- ・ 生産者に必要な営農情報や防除案内等を発信し、農業技術の普及・促進に努めております。
- ・ 生産者からの求人と求職者からの応募をマッチングさせる農作業無料職業紹介所の運営を 実施しております。
- ・ アグリスクールを開校し、農業体験・料理教室などを開催して子どもたちに食と農の大切 さを教えています。

______ MEMO _____

经营資料

決算の状況

- 1. 貸借対照表
- 損益計算書
- 3. 注記表
- 剰余金処分計算書 4.
- 部門別損益計算書 5.

損益の状況 Π

- 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標
- 利益総括表 2.
- 3.
- 資金運用収支の内訳 受取・支払利息の増減額 4.

事業の概況 Ш

- 1. 信用事業
- 2. 共済取扱実績
- 3.
- 農業関連事業取扱実績 生活その他事業取扱実績 指導事業 4.
- 5.

経営諸指標 W

- 1. 利益率
- 貯貸率・貯証率 2.
- 3. その他経営諸指標

V 自己資本の充実の状況

- 自己資本の構成に関する事項 自己資本の充実度に関する事項 2.
- 3.
- 4.
- 信用リスクに関する事項 信用リスク削減手法に関する事項 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の 5. リスクに関する事項 証券化エクスポージャーに関する事項 出資その他これに類するエクスポージャーに関す
- 6.
- る事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス ポージャーに関する事項 8.
- 金利リスクに関する事項 9.

連結情報 VI

- 1. グループの概況
- 2. 連結自己資本の充実の状況
- 3. 財務諸表の正確性等にかかる確認
- 4. 会計監査人の監査

I 決算の状況

| 1. 貸借対照表(% | | | | | (単位:千円) |
|----------------|--------------------|--------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| 科目 | R1年度 (R2年3月31日) | R2年度 (R3年3月31日) | 科目 | R1年度 (R2年3月31日) | R2年度 (R3年3月31日 |
| (資産の部) | (K2+3)131 H) | (K0-0)101 H) | (負債の部) | (K2-0)101 H) | (K0-0)101 H |
| . 信用事業資産 | 205, 513, 432 | 212, 606, 291 | 1.信用事業負債 | 205, 522, 681 | 211, 503, 87 |
| (1) 現金 | 772, 746 | 774, 174 | (1) 貯金 | 200, 485, 742 | 206, 023, 17 |
| (2) 預金 | 142, 463, 115 | 145, 946, 480 | (2) 借入金 | 3, 500, 000 | 3, 500, 00 |
| 系統預金 | 142, 452, 355 | 145, 890, 581 | (3) その他の信用事業負債 | 1, 536, 939 | 1, 980, 69 |
| 系統外預金 | 10, 760 | 55, 899 | 未払費用 | 89, 670 | 71, 40 |
| (3) 有価証券 | 6, 476, 789 | 8, 609, 197 | その他の負債 | 1, 447, 268 | 1, 909, 28 |
| 国債 | 3, 111, 960 | 4, 252, 190 | 2. 共済事業負債 | 582, 016 | 401, 43 |
| 社債 | 1,610,060 | 2, 339, 710 | (1) 共済資金 | 348, 792 | 168, 83 |
| 受益証券 | 1, 754, 769 | 2, 017, 297 | (2) 未経過共済付加収入 | 221, 079 | 222, 49 |
| (4)貸出金 | 56, 341, 474 | 57, 687, 413 | (3) その他の共済事業負債 | 12, 144 | 10, 10 |
| 5) その他の信用事業資産 | 137, 949 | 135, 548 | 3. 経済事業負債 | 933, 501 | 1, 054, 52 |
| 未収収益 | 104, 641 | 109, 895 | (1)経済事業未払金 | 839, 330 | 945, 60 |
| その他の資産 | 33, 308 | 25, 653 | (2)経済受託債務 | 59, 269 | 73, 32 |
| 6)貸倒引当金 | △ 678, 643 | △ 546, 522 | (3) その他の経済事業負債 | 34, 902 | 35, 59 |
| . 共済事業資産 | 9, 896 | 8, 106 | 4. 設備借入金 | 286, 000 | 245, 60 |
| 1) その他の共済事業資産 | 9, 896 | 8, 106 | 5. 雑負債 | 371, 091 | 408, 70 |
| . 経済事業資産 | 1, 587, 602 | 1, 591, 347 | (1) 未払法人税等 | 85, 000 | 138, 00 |
| 1)経済事業未収金 | 1, 275, 408 | 1, 254, 905 | (2) リース債務 | 33, 700 | 27, 92 |
| 2)経済受託債権 | 2, 483 | 11 | (3)資産除去債務 | 5, 105 | 5, 21 |
| 3)棚卸資産 | 314, 655 | 291, 124 | (4) その他の負債 | 247, 284 | 237, 56 |
| 購買品 | 133, 607 | 142, 707 | 6. 諸引当金 | 778, 217 | 797, 07 |
| 販売資材 | 28, 005 | _ | (1) 賞与引当金 | 74, 780 | 75, 25 |
| 加工品 | 136, 867 | 134, 664 | (2) 退職給付引当金 | 667, 434 | 685, 23 |
| その他の棚卸資産 | 16, 175 | 13, 753 | (3)役員退職慰労引当金 | 32, 203 | 36, 58 |
| (4) その他の経済事業資産 | 79, 149 | 110, 961 | (4)睡眠貯金払戻損失引当金 | 3, 799 | - |
| (5) 貸倒引当金 | △ 84,094 | △ 65,654 | 9. 再評価に係る繰延税金負債 | 1, 102, 587 | 1, 037, 39 |
| . 雑資産 | 97, 676 | 148, 780 | 負 債 の 部 合 計 | 209, 576, 097 | 215, 448, 60 |
| (1) 雑資産 | 98, 126 | 149, 180 | (純資産の部) | | |
| (2)貸倒引当金 | △ 450 | △ 400 | 1. 組合員資本 | 10, 012, 245 | 10, 936, 49 |
| . 固定資産 | 6, 747, 450 | 6, 435, 598 | (1) 出資金 | 3, 215, 061 | 3, 604, 78 |
| (1) 有形固定資産 | 6, 734, 782 | 6, 420, 846 | (2) 資本積立金 | 618, 877 | 618, 87 |
| 建物 | 3, 475, 624 | 3, 449, 216 | (3) 利益剰余金 | 6, 197, 554 | 6, 737, 45 |
| 機械装置 | 1, 813, 352 | 1, 817, 709 | 利益準備金 | 1, 928, 100 | 2, 018, 10 |
| 土地 | 5, 622, 806 | 5, 366, 499 | その他利益剰余金 | 4, 269, 454 | 4, 719, 35 |
| リース資産 | 16, 939 | 16, 939 | 肥料協同購入積立金 | 3, 103 | 3, 10 |
| その他の有形固定資産 | 1, 048, 842 | 1, 035, 968 | 信用事業基盤強化積立金 | 1, 472, 200 | 1, 509, 48 |
| 減価償却累計額 | △ 5, 242, 782 | △ 5, 265, 486 | 農業振興積立金 | 30, 000 | 30, 00 |
| 2) 無形固定資産 | 12, 667 | 14, 752 | 生産資材供給安定積立金 | 225, 000 | 345, 00 |
| . 外部出資 | 8, 318, 876 | 8, 313, 261 | 加工事業基盤強化積立金 | 92, 000 | 100, 00 |
| 1) 外部出資 | 8, 318, 876 | 8, 313, 261 | 電算機導入積立金 | 200, 000 | 200, 00 |
| 系統出資 | 8, 032, 691 | 8, 028, 516 | 施設整備積立金 | 500,000 | 500, 00 |
| 系統外出資 | 176, 185 | 174, 745 | 食品安全安心対策積立金 | 218, 051 | 300, 00 |
| 子会社等出資 | 110, 000 | 110,000 | 経営安定対策積立金 | 675, 000 | 725, 00 |
| . 繰延税金資産 | 411, 890 | 350, 486 | 当期未処分剰余金 | 854, 100 | 1, 006, 76 |
| | | | (うち当期剰余金) | (449, 102) | (436, 26 |
| | | | (4) 処分未済持分 | △ 19, 248 | △ 24,62 |
| | | | 2. 評価・換算差額等 | 3, 098, 483 | 3, 068, 77 |
| | | | (1) その他有価証券評価差額金 | 332, 799 | 473, 58 |
| | | | (2) 土地再評価差額金 | 2, 765, 684 | 2, 595, 18 |
| | | | 純資産の部合計 | 13, 110, 729 | 14, 005, 26 |
| 資産の部合計 | | | 負債及び純資産の部合計 | | |

2. 捐益計算書(法定)

| 2. 垻益計昇音(| 佐 ルノ | | | | (単位:千円) |
|--------------------|--------------------------|--|--------------|-------------|--------------------|
| | R1年度 | R2年度 | | R1年度 | R2年度 |
| 科目 | | 自:R2年4月 1日 | 科目 | 自:H31年4月 1日 | 自:R2年4月 1日 |
| | | 至:R3年3月31日 | | | 至:R3年3月31日 |
| 1. 事業総利益 | 2, 648, 451 | 2, 752, 298 | (9)保管事業収益 | 676 | 509 |
| 事業収益 | 8, 696, 039 | 8, 550, 982 | (10) 保管事業費用 | 587 | 1, 264 |
| 事業費用 | 6, 047, 587 | 5, 798, 683 | 保管事業総利益 | 88 | △ 754 |
| (1) 信用事業収益 | 1, 586, 037 | 1, 604, 983 | (11) 利用事業収益 | 67, 513 | 62, 735 |
| 資金運用収益 | 1, 512, 039 | 1, 537, 724 | (12) 利用事業費用 | 27, 548 | 20,659 |
| (うち預金利息) | (709, 357) | | (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 32) | |
| (うち有価証券利息) | (69, 305) | 1 | | (-) | (432) |
| (うち貸出金利息) | (597, 470) | The second secon | 利用事業総利益 | 39, 965 | 42, 075 |
| | | | | 15, 961 | |
| (うちその他受入利息) | (135, 906) | | (13) 指導事業収入 | · · | 18, 724 |
| 役務取引等収益 | 37, 231 | 38, 295 | (14) 指導事業支出 | 21, 931 | 21, 905 |
| その他事業直接収益 | 6, 741 | - | 指導事業収支差額 | △ 5,969 | △ 3, 181 |
| その他経常収益 | 30, 024 | 28, 962 | (15) その他事業収益 | 459, 604 | 408, 652 |
| (2)信用事業費用 | 394, 190 | 291, 135 | (16)その他事業費用 | 382, 478 | 394, 577 |
| 資金調達費用 | 156, 715 | 140, 325 | その他事業総利益 | 77, 125 | 14, 074 |
| (うち貯金利息) | (136, 445) | (116,045) | 2. 事業管理費 | 2, 183, 228 | 2, 076, 462 |
| (うち給付補填備金繰入) | (896) | (784) | (1) 人件費 | 1, 701, 147 | 1, 596, 382 |
| (うち借入金利息) | (10, 123) | | (2) 業務費 | 211, 934 | 193, 359 |
| (うちその他支払利息) | (9, 250) | | (3)諸税負担金 | 78, 093 | 76, 279 |
| 役務取引等費用 | 18, 609 | 18, 898 | (4) 施設費 | 189, 028 | 207, 281 |
| その他経営費用 | 218, 865 | 131, 911 | (5) その他事業管理費 | 3, 024 | 3, 159 |
| C - 12/12/10 X//10 | | | 事業利益 | 465, 223 | 5, 159 675, 836 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | | (\(\triangle \) 132, 121) | | | |
| 信用事業総利益 | 1, 191, 846 | 1, 313, 848 | 3. 事業外収益 | 189, 470 | 189, 496 |
| (3) 共済事業収益 | 680, 493 | 652, 164 | (1)受取出資配当金 | 84, 902 | 88, 008 |
| 共済付加収入 | 619, 519 | 600, 771 | (2) 賃貸料 | 93, 249 | 92, 141 |
| その他の収益 | 60, 974 | 51, 393 | (3)職員厚生貸付金利息 | 652 | 604 |
| (4) 共済事業費用 | 29, 899 | 28, 250 | (4)雑収入 | 10, 665 | 8, 742 |
| 共済推進費 | 7, 640 | 9, 912 | 4. 事業外費用 | 59, 895 | 57, 986 |
| 共済保全費 | 1, 361 | 938 | (1)寄付金 | 349 | 208 |
| その他の費用 | 20, 897 | 17, 399 | (2) 雑損失 | 59, 545 | 57, 777 |
| 共済事業総利益 | 650, 594 | 623, 913 | 経常 利益 | 594, 797 | 807, 346 |
| (5)購買事業収益 | 4, 826, 914 | 5, 413, 355 | 5. 特別利益 | 4, 301 | 5, 400 |
| 購買品供給高 | 4, 791, 373 | 5, 339, 444 | (1) 固定資産処分益 | 4, 266 | _ |
| 修理サービス料 | 8, 963 | _ | (2) 一般補助金 | _ | 5, 400 |
| その他の収益 | 26, 577 | 73, 910 | (3) その他の特別利益 | 34 | ´ _ |
| (6)購買事業費用 | 4, 536, 858 | 5, 030, 371 | 6. 特別損失 | 5, 364 | 274, 375 |
| 購買品供給原価 購買品供給原価 | 4, 449, 655 | 4, 976, 571 | (1) 固定資産処分損 | 5, 364 | 20, 365 |
| 修理サービス費 | 261 | 4, 370, 371 | (2)固定資産圧縮損 | - | 5, 400 |
| その他の費用 | | | | | 1 |
| | 86, 941 | 53, 366 | (3)減損損失 | F00 704 | 248, 610 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (\(\triangle 5, 270 \) | - | 税引前当期利益 | 593, 734 | 538, 371 |
| 購買事業総利益 | 290, 056 | 382, 983 | 法人税、住民税及び事業税 | 107, 383 | 159, 720 |
| (7) 販売事業収益 | 1, 099, 441 | 422, 224 | 法人税等調整額 | 37, 248 | △ 57, 617 |
| 販売品販売高 | 740, 654 | - | 法人税等合計 | 144, 632 | 102, 102 |
| 販売手数料 | 270, 834 | 310, 499 | 当期剰余金 | 449, 102 | 436, 268 |
| その他の収益 | 87, 953 | 111, 724 | 当期首繰越剰余金 | 400, 000 | 400, 000 |
| (8) 販売事業費用 | 694, 696 | 42, 886 | 土地再評価差額金取崩額 | 4, 997 | 170, 496 |
| 販売品販売原価 | 679, 233 | - | 当期未処分剰余金 | 854, 100 | 1, 006, 764 |
| その他の費用 | 15, 463 | 42, 886 | | | |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 820) | (-) | | | |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (-) | (38) | | | |
| 販売事業総利益 | 404, 744 | 379, 337 | | | |
| かんしず 木がいて | 101, 111 | 010,001 | I | | |

⁽注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表(法定)

区分 R1 年度 R2 年度 1. 継続組合 該当する事項はありません。 該当する事項はありません。 の前提に関 する注記 2. 重要な会 (1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評 (1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評 計方針に係 価基準及び評価方法 価基準及び評価方法 ①子会社株式:移動平均法による原価法 ①子会社株式:移動平均法による原価法 る事項に関 する注記 ②その他有価証券 ②その他有価証券 ・時価のあるもの:期末日の市場価格等に基 ・時価のあるもの:期末日の市場価格等に基 づく時価法(評価差額は全部純資産直入法に づく時価法(評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法により算 より処理し、売却原価は移動平均法により算 定) 定) ・時価のないもの:移動平均法による原価法 ・時価のないもの:移動平均法による原価法 (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法 (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品、販売資材等 購買品、販売資材等 : 単品管理品目については総平均法による原 : 単品管理品目については総平均法による原 価法(貸借対照表価額は収益性の低下によ 価法(貸借対照表価額は収益性の低下によ る簿価切下げの方法) る簿価切下げの方法) グループ管理品目については売価還元法に グループ管理品目については売価還元法に よる原価法(貸借対照表価額は収益性の低 よる原価法(貸借対照表価額は収益性の低 下による簿価切下げの方法) 下による簿価切下げの方法) 加工品(製品、原材料) 加工品(製品、原材料) : 総平均法による原価法(貸借対照表価額は : 総平均法による原価法(貸借対照表価額は 収益性の低下による簿価切下げの方法) 収益性の低下による簿価切下げの方法) その他の棚卸資産(直売所在庫品) その他の棚卸資産(直売所在庫品) : 総平均法による原価法(貸借対照表価額は : 総平均法による原価法(貸借対照表価額は 収益性の低下による簿価切下げの方法) 収益性の低下による簿価切下げの方法) (3)固定資産の減価償却の方法 (3)固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 ①有形固定資産 定率法(ただし、建物・構築物は定額法) 定率法(ただし、建物・構築物は定額法) を採用しています。 を採用しています。 ②無形固定資産 ②無形固定資産 定額法 定額法 (4) 引当金の計上基準 (4) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産 査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基 査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基 準に則り、次のとおり計上しています。 準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が 発生している債務者(以下、「破綻先」)に係 発生している債務者(以下、「破綻先」)に係 る債権及びそれと同等の状況にある債務者 る債権及びそれと同等の状況にある債務者 (以下、「実質破綻先」) に係る債権について (以下、「実質破綻先」) に係る債権について は、債権額から、担保の処分可能見込額及び は、債権額から、担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控除し、その残 保証による回収可能見込額を控除し、その残 額を計上しています。 額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今 また、現在は経営破綻の状況にないが、今 後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められ 後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められ る債務者(以下、「破綻懸念先」)に係る債権 る債務者(以下、「破綻懸念先」)に係る債権 については、債権額から担保の処分可能見込 については、債権額から担保の処分可能見込 額及び保証による回収可能見込額を控除し、 額及び保証による回収可能見込額を控除し

その残額のうち、債務者の支払能力を総合的

に判断して必要と認められる額を計上してい

ます。なお、破綻懸念先に対する債権のうち

その残額のうち、債務者の支払能力を総合的

に判断して必要と認められる額を計上してい

ます。なお、破綻懸念先に対する債権のうち

区分 R1 年度 R2 年度 債権の元本の回収に係るキャッシュ・フロー 債権の元本の回収に係るキャッシュ・フロー を合理的に見積ることができる債権について を合理的に見積ることができる債権について は、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価 は、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価 額から担保の処分可能見込額及び保証による 額から担保の処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除した残額との差額を引 回収可能見込額を控除した残額との差額を引 き当てています。 き当てています。 上記以外の債権については、貸倒実績率等で 上記以外の債権については、貸出金等に係 算定した金額を計上しています。 る今後の予想損失額を見込んで計上してお り、予想損失額は過去の一定期間における貸 倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な 修正を加えて算出しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、 すべての債権は、資産査定要領に基づき、 資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署 資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署 から独立した査定監査部署が査定結果を監査 から独立した査定監査部署が査定結果を監査 しており、その査定結果に基づいて上記の引 しており、その査定結果に基づいて上記の引 当を行っています。 当を行っています。 ② 賞与引当金 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てる 職員に対して支給する賞与の支出に充てる ため、支給見込額のうち当事業年度負担分を ため、支給見込額のうち当事業年度負担分を 計上しています。 計上しています。 ③ 退職給付引当金 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度 職員の退職給付に備えるため、当事業年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込 末における退職給付債務及び年金資産の見込 額に基づき、当事業年度に発生していると認 額に基づき、当事業年度に発生していると認 められる額を計上しています。 められる額を計上しています。 ア. 退職給付見込額の期間帰属方法 ア. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見 込額を当事業年度までの期間に帰属させる 込額を当事業年度までの期間に帰属させる 方法については、期間定額基準によっていま 方法については、期間定額基準によっていま す。 す。 イ. 数理計算上の差異の費用処理方法 イ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度 数理計算上の差異については、各事業年度 の発生時における職員の平均残存勤務期間 の発生時における職員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(1年)による定額法により 以内の一定の年数(1年)による定額法により 按分した額を、発生時の翌事業年度から費用 按分した額を、発生時の翌事業年度から費用 処理することとしています。 処理することとしています。 ④ 役員退職慰労引当金 ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退 職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上し 職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上し ています。 ています。 ⑤ 睡眠貯金払戻損失引当金 睡眠貯金払戻損失引当金は、利益計上した 睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基 づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に 基づく将来の払戻損失見込額を計上していま (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方 式によっています。ただし、固定資産に係る 式によっています。ただし、固定資産に係る 控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間 控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間 で均等償却を行っています。 で均等償却を行っています。

> (6)決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示して

表示しています。

おり、金額千円未満の科目については「0」で

- (6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示して おり、金額千円未満の科目については「0」で 表示しています。
- (7)その他計算書類等の作成のための基本となる 重要事項

| | | ツタクは 東米回の向光及が専用について |
|--------------------------|--|--|
| | | 当組合は、事業別の収益及び費用について、 事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業 間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用に ついては、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載し ております。 |
| 3. 会計方針 の変更に関 する注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |
| 4. 表示方法 の変更に関 する注記 | (1) 損益計算書の表示方法 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益 計算書に各事業の収益及び費用を合算し、各 事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」 「事業費用」を損益計算書に表示しています。 | (1) 販売資材に関する表示方法 当事業年度より、前事業年度末まで区分掲記 していた「棚卸資産(販売資材)」は「棚卸資 産(購買品)」(当事業年度末 27,582 千円)に、 また、「販売品販売高」及び「販売品販売原価」 については、「購買品供給高」(当事業年度末 681,114 千円)、「購買品供給原価」(当事業年 度末 625,272 千円)にそれぞれの金額を含め て表示しております。 当該変更は農業協同組合法で定義されてい る購買事業の趣旨に合わせるための変更で す。 |
| | | (2)会計上の見積もりに関する表示方法 新設された農業協同組合法施行規則126条の 3の2に基づき、「会計上の見積もりの開示に 関する会計基準」(企業会計基準第31号 令 和3年3月31日)を適用し、当事業年度より 繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減 損に関する見積もりの情報を「会計上の見積 もりに関する注記」に記載しております。 |
| 5. 会計上の見積りに関する注記 | 該当する事項はありません。 | (1)繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 494,249千円 ②その他の情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降における将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積もり額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積もりについては、第6次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けるため、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2)固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 |

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|---------------------------------|---|---|
| | | 248,610 千円 ②その他の情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュインフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、第6次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の決算書類に重要な影響を与える可能性があります。 |
| 6. 会計上の 見積りの変 更に関する 注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |
| 7. 誤謬の訂 正に関する 注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |
| 8. 貸借対照表に関する注記 | (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産 の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,140,017 千円であり、その内訳は次の通りです。 建物 789,745 円 機械装置 1,090,465 千円 土地 156,537 千円 その他の有形固定資産 103,268 千円 (2) リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ガス 供給安全機器一式、金融端末機、共済端末機 等については、リース契約により使用しております。 なお、リース取引に関する会計基準適用初年 度開始前のリース取引のうち、リース物件の 所有権が当組合に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引はありません。 (3) 担保に供している資産 ①系統預金 相互援助担保 19,800,000 千円 当座借越担保 19,800,000 千円 | (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産 の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,113,119 千円であり、その内訳は次の通りです。 建物 789,745 円 機械装置 1,084,744 千円 土地 156,537 千円 その他の有形固定資産 100,091 千円 (2) リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ガス 供給安全機器一式、金融端末機、共済端末機 等については、リース契約により使用しております。 なお、リース取引に関する会計基準適用初年 度開始前のリース取引のうち、リース物件の 所有権が当組合に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引はありません。 (3) 担保に供している資産 ①系統預金 相互援助担保 20,100,000 千円 当座借越担保 |
| | 当座借越担保 5,000,000 千円 為替決済担保 2,400,000 千円 ②系統外預金 | 当座借越担保 5,000,000 千円 為替決済担保 2,400,000 千円 ②系統外預金 |

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|----|---|---|
| | 指定金融機関担保 1,000 千円 ③その他の信用事業資産 収納取扱金融機関担保 500 千円 | 指定金融機関担保 1,000 千円 ③その他の信用事業資産 収納取扱金融機関担保 500 千円 |
| | (4)子会社等に対する金銭債権・債務の総額 ・株式会社ジェイエイ徳島市協同サービス 子会社等に対する金銭債権の総額 -千円 子会社等に対する金銭債務の総額 39,796千円 ・ジェイエイ徳島市燃料サービス株式会社 子会社等に対する金銭債権の総額 250,057千円 子会社等に対する金銭債務の総額 219,150千円 | (4)子会社等に対する金銭債権・債務の総額 ・株式会社ジェイエイ徳島市協同サービス 子会社等に対する金銭債権の総額 300千円 子会社等に対する金銭債務の総額 39,620千円 ・ジェイエイ徳島市燃料サービス株式会社 子会社等に対する金銭債権の総額 296,327千円 子会社等に対する金銭債務の総額 298,975千円 |
| | (5)役員に対する金銭債権・債務の総額 理事、監事に対する金銭債権の総額 金銭債権 287,637 千円 理事、監事に対する金銭債務の総額 金銭債務 -千円 | (5)役員に対する金銭債権・債務の総額 理事、監事に対する金銭債権の総額 金銭債権 260,092 千円 理事、監事に対する金銭債務の総額 金銭債務 -千円 |
| | (6)貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破綻先債権額は145,805千円、延滞債権額は1,282,115千円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は計上しなかった貸出金(貸倒費却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建といる貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金でです。貸出金のうち、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権の支払い猶予、元本の返済猶予、債権を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権額及び貨出条件緩和債権額の合計額は1,427,921千円です。 | (6)貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破綻先債権額は33,435千円、延滞債権額は1,377,288千円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることとのの事由により元本又は利息の取立て又は弁らなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除のうち、3年収利息を計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金でおりません。以下「未収利息を計上貸出金でする事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は入上遅延としないる貸出金です。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権とありません。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建入に支援を図ることを目的として、金利の減免、付出金で破綻先債権及び延滞債権とは、債務者の経営再建入に支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権の支払い猶予、元本の返済猶予、債権額及び資出条件緩和債権額の合計額は1,410,723千円です。 |
| | なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (7) 土地の再評価に関する事項 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価 | なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (7) 土地の再評価に関する事項 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価 |

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|----------------|---|---|
| 1477 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | |
| | に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,736,085千円同法律第3条第3項に定める再評価の方法①土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価額(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。 ②土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。 | に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,687,169千円同法律第3条第3項に定める再評価の方法①土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳と登録されている価額(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。②土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するとめに国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。 |
| 9. 損益計算書に関する注記 | (1)子会社との取引による取引高の総額 ・株式会社ジェイエイ徳島市協同サービス ①子会社との取引による収益総額 39,912 千円 うち事業取引高 —千円 うち事業取引以外の取引高 39,912 千円 ②子会社との取引による費用総額 2 千円 うち事業取引高 —千円 うち事業取引以外の取引高 —千円 うち事業取引以外の取引高 —千円 ・ジェイエイ徳島市燃料サービス株式会社 ①子会社との取引による収益総額 1,199,938 千円 うち事業取引以外の取引高 54,411 千円 ②子会社との取引による費用総額 12,320 千円 うち事業取引以外の取引高 54,411 千円 ②子会社との取引による費用総額 12,320 千円 うち事業取引以外の取引高 —千円 (2) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理 方法に関する追加情報の注記 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし 場が計算書の事業収入 事業费用に | (1)子会社との取引による取引高の総額 ・株式会社ジェイエイ徳島市協同サービス ①子会社との取引による収益総額 43,300 千円 うち事業取引高 ー千円 うち事業取引以外の取引高 43,300 千円 ②子会社との取引による費用総額 2千円 うち事業取引以外の取引高 2千円 うち事業取引以外の取引高 ー千円 ・ジェイエイ徳島市燃料サービス株式会社 ①子会社との取引による収益総額 981,954 千円 うち事業取引以外の取引高 53,119 千円 ②子会社との取引による費用総額 10,536 千円 うち事業取引以外の取引高 10,536 千円 うち事業取引以外の取引高 一千円 (2)減損会計に関する注記 ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗についてはエリアごとに、また、業務外固定資産(遊供資金を選集)については、クロンで |

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用に

ついては、農業協同組合法施行規則にしたが

い、各事業間の内部損益を除去した額を記載し

ております。

休資産と賃貸固定資産) については、各固定資

本所、物流センターについては、独立したキ

ャッシュ・フローを生み出さないものの、他の 資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄

産をグルーピングの最小単位としています。

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|----------|--|--|
| | | 与していることから、共用資産と認識しており |
| | | ます。 |
| | | 当事業年度に減損損失を計上した固定資産 は以下の通りです。 |
| | | 場所 用途 種類 その他 |
| | | 三軒屋ライダース貸地 賃貸用固定資産 土地 業務外固定資産 |
| | | 眉山_旧西部出張所 遊休固定資産 土地 業務外固定資産 |
| | | 不動旧事務所 遊休固定資産 建物 業務外固定資産 |
| | | 加茂名西側集荷場 遊休固定資産 建物 業務外固定資産 |
| | | ② 減損損失の認識に至った経緯 三軒屋ライダース貸地及び旧西部出張所に ついては、割引前将来キャッシュ・フローが帳 |
| | | 簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額 まで減額し、その差額を減損損失として認識し ております。 |
| | | また、不動旧事務所及び加茂名西部集荷場に ついては、賃貸契約解約の合意により遊休認定 |
| | | し、帳簿価額を処分可能価額で評価し、その差 |
| | | 額を減損損失として認識しております。 |
| | | ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 |
| | | (単位:千円) 場所 計上 固定資産 撤去 乗用 十地 強幼 その他 無形固 費用 |
| | | 場所 金額 土地 建物 その他 無形固 定資産 費用 三軒屋ライダース 貸地 211,737 211,737 - - - - |
| | | 眉山 |
| | | 不動 旧事務所 33,650 - 24,392 165 107 8,984 |
| | | 加茂名西侧集荷場 2,630 - 2,630 |
| | | ④ 回収可能価額の算定方法 |
| | | 土地の回収可能価額については正味売却価 額を採用しており、その時価は固定資産税評価 |
| | | 額等を基礎とした指標により算出されており |
| | | ます。 |
| | | 上記以外の固定資産に係る回収可能価額に ついては、時価相当額から撤去費用見込額を控 |
| | | 除した金額により算出されております。 |
| 10. 金融商品 | (1)金融商品の状況に関する事項 | (1)金融商品の状況に関する事項 |
| に関する注 | ①金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯 | ①金融商品に対する取組方針 |
| 記 | 金を原資に、農家組合員や地域から頂かった町 | 当組合は農家組合員や地域から預かった貯 金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体 |
| | などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業 | などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業 |
| | 協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債 | 協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債 |
| | などの債券、投資信託等の有価証券による運用 | などの債券、投資信託等の有価証券による運用 |
| | を行っています。 | を行っています。 |
| | ②金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組 | ②金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組 |
| | 合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証 | 合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証 |
| | 券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行に | 券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行に |
| | よってもたらされる信用リスクに晒されてい | よってもたらされる信用リスクに晒されてい |
| | ます。 | ます。 |
| | また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有してい | また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有してい |
| | ます。これらは発行体の信用リスク、金利の変 | り、純投資目的(その他有価証券)で採有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変 |
| | 動リスク及び市場価格の変動リスクに晒され | 動リスク及び市場価格の変動リスクに晒され |
| | ています。 | ています。 |
| | ③金融商品に係るリスク管理体制 | ③金融商品に係るリスク管理体制 |

区分 R1 年度 R2 年度 ア. 信用リスクの管理 ア.信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件につ いては理事会において対応方針を決定してい ます。また、通常の貸出取引については、本所 に審査室を設置し各支所との連携を図りなが ら、与信審査を行っています。審査にあたって は、取引先のキャッシュ・フローなどにより償 還能力の評価を行うとともに、担保評価基準な ど厳格な審査基準を設けて、与信判定を行って います。貸出取引において資産の健全性の維 持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に 行っています。不良債権については管理・回収 方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組ん でいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引 当金については「資産の償却・引当基準」に基 づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に 努めています。 努めています。 イ. 市場リスクの管理 イ. 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクな どの市場性リスクを的確にコントロールする ことにより、収益化及び財務の安定化を図って います。このため、財務の健全性維持と収益力

強化とのバランスを重視したALMを基本に、 資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金 融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務 構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動 向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組 合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA LMなどを考慮し、理事会において運用方針を 定めるとともに、経営層で構成するALM委員 会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び 意思決定を行っています。運用部門は、理事会 で決定した運用方針及びALM委員会で決定 された方針などに基づき、有価証券の売買やリ スクヘッジを行っています。運用部門が行った 取引についてはリスク管理部門が適切な執行 を行っているかどうかチェックし定期的にリ スク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてト レーディング目的以外の金融商品です。当組合 において、主要なリスク変数である金利リスク の影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出 金、有価証券のうちその他有価証券に分類して いる債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債 について、期末後1年程度の金利の合理的な予 想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の 変動リスクの管理にあたっての定量的分析に 利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であ ると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金 利が 0.12%上昇したものと想定した場合には、 経済価値が 219,318 千円減少するものと把握し ています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定 の場合を前提としており、金利とその他のリス ク変数の相関を考慮していません。また、金利 の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた

当組合は、個別の重要案件又は大口案件につ いては理事会において対応方針を決定してい ます。また、通常の貸出取引については、本所 に審査室を設置し各支所との連携を図りなが ら、与信審査を行っています。審査にあたって は、取引先のキャッシュ・フローなどにより償 還能力の評価を行うとともに、担保評価基準な ど厳格な審査基準を設けて、与信判定を行って います。貸出取引において資産の健全性の維 持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に 行っています。不良債権については管理・回収 方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組ん でいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引 当金については「資産の償却・引当基準」に基 づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に

当組合では、金利リスク、価格変動リスクな どの市場性リスクを的確にコントロールする ことにより、収益化及び財務の安定化を図って います。このため、財務の健全性維持と収益力 強化とのバランスを重視したALMを基本に、 資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金 融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務 構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動 向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組 合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA LMなどを考慮し、理事会において運用方針を 定めるとともに、経営層で構成するALM委員 会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び 意思決定を行っています。運用部門は、理事会 で決定した運用方針及びALM委員会で決定 された方針などに基づき、有価証券の売買やリ スクヘッジを行っています。運用部門が行った 取引についてはリスク管理部門が適切な執行 を行っているかどうかチェックし定期的にリ スク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてト レーディング目的以外の金融商品です。当組合 において、主要なリスク変数である金利リスク の影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出 金、有価証券のうちその他有価証券に分類して いる債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債 について、期末後1年程度の金利の合理的な予 想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の 変動リスクの管理にあたっての定量的分析に 利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であ ると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金 利が 0.12%上昇したものと想定した場合には、 経済価値が 70,117 千円減少するものと把握し ています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定 の場合を前提としており、金利とその他のリス ク変数の相関を考慮していません。また、金利 の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた

 区分
 R1 年度

 場合には、算定額を超える影響が生じる可能性
 場合

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

があります。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む) には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格 がない場合には合理的に算定された価額(これ に準ずる価額を含む)が含まれています。当該 価額の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、 時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と 認められるものについては、次表には含めず (3)に記載しています。

(単位:千円)

| 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|---|--|
| 142, 463, 115 | 142, 469, 582 | 6, 466 |
| 6, 476, 789 | 6, 476, 789 | ı |
| 6, 476, 789 | 6, 476, 789 | I |
| 55, 704, 471 | 57, 358, 328 | 1, 653, 856 |
| 56, 383, 114 | | |
| △678, 643 | | |
| 204, 644, 376 | 206, 304, 699 | 1, 660, 322 |
| 200, 485, 742 | 200, 566, 359 | 80, 617 |
| 3, 500, 000 | 3, 500, 000 | I |
| 203, 985, 742 | 204, 066, 359 | 80, 617 |
| | 142, 463, 115 6, 476, 789 6, 476, 789 55, 704, 471 56, 383, 114 △678, 643 204, 644, 376 200, 485, 742 3, 500, 000 | 142, 463, 115 142, 469, 582 6, 476, 789 6, 476, 789 6, 476, 789 6, 476, 789 55, 704, 471 57, 358, 328 56, 383, 114 |

^(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 41,640 千円を 含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

ウ.貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信

場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

R2 年度

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む) には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格 がない場合には合理的に算定された価額(これ に準ずる価額を含む)が含まれています。当該 価額の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、 時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、時価を把握することが極めて困難と

ぶね、時価を把握することが極めて困難と 認められるものについては、次表には含めず (3) に記載しています。

(単位:千円)

| | | | (平位・11- |
|------------|---------------|---------------|-------------|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 預金 | 145, 946, 480 | 145, 955, 055 | 8, 574 |
| 有価証券 | 8, 609, 197 | 8, 609, 197 | - |
| その他有価証券 | 8, 609, 197 | 8, 609, 197 | _ |
| 貸倒引当金控除後 | 57, 178, 859 | 58, 706, 481 | 1, 527, 621 |
| 貸出金 (*1) | 57, 725, 381 | | |
| 貸倒引当金 (*2) | △546, 522 | | |
| 資産計 | 211, 734, 537 | 213, 270, 733 | 1, 536, 196 |
| 貯金 | 206, 023, 176 | 206, 100, 242 | 77, 066 |
| 借入金 | 3, 500, 000 | 3, 500, 000 | - |
| 負債計 | 209, 523, 176 | 209, 600, 242 | 77, 066 |

^(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金37,968 千円を 含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格 によっています。また、投資信託については、 公表されている基準価格によっています。 ウ.貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信

^(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

^(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

体

区分 R1 年度 R2 年度

用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益 を喪失した債権等について、帳簿価額から貸 倒引当金を控除した額を時価に代わる金額と しています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

| | (単位:千円) |
|---------|-------------|
| | 貸借対照表計上額 |
| 外部出資(*) | 8, 318, 876 |

(*)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日 後の償還予定額

(## . · tm)

| 1 年以内 142, 462, 115 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3 年超 4 年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
|------------------------|---------------|---------------------------|---|--|---|
| 142, 462, 115 | | | | | |
| | 1, 000 | - | - | - | - |
| - | - | 500, 000 | - | 500, 000 | 3, 400, 000 |
| - | - | 500, 000 | - | 500, 000 | 3, 400, 000 |
| 4, 776, 056 | 3, 115, 778 | 3, 234, 789 | 2, 994, 860 | 2, 830, 413 | 38, 578, 716 |
| 147, 238, 172 | 3, 116, 778 | 3, 734, 789 | 2, 994, 860 | 3, 330, 413 | 41, 978, 716 |
| | 147, 238, 172 | 147, 238, 172 3, 116, 778 | - 500,000 4,776,056 3,115,778 3,234,789 147,238,172 3,116,778 3,734,789 | 4,776,056 3,115,778 3,234,789 2,994,860 147,238,172 3,116,778 3,734,789 2,994,860 | 500,000 - 500,000 4,776,056 3,115,778 3,234,789 2,994,860 2,830,413 147,238,172 3,116,778 3,734,789 2,994,860 3,330,413 |

*)貸出金のうち、当座貸越 691,905 千円については「1 年以内」に含めています。 また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。 3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 810,850 千円は償還の予定が見 込まれないため、含めていません。 分割実行の実行案件はありません。

(5)貯金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

| | | | | | (| 虹:十円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|----------|
| | 1年以内 | 1 年超 2 年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3年超 4年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
| 貯金 (*1) | 181, 224, 763 | 11, 013, 482 | 7, 325, 400 | 398, 084 | 381, 593 | 142, 418 |
| 借 入 金 | 3, 500, 000 | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 184, 724, 763 | 11, 013, 482 | 7, 325, 400 | 398, 084 | 381, 593 | 142, 418 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益 を喪失した債権等について、帳簿価額から貸 倒引当金を控除した額を時価に代わる金額と しています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Liboェ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

| (単位:丁片 | | |
|---------|-------------|--|
| | 貸借対照表計上額 | |
| 外部出資(*) | 8, 313, 261 | |

(*)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日 後の償還予定額

(単位: 千円)

| 1年以内 | 1 年超 2 年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3年超 4年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5 年超 |
|---------------|---|---|---------------|---------------|---------------|
| 145, 945, 480 | 1 | 1 | - | - | 1,000 |
| 1 | 500, 000 | 1 | 500,000 | - | 6, 603, 110 |
| _ | 500, 000 | - | 500,000 | - | 6, 603, 110 |
| 4, 592, 259 | 3, 397, 902 | 3, 204, 450 | 3, 056, 813 | 2, 901, 753 | 39, 952, 125 |
| 150, 537, 740 | 3, 897, 902 | 3, 204, 450 | 3, 556, 813 | 2, 901, 753 | 46, 556, 235 |
| | 145, 945, 480 — — — 4, 592, 259 | 145, 945, 480 — 500, 000 — 500, 000 4, 592, 259 3, 397, 902 | 145, 945, 480 | 145, 945, 480 | 145, 945, 480 |

(*)貸出金のうち、当座貸越 573,576 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特勢付ローンについては「5 年超」に含めています。3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 580,577 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 分割実行の実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件1,530 千円は償還日が

分割実行の実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 1,530 千円は償還日が 特定できないため、含めていません。

(5)貯金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

| | | | | | (4 | 4位:干円) |
|---------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|---------|
| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3年超 4年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
| 貯金 (*1) | 175, 161, 385 | 6, 478, 314 | 23, 721, 321 | 406, 901 | 192, 410 | 62, 842 |
| 借入金 | 3, 500, 000 | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 178, 661, 385 | 6, 478, 314 | 23, 721, 321 | 406, 901 | 192, 410 | 62, 842 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

| 区分 | | | R1 年度 | | | | | R2 年度 | | |
|----------|------------------------------------|---|----------------------------|---|-----------------------------|---------------------------|---|----------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 11. 有価証券 | (1)有価証券 | | | 真額に 関る | トろ事項け | (1) 有価証券 | (1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は | | | |
| に関する注 | | | | | 次のとおりです。 | | | | | |
| 記 | その他有価証券で時価のあるもの | | | | その他有価証券で時価のあるもの | | | | | |
| | その他有個 | | | | | その他有価証券において、種類ごと | | | | |
| | | 又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの 差額については、次のとおりです。 | | 又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの 差額については、次のとおりです。 | | | | | | |
| | 上版に 30 | . (14, | 10000 | | (単位:千円) | 上版に が | . (14, | 10000 | | Ú位 :千円) |
| | 種 類 | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差額 (*) | 種類 | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差額 (*) |
| | | 債券 | | | | | 債券 | | | |
| | 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 | 国債 社債 | 3, 111, 960 1, 216, 810 | 2, 810, 290 1, 200, 000 | 301, 669 16, 810 | 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 | 国債 社債 | 3, 081, 230 1, 849, 920 | 2, 809, 647 1, 800, 000 | 271, 582 49, 920 |
| | 価を超えるもの | 受益証券 | 1, 275, 089 | 1, 094, 912 | 180, 177 | 価を超えるもの | 受益証券 | 1, 533, 757 | 1, 191, 895 | 341, 861 |
| | | 小 計 債券 | 5, 603, 859 | 5, 105, 202 | 498, 656 | | 小 計 債券 | 6, 464, 907 | 5, 801, 543 | 663, 363 |
| | 貸借対照表計上額が | 社債 | 393, 250 | 400, 000 | △6, 750 | 貸借対照表計上額が | 国債 | 1, 170, 960 | 1, 191, 151 | △20, 191 |
| | 取得原価又は償却原 価を超えないもの | 受益証券 | 479, 680 | 549, 698 | △70,018 | 取得原価又は償却原 価を超えないもの | 社債 | 489, 750 | 500, 000 | △10, 210 |
| | 合 計 | 小 計 | 872, 930 6, 476, 789 | 949, 698 6, 054, 901 | △76, 768 421, 887 | IIII & NE ACT AND TO VA | 受益証券 小 計 | 483, 540 2, 144, 290 | 500, 000 2, 191, 151 | △16, 460 △46, 861 |
| | (*)上記差額から繰延 価証券評価差額金」 | | | いた額 322,799 | 千円が、「その他有 | 合 計 | | 8, 609, 197 | 7, 992, 695 | 616, 501 |
| | 証分計 左領立] | ICH XALCV | · & y 。 | | | (*) 上記差額から繰延 有価証券評価差額金 | | | 引いた額 473,583 | 千円が、「その他 |
| | (2)当事業年 | 度中に | 売却したそ | この他有価 | | (2)当事業年 | 度中に | 売却 した有 | 育価証券は | ありませ |
| | 種類 | 売却額 | 売 | 却益 | 売却損 | ん。 | | | | |
| | 債券 | | | | | | | | | |
| | 国債 | 200 | | 954 | _ | | | | | |
| | 社債 合計 | 605 806 | ,714 | 5, 787 6, 741 | _ | | | | | |
| | 2.71 | | | -, | | | | | | |
| | (3)当事業年 | | | | 変更 | (3)当事業年度中において、保有目的が変更 | | | | |
| | になった有 | 価証券の | よめりま も | どん。 | | になった有価証券はありません。 | | | | |
| 12. 退職給付 | (1)退職給付 | に関す | ろ事項 | | | (1)退職給付に関する事項 | | | | |
| に関する注 | ①採用してい | | | | | ①採用している退職給付制度 | | | | |
| 記 | 職員の退 | 職給付 | にあてるフ | ため、職員 | 員退職給与 | 職員の退 | 職給付 | にあてるカ | とめ、職員 | 退職給与 |
| | 規程に基づ | | | | | 規程に基づ | | | | |
| | す。また、 職給付の- | | | | こ基づき退 に典業均同 | | す。また、この制度に加え、同規程に基づき退 職給付の一部にあてるため全国共済農業協同 | | | |
| | 組合連合会 | | | | | 組合連合会 | | | | |
| | 度を採用し | | | , н <u>ш</u> , с. на г. | , ,, | 度を採用し | | | , PEVC/1011 | T M2 11 |
| | ②退職職給付 | | | | | ②退職職給付金 | | | | |
| | 期首におけ | る退職組 | 合付債務 | | | 期首におけ | る退職組 | 洽付債務 | | |
| | 勤務費用 利息費用 | | | 87,8 | 561 千円 -千円 | 勤務費用 利息費用 | | | | 39 千円 -千円 |
| | 数理計算」 | この差異 | の発生額 | 7, 5 | 538 千円 | 数理計算上 | :の差異 | の発生額 | | |
| | 退職給付の |)支払額 | į | <u>△</u> 110, 7 | 737 千円 | 退職給付の | | | | |
| | 期末におけ | | | | | 期末におけ | | | | |
| | ③年金資産の 期首におけ | | | | 图表)28 千円 | ③年金資産の 期首におけ | | | | |
| | 期待運用収 | | 其生 | |)17 千円 | 期待運用収 | |] 生 | | 43 千円 44 千円 |
| | 数理計算」 | | の発生額 | | | 数理計算上 | | の発生額 | | 15 千円 |
| | 確定給付雪 | | | 出金 33,3 | 388 千円 | 確定給付型 | 2年金制 | 度への拠 | 出金 36,90 | 07 千円 |
| | 退職給付の | | | | 206 千円 | 退職給付の | | | <u>△19, 09</u> | |
| | 期末におけ ④退職給付債 | | | | 543 千円 | 期末における ④退職給付債 | | | 825,1 | |
| | 型 返 戦 和 竹 恒 照表に計上る | | | | | ④返職結り頂き 照表に計上さ | | | | |
| | 退職給付債 | | - 1244 H T 4 J 1 | 1, 462, 2 | | 退職給付債 | | - 1344H I 1 7 I | 1, 484, 26 | |
| | 確定給付型 | | | <u></u> △798, 5 | 543 千円 | 確定給付型 | 2年金制 | | <u>△825, 1</u> | 17 千円 |
| | 未積立退職 | | | | 558 千円 | 未積立退職 | | | | 43 千円 |
| | 未認識数理 貸借対照表 | | | | 776 千円 134 千円 | 未認識数理 貸借対照表 | | | | <u>95 千円</u> 38 千円 |
| | 退職給付引 | | 小飞印只 | | 134 「円 134 千円 | 退職給付引 | | 小七年只 | | 38 千円 38 千円 |
| | = | | | | | | . — | | | <u> </u> |

| 区分 | R1 年度 | | R2 年度 | | |
|----------|---|------------------------|--------------------------------------|--------------------------|--|
| | ⑤退職給付費用及びその内訳項 | 目の金額 | ⑤退職給付費用及びその内訳項 | 目の金額 | |
| | 勤務費用 | 87,561 千円 | 勤務費用 | 84, 139 千円 | |
| | 利息費用 | -千円 | 利息費用 | -千円 | |
| | 期待運用収益 | △9,017 千円 | 期待運用収益 | △8,544 千円 | |
| | 数理計算上の差異の費用処理 | | 数理計算上の差異の費用処理 合 計 | | |
| | 合 計 | | | <u>71,818 千円</u> | |
| | ⑥年金資産の主な内訳 | | ⑥年金資産の主な内訳 | | |
| | 年金資産合計に対する主な分 | 対類ごとの比率は、 | 年金資産合計に対する主な分 | ?類ごとの比率は、 | |
| | 次のとおりです。 | 1000/ | 次のとおりです。 一般勘定 | 1000/ | |
| | 一般勘定 合 計 | 100% 100% | 一版例止 合 計 | 100% 100% | |
| | 「「」 ⑦長期期待運用収益率の設定方 | | つ 引 | | |
| | 年金資産の長期期待運用収 | | 年金資産の長期期待運用収 | | |
| | め、現在及び予想される年金 | | め、現在及び予想される年金 | | |
| | 資産を構成する多様な資産か | | 資産を構成する多様な資産か | | |
| | 期待される長期の収益率を考慮 | 불しています。 | 期待される長期の収益率を考慮 | 퇇しています。 | |
| | ⑧割引率その他の数理計算上の | 計算基礎に関する | ⑧割引率その他の数理計算上の | 計算基礎に関する | |
| | 事項 | | 事項 | | |
| | 割引率 | 0.00% | 割引率 | 0.00% | |
| | 長期期待運用収益率 | 1. 13% | 長期期待運用収益率 | 1. 07% | |
| | (2) 特例業務負担金の将来見込 | 华 石 | (0) 性例类数各担人の原本目に | 均 石 | |
| | 人件費(うち福利厚生費) | | (2)特例業務負担金の将来見込 人件費(うち福利厚生費) | | |
| | 険制度及び農林年金漁業団体 | | 険制度及び農林年金漁業団体 | | |
| | の統合を図るための農林漁業 | | | | |
| | 法等を廃止する等の法律附則 | | | | |
| | 基づき旧農林共済組合(存続 | 組合)が行う特例 | 基づき旧農林共済組合(存続組合)が行う特例 | | |
| | 年金等の業務に要する費用に | 充てるため拠出し | | | |
| | た特例業務負担金 24,074 千 | 円を含めて計上し | た特例業務負担金 22,964 千 | 円を含めて計上し | |
| | ています。 | | ています。 なお、同組合より示された令和3年3月現在 | | |
| | なお、同組合より示された。 | | | | |
| | における令和14年3月までの 込額は、273,542千円となっ [~] | | における令和14年3月までの 込額は、243,431 千円となって | | |
| | 公領は、210,042 1 11 こなり | CV. Ayo | 公領は、240,401 101 なり | CV. A. y o | |
| 13. 税果会計 | (1) 繰延税金資産及び繰延税金 | 全負債の内訳 | (1) 繰延税金資産及び繰延税金 | 負債の内訳 | |
| に関する注 | 繰延税金資産 | | 繰延税金資産 | | |
| 記 | 退職給付引当金超過額 | 184,612 千円 | 退職給付引当金超過額 | 189,536 千円 | |
| | 貸倒引当金超過額 | 161,210 千円 | 貸倒引当金超過額 | 119,048 千円 | |
| | 北部営農経済センター減損損失 | 110, 152 千円 | 北部営農経済センター減損損失 | 96, 113 千円 | |
| | 南部営農経済センター減損損失 | 87,046 千円 | 南部営農経済センター減損損失 | 77,159 千円 | |
| | 物流センター減損損失 | 57,378 千円 | 物流センター減損損失 | 54,810 千円 | |
| | 有価証券減損損失否認額 東部営農経済センター減損損失 | 27,605 千円 | 有価証券減損損失否認額 東部営農経済センター減損損失 | 27,605 千円 | |
| | 果部呂辰経済ピング一減損損失 | 25,617 千円 20,684 千円 | 果部呂辰経済ピンダー減損損失 | 24, 738 千円 20, 815 千円 | |
| | その他 | 69,005 千円 | ラブリョ 並起過級 その他 | 82,902 千円 | |
| | 繰延税金資産小計 | 743, 313 千円 | 繰延税金資産小計 | 692,731 千円 | |
| | 評価性引当額 | △241,226 千円 | 評価性引当額 | △198,481 千円 | |
| | 繰延税金資産合計 (A) | 502,087 千円 | 繰延税金資産合計 (A) | 494, 249 千円 | |
| | 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | | |
| | 建物(将来加算される除去費用) | $\triangle 221$ 千円 | 建物(将来加算される除去費用) | △168 千円 | |
| | 八多土地寄贈 | △673 千円 | 八多土地寄贈 | △501 千円 | |
| | 勝占支所土地寄贈 | △213 千円 | 勝占支所土地寄贈 | △174 千円 | |
| | その他有価証券評価差額金 | △89,088 千円 | その他有価証券評価差額金 | △142,918 千円 | |
| | 繰延税金負債合計(B) | △90,196 千円 | 繰延税金負債合計(B) | △143,762 千円 | |
| | • | 411,890 千円 | 繰延税金資産の純額(A)+(B) | | |
| | (2) 法定実効税率と法人税等 主な原因 | 貝担平との左乗の | (2) 法定実効税率と法人税等 主な原因 | 貝担竿とい左乗り | |
| | 土な原内 法定実効税率と税効果会計 | 適用後の法人税等 | 法定実効税率 | 27. 66% | |
| | 負担率の差が 5%以下の為、 | | (調整) | 0070 | |
| | 2 | ,, = H.H O (40 | | | |

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|---|--|--|
| | ります。 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取出資配当等永久に益金に算 入されない項目 住民税均等割額 0.57 評価性引当金の増減 △7.94 その他 △0.42 税効果会計適用後の法人税等の負担率 18.97 % |
| 14. 賃貸等不 動産に関す る注記 | (1)賃貸等不動産の状況に関する事項 当組合では、徳島市及び佐那河内村の地域にお いて、保有する土地を賃貸の用に供しています。 | (1)賃貸等不動産の状況に関する事項 当組合では、徳島市及び佐那河内村の地域にお いて、保有する土地を賃貸の用に供しています。 |
| | (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位:千円) 貸借対照表計上額 時 価 1,491,918 727,332 (注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。 (注2) 当事業年度末の時価は、主として観察可能な市場価格に基づく価格又は「不動産鑑定評価基準」に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。 | (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (注:1) 貸借対照表計上額 時 価 1,263,485 530,410 (注:1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。 (注:2) 当事業年度末の時価は、主として観察可能な市場価格に基づく価格又は「不動産鑑定評価基準」に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。 |
| 15. 合併に関 する注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |
| 16. 重要な後 発事象に関 する注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |
| 17. 資産に関産 (17. 資産) (17. 资産) (17. 资产) (| (1)資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当該資産除去債務の概要 当組合の応神給油所設備は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は19年、割引率は2.135%を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減期首残高4,999千円時の経過による調整額106千円 5,105千円 (2)貸借対照表に計上している以外の資産除去債務当組合は、一部の支所・事業所等に係る不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。 | (1)資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当該資産除去債務の概要 当組合の応神給油所設備は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は19年、割引率は2.135%を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減期首残高 5,105千円時の経過による調整額 109千円 5,214千円(2)貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、一部の支所・事業所等に係る不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。 |
| 18. その他の 注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |

4. 剰余金処分計算書(法定)

| () \ / L | | イロヽ |
|--------------------|---|--------|
| | • | ₩Ш) |
| (+ 1/ | • | 1 1 1/ |

| | | R 1 年 度 | R2年度 |
|----|--------------|----------|-------------|
| 1. | 当期未処分剰余金 | 854, 100 | 1, 006, 764 |
| 2. | 任意積立金取崩額 | _ | - |
| | 特別積立金 | _ | _ |
| 3. | 剰余金処分額 | 454, 100 | 606, 764 |
| | (1) 利益準備金 | 90, 000 | 88, 000 |
| | (2) 任意積立金 | 297, 237 | 485, 040 |
| | ①信用事業基盤強化積立金 | 37, 288 | 80, 040 |
| | ②生産資材供給安定積立金 | 120, 000 | 55, 000 |
| | ③加工事業基盤強化積立金 | 8, 000 | _ |
| | ④施設整備積立金 | _ | 250, 000 |
| | ⑤食品安全安心対策積立金 | 81, 948 | _ |
| | ⑥経営安定対策積立金 | 50, 000 | 100, 000 |
| | (3) 出資配当金 | 30, 795 | 33, 724 |
| | 普通出資に対する配当金 | 30, 795 | 33, 724 |
| | (4) 事業分量配当金 | 36, 067 | _ |
| 4. | 次期繰越剰余金 | 400, 000 | 400, 000 |

(注)

1. 普通出資に対する配当金の割合は、次のとおりです。

| 種 | 類 | R 1 年 度 | R 2 年 度 |
|---------------|---|---------|---------|
| 普通出資に対する配当の割合 | | 年1% | 年1% |

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

| 種 | 類 | R 1 年 度 | R 2 年 度 |
|-------------------|-------------------|---------|---------|
| 肥料・農薬に係る購買品供給 | 高(300,000円以上) に対し | 4.0% | - |
| 令和元年7月1日以降の販売手数料改 | 定に伴う受託販売品取扱高に対し | 0.3% | - |

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(単位:千円)

| 種類類 | 積 立 目 的 | 積立目標額 | 取 崩 基 準 |
|-------------|--|------------------|--|
| 肥料協同購入積立金 | 肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減をはかり、農 家の経営安定に資することを目的 とする。 | 3, 103 | 肥料価格が期中上昇し、農家に 相当の負担が発生する場合。 |
| 信用事業基盤強化積立金 | 金融自由化の進展に対応した信用 事業の店舗整備、機械化対応等、 信用事業基盤強化に充てることを 目的とする。 | 期末貯金 残高の1/100 | 信用事業の店舗整備並びに、機 械化対応や、それに類する信用 事業基盤強化に係る支出をする 場合。 |
| 農業振興積立金 | 地域農業の振興を図るための支出 に充てることを目的とする。 | 30, 000 | 当組合の農業振興計画に定める 対策を実施したとき。 農業振興積立金支出要領に基づ く支出をする場合。 |
| 生産資材供給安定積立金 | 農業生産資材の価格上昇による組 合員農家負担の軽減を図り、農家 の経営安定を目的とする。 | 400, 000 | 生産資材価額が期中に2割相当額上昇し、その結果、農家に相当の負担が発生する場合。 |
| 加工事業基盤強化積立金 | 農産工場における安定的な原料集 荷体制を保持するため、施設整 備、基盤強化等に充てることを目 的とする。 | 100, 000 | 工場の施設整備に係る支出。 加工品の試験研究に係る支出。 加工原料の価格下落を補填する ための支出。 |
| 電算機導入積立金 | 情報通信技術の活用による高度情報化並びに戦略的電算化を推進していくための支出に充てることを目的とする。 | 200, 000 | 情報化及び電算化施策の実施に 必要となるハードウェア・ソフ トウェアに係る支出。 情報通信等の技術を活用できる 人材育成に係る支出。 |
| 施設整備積立金 | 施設の取得及び既存施設の改修整 備等に充てることを目的とする。 | 1, 000, 000 | 施設の取得及び既存施設の改修 整備に係る支出。 施設の取得で多額の支出を要し た時に係る支出。 |
| 食品安全安心対策積立金 | 青果物に係る残留農薬問題の発生 に伴う原因追及、再発防止対策、 出荷停止又は自主回収の影響を受 けた生産者が、再生産に繋げるた めに行う取組みを支援するための 支出に充てることを目的とする。 | 300, 000 | 食品安全安心対策積立金支出要 領に基づく支出をする場合。 |
| 経営安定対策積立金 | 経営の健全化および安定化を図るため、新たな会計基準や債権等資産の償却、農林年金制度の完了等による経営リスクに対応する財務基盤の強化をすすめ、組合経営の安定と健全な発展をはかることを目的とする。 | 1, 000, 000 | 新たな会計基準への対応による 多額の費用に係る支出。 債権等資産の償却による多額の 費用に係る支出。 地震等の自然災害の発生による 多額の費用に係る支出。 欠損金が生ずる場合。 |

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金が含まれています。

(単位・千円)

| | | (単位:十円) |
|---------------------------------|---------|---------|
| 種類 | R 1 年 度 | R 2 年 度 |
| 営農指導、生活・文化改善事業 の費用に充てるための繰越金 | 20,000 | 20,000 |

5. 部門別損益計算書(監督指針要請事項)

(1) R1年度

| ()34 /4 | | 千四) |
|---------|---|-------------|
| (田石 | ٠ | → Щ) |

| (1) KI+ | | | | | | | | (単位:千円 |
|---|-----------------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 区 | 分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 共通 管理費等 |
| 事業収益 | 1 | 8, 736, 642 | 1, 586, 037 | 680, 493 | 3, 411, 418 | 3, 044, 765 | 13, 927 | |
| 事業費用 | 2 | 6, 088, 190 | 394, 190 | 29, 899 | 2, 764, 170 | 2, 881, 562 | 18, 367 | |
| 事業総利益 (又は△事業総 (①-②) | 損失) ③ | 2, 648, 451 | 1, 191, 846 | 650, 594 | 647, 247 | 163, 203 | △ 4,440 | |
| 事業管理費 | 4 | 2, 183, 228 | 760, 880 | 496, 398 | 656, 936 | 232, 039 | 36, 973 | |
| (うち減価償: | 却費⑤) | (79, 810) | (35, 226) | (13, 964) | (25,735) | (4,557) | (325) | |
| (うち人件費 | ⑤') | (1, 701, 147) | (585, 414) | (398, 473) | (500, 433) | (183, 978) | (32,847) | |
| ※うち共通管 | 理費⑥ | | 108, 630 | 64, 108 | 79, 993 | 29, 891 | 2, 724 | △ 285, 3 |
| (うち減価償 | 却費⑦) | | (5,554) | (3, 230) | (4,047) | (1,533) | (135) | (△ 14,50 |
| (うち人件費 | ⑦') | | (50, 729) | (30, 432) | (37,797) | (13, 904) | (1,309) | (△ 134, 17 |
| 事業利益 (又は△事業損 (③-④) | 失) ⑧ | 465, 223 | 430, 966 | 154, 195 | △ 9,688 | △ 68,836 | △ 41, 414 | |
| 事業外収益 | 9 | 189, 470 | 95, 575 | 47, 772 | 32, 740 | 12, 466 | 915 | |
| ※うち共通分 | 100 | | 37, 370 | 21, 735 | 27, 235 | 10, 318 | 913 | △ 97,5 |
| 事業外費用 | 11) | 59, 895 | 24, 450 | 14, 349 | 14, 384 | 6, 243 | 467 | |
| ※うち共通分 | 12 | | 19, 146 | 11, 135 | 13, 953 | 5, 286 | 467 | △ 49, 9 |
| 経常利益 (又は△経常損 (⑧+⑨-⑪) | 失) ③ | 594, 797 | 502, 091 | 187, 618 | 8, 667 | △ 62,613 | △ 40,966 | |
| 特別利益 | 14) | 4, 301 | 2, 281 | 1, 106 | 233 | 679 | - | |
| ※うち共通分 | 15 | | 13 | 7 | 9 | 3 | - | Δ |
| 特別損失 | 16 | 5, 364 | 2, 619 | 1, 527 | 697 | 511 | 7 | |
| ※うち共通分 | 10 | | 317 | 184 | 231 | 87 | 7 | △ 8 |
| 売引前当期利益 (又は△税引前 (⑬+⑭-⑯) | 当期損失) ⑧ | 593, 734 | 501, 753 | 187, 197 | 8, 203 | △ 62, 445 | △ 40,973 | |
| 営農指導事業分 | 配賦額⑩ | | 15, 816 | 9, 205 | 11, 559 | 4, 391 | △ 40, 973 | |
| 営農指導事業分 脱引前当期利益 △営農指導事業 後税引前当期損 (⑱-⑲) | (又は 分配賦 失) ② | 593, 734 事業に直課できな | 485, 936 | 177, 991 | △ 3, 356 | △ 66,837 | | |

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準は、次の通りです。

(1) 共通管理費等 : 各関連事業の事業従事割合・事業総利益割合 (2) 営農指導事業 : 各関連事業の事業従事割合・事業総利益割合

2. 配賦割合(1. の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 | 生活その他 | 営農指導 | 計 |
|---------|------|------|--------|-----------|----------|------|
| 共通管理費等 | 38% | 22% | 事業 28% | 事業 11% | 事業 1% | 100% |
| 営農指導事業費 | 39% | 22% | 28% | 11% | | 100% |

| 3. 部門別の資産 | | | | (単位:千円) |
|-----------|--|--|--|---------|
| | | | | |

| 分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 共通資産 |
|--------------|---------------|---------------|-------------|------------|-------------|------------|--------------|
| 事業別の総資産 | 222, 686, 826 | 205, 513, 432 | 9, 896 | | 1, 587, 602 | | 15, 575, 892 |
| 総資産(共通資産配分後) | 222, 686, 826 | 211, 432, 270 | 3, 436, 592 | | 7, 817, 958 | | |
| (うち固定資産) | 6, 747, 450 | 2, 564, 031 | 1, 484, 439 | | 2, 698, 980 | | |

(2) R2年度

(単位:千円)

| | | | | | | | | (単位:千円) |
|--|-----------------------|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|--------------|
| 区 | 分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 共通 管理費等 |
| 事業収益 | 1) | 8, 583, 349 | 1, 604, 983 | 652, 164 | 3, 424, 928 | 2, 883, 775 | 17, 497 | |
| 事業費用 | 2 | 5, 831, 050 | 291, 135 | 28, 250 | 2, 766, 473 | 2, 725, 186 | 20, 005 | |
| 事業総利益 (又は△事業総損 (①-②) | 真失) ③ | 2, 752, 298 | 1, 313, 848 | 623, 913 | 658, 455 | 158, 588 | △ 2,507 | |
| 事業管理費 | 4 | 2, 076, 462 | 729, 686 | 504, 254 | 585, 896 | 217, 285 | 39, 339 | |
| (うち減価償去 | 『費⑤) | (76, 404) | (31,311) | (13, 997) | (26, 563) | (3,886) | (645) | |
| (うち人件費 | ⑤') | (1, 596, 382) | (557, 463) | (402, 566) | (431, 356) | (170, 264) | (34,730) | |
| ※うち共通管 | 理費⑥ | | 115, 473 | 65, 649 | 82, 030 | 28, 952 | 3, 222 | △ 295, 327 |
| (うち減価償去 | 7費⑦) | | (4,554) | (2,545) | (3, 178) | (1, 136) | (123) | (△ 11,537) |
| (うち人件費 | ⑦') | | (60,683) | (35,035) | (43,800) | (15, 284) | (1,737) | (△ 156, 541) |
| 事業利益 (又は△事業損失 (③-④) | () | 675, 836 | 584, 161 | 119, 659 | 72, 559 | △ 58, 697 | △ 41,847 | |
| 事業外収益 | 9 | 189, 496 | 93, 834 | 49, 537 | 31, 845 | 13, 218 | 1,060 | |
| ※うち共通分 | 10 | | 38, 497 | 21, 511 | 26, 862 | 9, 603 | 1, 043 | △ 97, 518 |
| 事業外費用 | 11) | 57, 986 | 22, 986 | 13, 436 | 14, 576 | 6, 492 | 493 | |
| ※うち共通分 | 12 | | 18, 222 | 10, 182 | 12, 715 | 4, 545 | 493 | △ 46, 159 |
| 経常利益 (又は△経常損失 (⑧+⑨-⑪) | ₹) ③ | 807, 346 | 655, 009 | 155, 760 | 89, 828 | △ 51,970 | △ 41, 280 | |
| 特別利益 | (4) | 5, 400 | 2, 131 | 1, 191 | 1, 487 | 531 | 57 | |
| ※うち共通分 | 15 | | 2, 131 | 1, 191 | 1, 487 | 531 | 57 | △ 5,400 |
| 特別損失 | 16 | 274, 375 | 113, 514 | 72, 445 | 63, 296 | 22, 793 | 2, 326 | |
| ※うち共通分 | 17 | | 85, 836 | 47, 961 | 59, 893 | 21, 412 | 2, 326 | △ 217, 430 |
| 税引前当期利益 (又は△税引前当 (⑬+⑭-⑯) | á期損失) ⑱ | 538, 371 | 543, 626 | 84, 506 | 28, 019 | △ 74, 232 | △ 43, 548 | |
| 営農指導事業分配 | 已賦額⑩ | | 17, 340 | 9, 708 | 12, 144 | 4, 355 | △ 43, 548 | |
| 営農指導事業分配税引前当期利益 △営農指導事業分 後税引前当期損失 (⑱-⑲) | (又は)配賦 e) ② | 538, 371 | 526, 285 | 74, 798 | 15, 875 | △ 78, 587 | | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準は、次の通りです。

(1) 共通管理費等 : 各関連事業の事業従事割合・事業総利益割合 (2) 営農指導事業 : 各関連事業の事業従事割合・事業総利益割合

2. 配賦割合(1. の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 計 | | | |
|---------|------|------|------------|-------------|------------|------|--|--|--|
| 共通管理費等 | 39% | 22% | 28% | 10% | 1% | 100% | | | |
| 営農指導事業費 | 40% | 22% | 28% | 10% | | 100% | | | |

| 3. 部門別の資産 | | | | | | | (単位:千円) |
|--------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------|
| 分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 共通資産 |
| 事業別の総資産 | 229, 453, 872 | 212, 606, 291 | 8, 106 | | 1, 591, 347 | | 15, 248, 125 |
| 総資産(共通資産配分後) | 229, 453, 872 | 218, 553, 059 | 3, 362, 693 | 7, 538, 115 | | | |
| (うち固定資産) | 6, 435, 598 | 2, 509, 883 | 1, 415, 831 | | 2, 509, 883 | | |

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標(法定)

(単位:千円、口、人、%)

| 項目 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 経常収益 (事業収益) | 9, 047, 677 | 8, 844, 742 | 9, 313, 665 | 8, 736, 642 | 8, 583, 349 |
| 信用事業収益 | 1, 683, 251 | 1, 618, 283 | 1, 698, 097 | 1, 586, 037 | 1, 604, 983 |
| 共 済 事 業 収 益 | 739, 902 | 709, 006 | 710, 963 | 680, 493 | 652, 164 |
| 農業関連事業収益 | 3, 375, 467 | 3, 286, 567 | 3, 385, 729 | 3, 411, 418 | 3, 424, 928 |
| その他事業収益 | 3, 249, 056 | 3, 230, 884 | 3, 518, 874 | 3, 058, 692 | 2, 901, 272 |
| 経 常 利 益 | 363, 999 | 372, 119 | 336, 084 | 594, 797 | 807, 346 |
| 当期剰余金(又は△当期損失金) | 285, 830 | 163, 863 | △657, 410 | 449, 102 | 436, 268 |
| 出 資 金 | 2, 998, 860 | 3, 026, 886 | 3, 079, 974 | 3, 215, 061 | 3, 604, 782 |
| (出 資 口 数) | (999, 620) | (1, 008, 962) | (1, 026, 658) | (1, 071, 687) | (1, 201, 594) |
| 純 資 産 額 | 13, 110, 466 | 13, 320, 465 | 12, 713, 586 | 13, 110, 729 | 14, 005, 263 |
| 総 資 産 額 | 196, 134, 440 | 205, 948, 137 | 218, 911, 078 | 222, 686, 826 | 229, 453, 872 |
| 貯 金 等 残 高 | 175, 742, 618 | 183, 899, 088 | 197, 704, 704 | 200, 485, 742 | 206, 023, 176 |
| 貸 出 金 残 高 | 52, 593, 126 | 53, 246, 425 | 55, 116, 162 | 56, 341, 474 | 57, 687, 413 |
| 有 価 証 券 残 高 | 5, 936, 010 | 5, 799, 337 | 6, 642, 958 | 6, 476, 789 | 8, 609, 197 |
| 剰 余 金 配 当 金 額 | 29, 518 | 29, 761 | 30, 201 | 66, 862 | 33, 724 |
| 出 資 配 当 額 | 29, 518 | 29, 761 | 30, 201 | 30, 795 | 33, 724 |
| 事業利用分量配当額 | _ | _ | _ | 36, 067 | - |
| 職員数 | 384 | 376 | 379 | 365 | 361 |
| 単体自己資本比率 | 12. 65 | 12. 22 | 10. 58 | 10. 66 | 11. 21 |

(注)

- 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
- 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
- 3. 信託業務の取扱は行っていません。
- 4.「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表(法定)

(単位:千円、%)

| 項目 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|---------------|-------------|-------------|-----------|
| 資 金 運 用 収 支 | 1, 355, 324 | 1, 397, 399 | 42, 075 |
| 役務取引等収支 | 18, 621 | 19, 397 | 775 |
| その他信用事業収支 | △ 182,099 | △ 102, 949 | 79, 150 |
| 信用事業粗利益 | 1, 191, 846 | 1, 313, 848 | 122, 001 |
| (信用事業粗利益率) | (0.58) | (0.61) | (0.03) |
| 事 業 粗 利 益 | 2, 869, 993 | 2, 819, 879 | △ 50, 114 |
| (事業粗利益率) | (1.29) | (1.24) | (△0.05) |
| 事 業 純 益 | | 743, 417 | |
| 実 質 事 業 純 益 | | 743, 417 | |
| コア事業純益 | | 743, 417 | |
| コア事業純益 | | 769, 117 | |
| (投資信託解約損益を除く) | | | |

3. 資金運用収支の内訳(法定)

(単位:千円、%)

| TĴ | 項目 | | R1年度 | | | R2年度 | | |
|-----|----------|----|---------------|-------------|-------|---------------|-------------|-------|
| -73 | ₹ | Ħ | 平均残高 | 利 息 | 利回 | 平均残高 | 利 息 | 利 回 |
| 貨 | 金 運 用 | 勘定 | 204, 402, 110 | 1, 512, 039 | 0.73 | 212, 001, 836 | 1, 537, 724 | 0. 72 |
| | うち預金 | | 142, 953, 564 | 845, 263 | 0. 59 | 147, 473, 986 | 849, 777 | 0. 57 |
| | うち有価証券 | | 5, 747, 958 | 69, 305 | 1. 20 | 7, 427, 839 | 56, 351 | 0. 75 |
| | うち貸出金 | | 55, 700, 588 | 597, 470 | 1. 07 | 57, 100, 011 | 631, 596 | 1. 10 |
| 賞 | 金調達 | 勘定 | 203, 988, 112 | 156, 715 | 0.07 | 210, 287, 440 | 140, 325 | 0. 06 |
| | うち貯金・定期種 | 責金 | 200, 926, 733 | 137, 341 | 0.06 | 207, 216, 026 | 116, 830 | 0. 05 |
| | うち借入金 | | 3, 061, 379 | 10, 123 | 0. 33 | 3, 071, 414 | 10, 217 | 0. 33 |
| 糸 | 資 金 利 | ざや | | | 0. 28 | | | 0. 31 |

(注)

- 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)
- 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額(法定)

(単位:千円)

| | 24.0. | 414 | H P P V IV | (1)-1/-/ | (1 === 1 1 1 7 |
|----|-------|------|------------|-----------|-----------------------|
| IJ | 頁 | | 目 | R1年度増減額 | R2年度増減額 |
| Ž | き 取 | 利 | 息 | △ 91, 429 | 25, 685 |
| | うち預金 | | | △ 36,830 | 4, 513 |
| | うち有価証 | 券 | | △ 4, 171 | △ 12, 954 |
| | うち貸出金 | | | △ 50, 428 | 34, 126 |
| Ż | 支 払 | 利 | 息 | △ 13, 135 | △ 16, 390 |
| ΙГ | うち貯金・ | 定期積金 | | △ 8,243 | △ 20, 511 |
| | うち借入金 | | | 23 | 94 |
| ء | 色 | | 引 | △ 78, 294 | 42, 075 |

(注)

- 1. 増減額は前年度対比です。
- 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

- 1. 信用事業取扱実績
- (1) 貯金に関する指標(法定)
- ① 科目別貯金平均残高(法定)

(単位:千円、%)

| 種類類 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|-----------|------------------------|-----------------------|-------------|
| 流動性貯金 | 57, 647, 244 (28. 7) | 63, 865, 780 (30. 8) | 6, 218, 536 |
| 定期性貯金 | 143, 273, 538 (71. 3) | 143, 321, 654 (69. 2) | 48, 116 |
| その他の貯金 | 19, 792 (0.0) | 28, 589 (0.0) | 8, 797 |
| 計 | 200, 940, 577 (100. 0) | 207, 216, 026 (100.0) | 6, 275, 449 |
| 譲 渡 性 貯 金 | - (0.0) | - (0.0) | - |
| 合 計 | 200, 940, 577 (100. 0) | 207, 216, 026 (100.0) | 6, 275, 449 |

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 - 3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高(法定)

(単位:千円、%)

| 種 | | | 類 | R1年度 | | R2年度 | | 増減 |
|---|-----|------|----|---------------|---------|---------------|---------|---------------|
| 定 | 期 | 貯 | 金 | 138, 241, 228 | (100.0) | 135, 880, 862 | (100.0) | △ 2, 360, 366 |
| | うち固 | 定金和 | 定期 | 138, 236, 186 | (100.0) | 135, 876, 123 | (100.0) | △ 2, 360, 063 |
| | うち変 | ご動金和 | 定期 | 5, 041 | (0.0) | 4, 739 | (0.0) | △ 302 |

- (注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 - 2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 - 3. ()内は構成比です。

(2)貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高(法定)

(単位:千円)

| 種 | | | 類 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|---|----|----|-----|--------------|--------------|-------------|
| 手 | 形 | 貸 | 付 | 843, 662 | 794, 163 | △ 49, 499 |
| 証 | 書 | 貸 | 付 | 53, 161, 613 | 54, 673, 158 | 1, 511, 545 |
| 当 | 座 | 貸 | 越 | 695, 313 | 632, 689 | △ 62,624 |
| 金 | 融機 | 関貸 | 1 付 | 1, 000, 000 | 1, 000, 000 | - |
| 合 | | | 計 | 55, 700, 588 | 57, 100, 010 | 1, 399, 422 |

② 貸出金の金利条件別内訳残高(法定)

(単位:千円、%)

| 種 | 類 | R1年度 | : | R2年度 | : | 増減 |
|-------|----|--------------|---------|--------------|---------|-------------|
| 固定金利貨 | 计出 | 51, 578, 694 | (91.5) | 53, 556, 038 | (92.8) | 1, 977, 344 |
| 変動金利貨 | 出 | 3, 890, 689 | (6.9) | 3, 384, 401 | (5.9) | △ 506, 288 |
| その | 他 | 872, 091 | (1.5) | 746, 974 | (1.3) | △ 125, 117 |
| 合 | 計 | 56, 341, 474 | (100.0) | 57, 687, 413 | (100.0) | 1, 345, 939 |

⁽注) 1. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高(法定)

(単位:千円)

| 種 | 頁 R1 | 年度 | R2年度 | 増減 |
|------------|---------|--------------|--------------|-------------------------|
| 貯 金 等 | | 1, 750, 794 | 1, 673, 241 | △ 77, 553 |
| 有 価 証 参 | ÷ | _ | - | - |
| 動 | Ě | - | - | - |
| 不動 | É | 25, 153, 899 | 23, 123, 749 | △ 2,030,150 |
| その他担保物 | 勿 | 198, 365 | 172, 844 | △ 25, 521 |
| 小 | + | 27, 103, 058 | 24, 969, 834 | $\triangle 2, 133, 224$ |
| 農業信用基金協会保証 | 正 | 10, 929, 453 | 11, 387, 704 | 458, 251 |
| その他保証 | Œ | 7, 966, 432 | 8, 077, 442 | 111, 010 |
| 小 | + | 18, 895, 885 | 19, 465, 146 | 569, 261 |
| 信 | FI . | 10, 342, 528 | 13, 252, 433 | 2, 909, 905 |
| 合言 | + | 56, 341, 474 | 57, 687, 413 | 1, 345, 939 |

⁽注) 1. 「その他保証」について、H26年度より協同住宅ローン株式会社(KHL)保証を含めています。

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高(法定)

該当する残高はありません。

^{2. 「}その他」は、当座貸越、無利息等固定・変動の区分のないものです。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高(法定)

| ⑤ 寅 | 山金0 | (単位:千円、%) | | | | | | |
|------------|-----|-----------|---|--------------|---------|--------------|---------|-------------|
| 種 | | | 類 | R1年度 | | R2年度 | | 増減 |
| 設 | 備 | 資 | 金 | 48, 466, 731 | (86.0) | 49, 771, 894 | (86. 3) | 1, 305, 163 |
| 運 | 転 | 資 | 金 | 7, 874, 743 | (14. 0) | 7, 915, 519 | (13. 7) | 40, 776 |
| 合 | | | 計 | 56, 341, 474 | (100.0) | 57, 687, 413 | (100.0) | 1, 345, 939 |

(注)()内は構成比です。

| | APILLA - | Alle Art Hill all all | (NI, 14) |
|-----|-----------|-----------------------|----------|
| (6) | 19111年(7) | (学種別残高 | (矢正) |

| 6 貸出金の | 業種別残高 | ;(法定) | | | | (単位 | : 千円、%) |
|--------|-------|-------------|---------|-------------|--------|-----|----------|
| 種 | 類 | R1年度 | | R2年度 | | 増 | 減 |
| 農 | 業 | 8, 379, 624 | (14. 9) | 8, 531, 028 | (14.8) | | 151, 404 |

| 農業 | 8, 379, 624 | (14. 9) | 8, 531, 028 | (14. 8) | 151, 404 |
|--------------|--------------|---------|--------------|---------|-------------|
| 林 業 | 22, 004 | (0.0) | 18, 151 | (0.0) | △ 3,853 |
| 水 業 | 129, 542 | (0.2) | 62, 073 | (0.1) | △ 67, 469 |
| 製 造 業 | 2, 351, 740 | (4. 2) | 2, 265, 832 | (3.9) | △ 85, 908 |
| 鉱業 | 81, 935 | (0.1) | 79, 150 | (0.1) | △ 2,785 |
| 建 設 業 | 1, 436, 905 | (2.6) | 1, 484, 312 | (2.6) | 47, 407 |
| 不 動 産 業 | 6, 029, 148 | (10.7) | 5, 489, 711 | (9.5) | △ 539, 437 |
| 電気・ガス・熱供給水道業 | 387, 491 | (0.7) | 367, 815 | (0.6) | △ 19,676 |
| 運 輸 • 通 信 業 | 875, 239 | (1.6) | 847, 576 | (1.5) | △ 27, 663 |
| 金融 化保険業 | 1, 403, 113 | (2.5) | 1, 438, 528 | (2.5) | 35, 415 |
| 卸売・小売・飲食業 | 1, 226, 307 | (2. 2) | 1, 516, 761 | (2.6) | 290, 454 |
| サービス業 | 6, 672, 885 | (11.8) | 6, 990, 359 | (12. 1) | 317, 474 |
| 地方公共団体 | 743, 286 | (1.3) | 902, 640 | (1.6) | 159, 354 |
| 非 営 利 法 人 | 270, 000 | (0.5) | 270, 000 | (0.5) | - |
| そ の 他 | 26, 332, 247 | (46. 7) | 27, 423, 477 | (47. 5) | 1, 091, 230 |
| 合 計 | 56, 341, 474 | (100.0) | 57, 687, 413 | (100.0) | 1, 345, 939 |

⁽注)()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高(法定)

1) 営農類型別 (単位:千円)

| 種 | 類 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|---|----------|-------------|-------------|-----------|
| 農 | 業 | 1, 196, 117 | 1, 251, 467 | 55, 349 |
| | 穀作 | 124, 983 | 92, 560 | △ 32, 423 |
| | 野菜・園芸 | 143, 952 | 144, 039 | 86 |
| | 果樹・樹園農業 | 22, 539 | 23, 880 | 1, 341 |
| | 工芸作物 | - | - | - |
| | 養豚・肉牛・酪農 | 2, 286 | 2, 023 | △ 262 |
| | 養鶏・養卵 | - | _ | - |
| | 養蚕 | - | _ | - |
| | その他農業 | 902, 355 | 988, 962 | 86, 606 |
| 農 | 業関連団体等 | - | _ | - |
| 合 | 計 | 1, 196, 117 | 1, 251, 467 | 55, 349 |

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営 に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高 です。
 - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が該当します。

2) 資金種類別

〔貸出金〕 (単位:千円)

| 種 | 類 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|---|---------|-------------|-------------|---------|
| プ | ロパー資金 | 1, 018, 597 | 1, 063, 198 | 44, 600 |
| 農 | 業制度資金 | 177, 520 | 188, 269 | 10, 749 |
| | 農業近代化資金 | 177, 520 | 188, 269 | 10, 749 |
| | その他制度資金 | - | - | - |
| 合 | 計 | 1, 196, 117 | 1, 251, 467 | 55, 349 |

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金] (単位:千円)

| 種 | 類 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|--------|-------|------|------|----|
| 日本政策金融 | 融公庫資金 | - | - | - |
| その他 | | - | - | - |
| 合 | 計 | - | - | - |

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況(法定)

| 区分 | R1年度 | R2年度 |
|-------------|-------------|-------------|
| 破綻先債権額 | 145, 805 | 33, 435 |
| 延滞債権額 | 1, 282, 115 | 1, 377, 288 |
| 3 ヵ月以上延滞債権額 | - | - |
| 貸出条件緩和債権額 | - | - |
| 合 計 | 1, 427, 921 | 1, 410, 723 |

(注) 1.破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的 として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3.3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:千円、%)

(単位:千円)

| 債 権 区 分 | R1年度 | R2年度 |
|------------------------------|--------------|--------------|
| 破 綻 更 生 債 権 及 び これらに準じる債権 | 841, 658 | 609, 458 |
| 危 険 債 権 | 586, 262 | 801, 265 |
| 要管理債権 | _ | - |
| 小 計 (A) | 1, 427, 920 | 1, 410, 723 |
| 保全額(合計)(B) | 1, 426, 685 | 1, 408, 754 |
| 担 保 ・ 保 証 | 923, 646 | 1, 038, 422 |
| 引 当 | 503, 039 | 370, 332 |
| 保全率 (B / A) | 99. 91% | 99. 86% |
| 正 常 債 権 | 54, 942, 007 | 56, 308, 357 |
| 合 計 | 56, 369, 927 | 57, 719, 080 |

- (注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。
 - ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

- ③要管理債権
 - 3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
- ④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況(法定)

該当する取引はありません。

① 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(法定)

(単位:千円)

| | | - • | | | R1年度 | | | R2年度 | | | | |
|---|------|------|----------|----------|----------|----------|--------------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 区 | 区 | | 期首残高 | 期中 | 期中減少額 | | #11 14 22 22 | 期首残高 | 期中 | 期中減少額 | | #11-1-72 |
| | | | | 増加額 | 目的 使用 | その他 | 期末残高 | 791日7人[印] | 増加額 | 目的 使用 | その他 | 期末残高 |
| | 一般貸佣 | 剛引当金 | 178, 733 | 179, 565 | - | 178, 733 | 179, 565 | 179, 565 | 180, 033 | _ | 179, 565 | 180, 033 |
| | 個別貸佣 | 剛引当金 | 643, 350 | 583, 172 | 536 | 642, 363 | 583, 622 | 583, 622 | 432, 543 | - | 583, 622 | 432, 543 |
| | 合 | 計 | 822, 083 | 762, 737 | 536 | 821, 096 | 763, 187 | 763, 187 | 612, 577 | _ | 763, 187 | 612, 577 |

⑩ 貸出金償却の額(法定)

(単位:千円)

| 項 | 目 | R1年度 | R2年度 | | | | |
|-----|------|------|------|--|--|--|--|
| 貸出金 | :償却額 | - | - | | | | |

(3) 内国為替取扱実績(法定)

| 種 | 類 | | R1年 | 度 | R2年度 | | | |
|------------|----|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--|
| 作 里 | 規 | 仕 | 向 | 被 仕 向 | 仕 向 | 被仕向 | | |
| 送金・ | 件数 | | 23, 754 | 155, 033 | 24, 562 | 170, 163 | | |
| 振込為替 | 金額 | | 28, 849, 042 | 31, 247, 826 | 26, 485, 238 | 39, 293, 787 | | |
| 代金 | 件数 | | 61 | 45 | 15 | 9 | | |
| 取立為替 | 金額 | | 87, 070 | 71, 989 | 19, 874 | 18, 473 | | |
| 雑 為 替 | 件数 | | 623 | 496 | 504 | 512 | | |
| 和 何 | 金額 | | 485, 298 | 482, 801 | 509, 328 | 689, 391 | | |
| 合 計 | 件数 | | 24, 438 | 155, 574 | 25, 081 | 170, 684 | | |
| 合 計 | 金額 | | 29, 421, 412 | 31, 802, 618 | 27, 014, 441 | 40, 001, 651 | | |

(4) 有価証券に関する指標(法定)

① 種類別有価証券平均残高(法定)

(単位:千円)

| 種 | 類 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|-----|-----|-------------|-------------|----------|
| 国 | 債 | 2, 820, 766 | 3, 530, 648 | 709, 882 |
| 地っ | 方 債 | - | - | - |
| 政府的 | 呆証債 | - | - | - |
| 金属 | 独 債 | - | - | - |
| 短期 | 社債 | - | _ | - |
| 社 | 債 | 1, 410, 929 | 2, 169, 589 | 758, 660 |
| 株 | 式 | - | _ | - |
| 受益 | 証券 | 1, 516, 263 | 1, 727, 601 | 211, 338 |
| 合 | 計 | 5, 747, 958 | | |

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高(法定)

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高(法定)

| <u> </u> | | | | | | | | | <u> </u> |
|----------|-----|------|--------------|-------------|---------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|
| 種 | 類 | 1年以下 | 1年超 3 年以下 | 3年超 5年以下 | 5 年超 7 年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の 定めのない もの | 合計 |
| R1年度 | | | | | | | | | |
| 国 | 債 | - | 410, 240 | _ | - | - | 2, 701, 720 | - | 3, 111, 960 |
| 地力 | 方 債 | - | - | - | - | - | - | - | _ |
| 政府仍 | 呆証債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 金雨 | 融 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 短期 | 社債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 社 | 債 | - | 102, 390 | 511, 650 | 99, 550 | 201, 040 | 695, 430 | - | 1,610,060 |
| 株 | 式 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 受益 | 証券 | - | - | - | 105, 130 | 1, 169, 130 | - | 480, 509 | 1, 754, 769 |
| R2年度 | | | | | | | | | |
| 国 | 債 | - | 406, 360 | - | - | 228, 260 | 3, 617, 570 | - | 4, 252, 190 |
| 地力 | 方 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 政府仍 | 呆証債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 金層 | 融 債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 短期 | 社債 | - | - | - | - | _ | _ | - | - |
| 社 | 債 | - | 101, 400 | 510, 750 | 101, 240 | 410, 730 | 1, 215, 590 | - | 2, 339, 710 |
| 株 | 式 | - | - | - | - | _ | _ | - | - |
| 受益 | 証券 | - | - | - | 912, 490 | 390, 620 | - | 714, 187 | 2, 017, 297 |

(5) 有価証券等の時価情報等(法定)

① 有価証券の時価情報(法定)

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:千円)

| | are store | | R1年度 | | | R2年度 | |
|-------------------------|-----------|--------------|----------------|-----------|--------------|----------------|-----------|
| | 種類 | 貸借対照表計 上額 | 取得原価又は 償却原価 | 差額 | 貸借対照表計 上額 | 取得原価又は 償却原価 | 差額 |
| | 債券 | | | | | | |
| 貸借対照表 計上額が取 | 国債 | 3, 111, 960 | 2, 810, 290 | 301, 669 | 3, 081, 230 | 2, 809, 647 | 271, 582 |
| 計上領が取 得原価又は 償却原価を | 社債 | 1, 216, 810 | 1, 200, 000 | 16, 810 | 1, 849, 920 | 1, 800, 000 | 49, 920 |
| 超えるもの | 受益証券 | 1, 275, 089 | 1, 094, 912 | 180, 177 | 1, 533, 757 | 1, 191, 895 | 341, 861 |
| | 小計 | 5, 603, 859 | 5, 105, 202 | 498, 656 | 6, 464, 907 | 5, 801, 543 | 663, 363 |
| | 債券 | | | | | | |
| 貸借対照表 計上額が取 | 国債 | _ | _ | _ | 1, 170, 960 | 1, 191, 151 | △ 20, 191 |
| 得原価又は 償却原価を | 社債 | 393, 250 | 400, 000 | △ 6,750 | 489, 790 | 500, 000 | △ 10,210 |
| 超えないも の | 受益証券 | 479, 680 | 549, 698 | △ 70,018 | 483, 540 | 500, 000 | △ 16, 460 |
| | 小計 | 872, 930 | 949, 698 | △ 76, 768 | 2, 144, 290 | 2, 191, 151 | △ 46, 861 |
| 合 | 計 | 6, 476, 789 | 6, 054, 901 | 421, 887 | 8, 609, 197 | 7, 992, 695 | 616, 501 |

② 金銭の信託の時価情報(法定)

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引(法定) 該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

| / W/ / I. | | - m | |
|--------------------|---|---------|--|
| (単位 | • | 千円) | |
| (11/- | | 1 1 1 / | |

| 種 | | | | 類 | R1年 | E度 | R2年度 | | |
|--------|------------------|---------|--------------|---------|--------------|---------------|--------------|-------------------|--|
| 7里 | | | | 規 | 新 契 約 高 | 保有契約高 | 新 契 約 高 | 保有契約高 | |
| | 終 | 身 | 共 | 済 | 1, 834, 295 | 101, 953, 160 | 3, 413, 308 | 100, 103, 768 | |
| 生 | 定 | 期 生 | 命 共 | 済 | 40, 500 | 86, 500 | 200, 000 | 281, 500 | |
| 命 | 養 | 老生 | 命共 | 済 | 491, 200 | 44, 367, 341 | 581, 990 | 38, 668, 080 | |
| 総総 | | うちこ | こども共 | 済 | 352, 400 | 12, 718, 100 | 404, 800 | 11, 991, 200 | |
| | 医 | 療 | 共 | 済 | 17, 000 | 3, 066, 900 | 6, 000 | 2, 963, 100 | |
| 合 # | が | ん | 共 | 済 | - | 68, 000 | - | 68, 000 | |
| 共 | 定 | 期医 | 療共 | 済 | - | 983, 200 | - | 941, 700 | |
| 済 | 介 | 護 | 共 | 済 | 218, 462 | 789, 338 | 459, 658 | 1, 239, 548 | |
| | 年 | 金 | 共 | 済 | - | 13, 000 | - | 13, 000 | |
| 建 | 物 | 更生 | 生 共 | 済 | 38, 964, 730 | 251, 653, 396 | 25, 026, 520 | 249, 892, 210 | |
| 合 | | | | 計 | 41, 566, 187 | 402, 980, 836 | 29, 688, 477 | 394, 170, 907 | |
| (24-) | ^ # = |) /D 0+ | A 47 () %) | دمات ۱۱ | 1.33. 五十十岁人好 | | # | A / I A +== / / I | |

⁽注)金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:千円)

| 種 | | | 類 | R1 [£] | F度 | R24 | R2年度 | | | |
|----|----------|-----|---|-----------------|--------|-------|---------|--|--|--|
| 任里 | | | 規 | 新 契 約 高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 | | | |
| 医 | 医 療 共 | | 済 | 1,027 | 30, 58 | 3 832 | 30, 837 | | | |
| が | ん 共 | | 済 | 80 | 2, 1 | 0 80 | 2, 145 | | | |
| 定 | 期 医 | 療 共 | 済 | - | 1, 88 | 5 – | 1, 797 | | | |
| 合 | <u> </u> | _ | 計 | 1, 107 | 34, 57 | 8 912 | 34, 779 | | | |

⁽注)金額は、入院共済金額を表示しています。

(3)介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:千円)

| 種 | | 類 | R14 | | R2年度 | | | | | | |
|---------------|------|-------|---------|-----------------|----------------------|---|-------------|-------------|---------|---------|---------|
| | | 規 | 新 契 約 高 | 保 | 有 | 高 | 新 契 約 高 | 保 | 有 | 高 | |
| 介 | 護 | 共 | 済 | 235, 839 | 235, 839 1, 059, 384 | | | 491, 405 1, | | | 29, 533 |
| 生活 | 障害共済 | f(一時g | 金型) | 34, 500 55, 500 | | | 31, 500 87, | | | 37, 500 | |
| 生活障害共済(定期年金型) | | | | 30, 820 | 35, 520 | | | 8, 900 | 41, 320 | | |
| 特定 | 重度 | 疾病 | 共 済 | | | | | 267, 500 | | 20 | 66, 500 |

⁽注)金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

| 秳 | 種 | | | | R1年 | R24 | | | | | | |
|----|---|---|---|---|----------|-----|---------|---------|----------|---|------|---------|
| 7里 | | | | 類 | 新契約高 | 保 | 有 | 高 | 新契約高 | 保 | 有 | 高 |
| 年 | 金 | 開 | 始 | 前 | 275, 249 | | 1, 42 | 26, 715 | 264, 461 | | 1,6 | 30, 031 |
| 年 | 金 | 開 | 始 | 後 | - | | 46 | 5, 380 | - | | 4. | 54, 081 |
| 合 | | | | 計 | 275, 249 | | 1,89 | 2, 096 | 264, 461 | | 2, 0 | 84, 112 |

⁽注) 金額は年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保障年金額) を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

| 種 | | | 類 | | R1₫ | F 度 | | R2年度 | | | | |
|----|-----|------------|---|----|------------|------------|----------|------|--------------|---|----------|--|
| 任里 | | | 規 | 金 | 額 | 掛 | 金 | 金 | 額 | 掛 | 金 | |
| 火 | 災 | 共 | 済 | 21 | , 590, 470 | | 19, 375 | | 21, 746, 190 | | 20, 851 | |
| 自 | 動車 | 其 共 | 済 | | | | 394, 990 | | | | 419, 287 | |
| 傷 | 害 | 共 | 済 | 66 | , 278, 000 | | 13, 078 | | 13, 444, 500 | | 11, 914 | |
| 定 | 額定期 | 生命共 | 済 | | 12,000 | | 62 | | 12, 000 | | 64 | |
| 賠 | 償 責 | 任 共 | 済 | | | | 377 | | | | 350 | |
| 自 | 賠 責 | 美 共 | 済 | | | | 67, 535 | | | | 60, 656 | |
| 合 | | | 計 | | | | 495, 419 | | | | 513, 124 | |

⁽注) 1. 金額は保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績

(単位:千円)

| 種 | | | 類 | | | R1 ^左 | F度 | | | R2年度 | | | | | |
|----|----|---|---|---|-------|-----------------|----|---|----------|------|-------|---------|---|---|---------|
| 7里 | 1年 | | 規 | 供 | 給 | 高 | 手 | 数 | 料 | 供 | 給 | 高 | 手 | 数 | 料 |
| 肥 | | | 料 | | 41 | 14, 710 | | | 58, 145 | | 40 | 04, 915 | | | 58, 369 |
| 飼 | | | 料 | | 16 | 61, 579 | | | 4, 799 | | 14 | 46, 198 | | | 4, 238 |
| 農 | | | 薬 | | 31 | 19, 753 | | | 49, 726 | | 3 | 17, 107 | | | 51, 876 |
| 農 | 業 | 機 | 械 | | 32 | 21, 463 | | | 21, 104 | | 34 | 14, 423 | | | 375 |
| 石 | 淮 | ф | 類 | | 92 | 26, 410 | | | 31, 665 | | 72 | 24, 629 | | | 30, 508 |
| 生 | 産 | 資 | 材 | | 62 | 21, 434 | | | 42, 512 | | 6 | 17, 841 | | | 41, 031 |
| 販 | 売 | 資 | 材 | | 74 | 10, 654 | | | 61, 420 | | 7 | 17, 823 | | | 59, 741 |
| 合 | | | 計 | | 3, 46 | 65, 594 | | 2 | 269, 374 | | 3, 2' | 72, 939 | | 2 | 46, 141 |

(2) 受託販売品取扱実績

| | | 種類 | | | | | R1 ⁴ | F度 | | | R2年度 | | | | | |
|---|------|----|---|---|--|------|-----------------|----|----|---------|------|-------|---------|---|---|---------|
| | 1至为4 | | | | | | 高 | 手 | 数 | 料 | 販 | 売 | 高 | 手 | 数 | 料 |
| | | 米 | | | | 4 | 92, 266 | | 2 | 22, 052 | | 50 | 06, 327 | | : | 23, 363 |
| 野 | | | | 菜 | | 7, 4 | 47, 293 | | 21 | 15, 734 | | 7, 48 | 84, 279 | | 2 | 52, 785 |
| 果 | | | | 実 | | 9 | 15, 254 | | 6 | 22, 604 | | 84 | 19, 498 | | : | 23, 984 |
| 花 | 卉 | • | 花 | 木 | | 3 | 77, 935 | |] | 10, 311 | | 30 | 06, 465 | | | 10, 332 |
| 畜 | | 産 | | 物 | | | 8, 258 | | | 130 | | | 1, 188 | | | 34 |
| 合 | | | | 計 | | 9, 2 | 41,008 | | 27 | 70, 834 | | 9, 14 | 17, 759 | | 3 | 10, 499 |

(3) 保管事業取扱実績

(単位:千円)

| 項 | | | | 目 | R1年度 | R2年度 | | |
|---|---|---|--------------|---|------|--------|--|--|
| 収 | 保 | 管 | ₹ 1 1 | 料 | 676 | 509 | | |
| 益 | | ŧ | | | 676 | 509 | | |
| 費 | 倉 | 庫 | 雑 | 費 | 587 | 1, 264 | | |
| 用 | | ŧ | | | 587 | 1, 264 | | |

(4) 利用事業取扱実績

(単位:千円)

| 秳 | 種 | | | | | 類 | | | R1 ^소 | F度 | | | R2年度 | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|-----------------|----|---|---------|------|---|---------|---|---|-----------------|
| 7里 | | | | | | 規 | 取 | 扱 | 高 | 手 | 数 | 料 | 取 | 扱 | 高 | 手 | 数 | 料 |
| 補 | | 助 | | 事 | | 業 | | | 919 | | | △ 30 | | | 778 | | | △ 47 |
| 予 | | 冷 | | 施 | | 設 | | 5 | 54, 596 | | 3 | 30, 041 | | 5 | 54, 851 | | 9 | 36, 217 |
| 農 | | | | | | 機 | | | 4, 159 | | | 2,878 | | | - | | | _ |
| フ | V | コ | ン | 詰 | 替 | え | | | 816 | | | 407 | | | 462 | | | 110 |
| 精 | | | 米 | | | 機 | | | 7,020 | | | 6,635 | | | 6, 642 | | | 6, 227 |
| 貸 | 倒 | 引 | 当 | 金 | 戻 | 入 | | | _ | | | 32 | | | _ | | 2 | △ 432 |
| 合 | | | | | | 計 | | 6 | 67, 513 | | 3 | 39, 965 | | 6 | 52, 735 | | 4 | 42 , 075 |

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品(生活物資)取扱実績

| 155 | 種 | | | | R1 | 年度 | R24 | 年度 |
|-----|-------|-----|-----|----|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 植 | | | | 類 | 供給高 | 粗収益 (手数料) | 供給高 | 粗収益 (手数料) |
| 食 | | | | 品 | 145, 655 | 18, 274 | 131, 474 | 16, 769 |
| 食 | 糧 | 則 | Ź | 売 | 55, 362 | 6, 545 | 53, 565 | 6, 094 |
| 耐 | 久 資 村 | 才 · | 自 重 | 動車 | 250, 016 | 13, 022 | 126, 262 | 9, 388 |
| 生 | 活 | 資 | Ì | 材 | 159, 336 | 16,090 | 108, 287 | 11, 397 |
| 冠 | 婚 | 孝 | | 祭 | 274, 780 | 23, 274 | 193, 356 | 15, 343 |
| プ | ロパ | ン・ | 器 | 具 | 216, 006 | 33, 965 | 202, 213 | 33, 092 |
| 建 | 築 | 資 | Ì | 材 | 924, 864 | 22, 591 | 1, 251, 344 | 24, 645 |
| 合 | | | | 計 | 2, 026, 022 | 133, 764 | 2, 066, 504 | 116, 731 |

_(2)農産工場取扱実績

(単位:千円)

| 項 | | | | | 目 | R1年度 | R2年度 |
|---|----|----|-----|----|-----|----------|----------|
| | 製 | 品 | 販 | 売 | 高 | 281, 542 | 223, 280 |
| 収 | 委 | 託 | 充 | 填 | 料 | 609 | 730 |
| 益 | そ | | の | | 他 | 100 | 7, 108 |
| | | | 計 | | | 282, 252 | 231, 118 |
| | 製口 | 品商 | 品 販 | 売原 | 頁 価 | 211, 972 | 190, 591 |
| | 販 | | 売 | | 費 | 13, 680 | 10, 385 |
| 費 | 人 | | 件 | | 費 | 17, 318 | 17, 774 |
| | 業 | | 務 | | 費 | 1, 029 | 572 |
| 用 | 施 | | 設 | | 費 | 2, 639 | 2, 377 |
| | 雑 | | | | 費 | 5, 085 | 3, 262 |
| | | | 計 | | | 251, 725 | 224, 964 |

(3) アグリサポートセンター取扱実績

(単位:千円)

| 項 | | | | | 目 | R1年度 | R2年度 |
|--------|---|---|---|---|---|---------|---------|
| ılπ | 製 | 品 | 販 | 売 | 高 | 55, 164 | 54, 582 |
| 収 | 賃 | 料 | 販 | 売 | 高 | 26, 445 | 28, 311 |
| | 受 | 入 | 運 | 送 | 料 | 3, 583 | 3, 283 |
| 益 | 雑 | | 収 | | 入 | 8, 012 | 6, 206 |
| 11111. | | | 計 | | | 93, 205 | 92, 384 |
| 費 | 製 | 品 | i | 原 | 価 | 21, 437 | 18, 808 |
| 貝 | 人 | | 件 | | 費 | 8, 037 | 43, 471 |
| | 業 | | 務 | | 費 | 7, 198 | 6, 097 |
| | 施 | | 設 | | 費 | 11, 102 | 15, 656 |
| 用 | 雑 | | | | 費 | 1, 538 | 1,877 |
| Л | | | 計 | | | 49, 314 | 85, 910 |

(4) 直壳所取扱実績

(単位:千円)

| <u> </u> | / <u> </u> | <u> </u> | <u> </u> | | (中匹・111) | | |
|--------------|--|----------|----------|---------|----------|--|--|
| 項 | | | 目 | R1年度 | R2年度 | | |
| 収 | 販売 | 品販売高 | (買取) | 55, 382 | 57, 359 | | |
| ЧΧ | 委 | 託 手 | 数料 | 27, 548 | 26, 056 | | |
| 益 | そ | の | 他 | 1, 215 | 1,734 | | |
| 1011. | | 計 | | 84, 145 | 85, 149 | | |
| 費 | 販 | 売 品 受 | 入 高 | 45, 348 | 48, 312 | | |
| 貝 | 人 | 件 | 費 | 24, 567 | 25, 210 | | |
| | 業 | 務 | 費 | 2, 504 | 2, 212 | | |
| | 施 | 設 | 費 | 8, 664 | 7, 800 | | |
| 用 | 雑 | | 費 | 352 | 167 | | |
| /13 | | 計 | | 81, 438 | 83, 702 | | |

R1年度※取扱高 239, 206千円 (委託品販売高 183, 824千円 R2年度※取扱高 231,474千円

(委託品販売高 174,115千円

買取品販売高 55,382千円) 買取品販売高 57,359千円)

5. 指導事業

| 項 | 目 | R1年度 | R2年度 |
|---|-----------|---------|---------|
| | 指導補助金 | 693 | 991 |
| | 営農指導実費収入 | 7, 365 | 10, 728 |
| 収 | 生活指導実費収入 | 755 | 29 |
| 入 | 家 の 光 三 誌 | 1, 278 | 1, 198 |
| | その他指導収入 | 5, 869 | 5, 778 |
| | 計 | 15, 961 | 18, 724 |
| | 営農改善費 | 9, 441 | 11, 981 |
| | 営農組織育成費 | 4, 841 | 3, 079 |
| 支 | 文 化 改 善 費 | 2, 055 | 400 |
| 出 | 生活組織育成費 | 1, 508 | 1, 500 |
| | その他指導支出 | 4, 085 | 4, 944 |
| | 計 | 21, 931 | 21, 905 |

IV 経営諸指標

1. 利益率(法定)

(単位:%)

| 項目 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|-----------|-------|-------|--------|
| 総資産経常利益率 | 0. 26 | 0.35 | 0.09 |
| 資本経常利益率 | 4. 60 | 5. 95 | 1.35 |
| 総資産当期純利益率 | 0. 20 | 0. 19 | △ 0.01 |
| 資本当期純利益率 | 3. 47 | 3. 21 | △ 0.26 |

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 - 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 - 3. 総資産当期純利益率
 - =当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100
 - 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率 (法定)

(単位:%)

| 区 | 分 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|---------------------------|------|--------|--------|--------|
| 貯貸率 | 期末 | 28. 10 | 28. 00 | △ 0.10 |
| ∬ 河 其 上 | 期中平均 | 27. 72 | 27. 55 | △ 0.17 |
| 貯証率 | 期末 | 3. 23 | 4. 17 | 0. 94 |
| 灯 | 期中平均 | 2. 86 | 3. 58 | 0.72 |

- (注) 1. 貯貸率(期 末)=貸出金残高/貯金残高×100
 - 2. 貯貸率 (期中平均) =貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 - 3. 貯証率 (期 末) =有価証券残高/貯金残高×100
 - 4. 貯証率 (期中平均) =有価証券平均残高/貯金平均残高×100

3. その他経営諸指標

| 項 | 目 | R1年度 | R2年度 |
|------|---------------|--------------|--------------|
| | 一職員当たり貯金残高 | 805, 163 | 837, 492 |
| 信用事業 | 一店舗当たり貯金残高 | 13, 365, 716 | 13, 734, 878 |
| 旧用事未 | 一職員当たり貸出金残高 | 226, 270 | 234, 501 |
| | 一店舗当たり貸出金残高 | 3, 756, 098 | 3, 845, 827 |
| 共済事業 | 一職員当たり長期共済保有高 | 1, 618, 396 | 1, 602, 320 |
| 六佰爭未 | 一店舗当たり長期共済保有高 | 26, 865, 389 | 26, 278, 060 |
| | 一職員当たり購買品取扱高 | 22, 673 | 21, 706 |
| 経済事業 | 一店舗当たり購買品取扱高 | 376, 377 | 410, 756 |
| | 一職員当たり販売品取扱高 | 36, 024 | 33, 891 |

- (注) 1. R2年度の計算根拠となった店舗数については、信用・共済事業は15店舗、 経済事業は 13店舗で算出しています。
 - 2. 一職員当たりの指標は正職員で算出しています。

自己資本の充実の状況(法定) V

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

| | | (単位:十円、%) |
|--|---|---------------|
| 項 目 | R1年度 | R2年度 |
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 9, 945, 382 | 10, 902, 767 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 3, 833, 938 | 4, 223, 659 |
| うち、再評価積立金の額 | - | - |
| うち、利益剰余金の額 | 6, 197, 554 | 6, 737, 456 |
| うち、外部流出予定額(▲) | 66, 862 | 33, 724 |
| うち、上記以外に該当するものの額 (▲) | 19, 248 | 24, 624 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 179, 565 | 180, 033 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 179, 565 | 180, 033 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | - |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| うち、回転出資金の額 | - | - |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | = |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | = |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 696, 288 | 490, 398 |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 10, 821, 236 | 11, 573, 200 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 12, 667 | 14, 752 |
| うち、のれんに係るものの額 | = | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 12, 667 | 14, 752 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | - | = |
| 適格引当金不足額 | - | |
| 証券化取引により増加した自己資本に相当する額 | - | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | |
| 前払年金費用の額 | - | |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | = |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | = |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | - | = |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | = |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | = |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | - | = |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | _ | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | _ | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | _ | - |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 12, 667 | 14, 752 |
| 自己資本 | · | |
| 自己資本の額((イ)- (ロ)) (ハ) | 10, 808, 569 | 11, 558, 448 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 96, 046, 882 | 97, 835, 262 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 2, 216, 869 | 3, 482, 058 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 1,651,402 | △ 150, 525 |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額 | 3, 868, 271 | 3, 632, 584 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | , , , , , , | , , , , |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 5, 336, 470 | 5, 205, 492 |
| 信用リスク・アセット調整額 | 5, 555, 110 | 0, 200, 102 |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二) | 101, 383, 353 | 103, 040, 754 |
| | _ , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | ,, .01 |
| 自己資本比率 | | |

 ⁽注)1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

| | | R1年度 | | | R2年度 | |
|--|-----------------------|-----------------|------------------------|-----------------------|-----------------|---------------------|
| 信用リスク・アセット | エクスポー ジャー の期末残高 | リスク・ アセット額 a | 所要自己資本額 b = a × 4 % | エクスポー ジャー の期末残高 | リスク・ アセット額 a | 所要自己資z b = a × 4 |
| 現金 | 772, 726 | - | - | 774, 174 | - | |
| 我が国の中央政府および中央銀行向け | 2, 815, 357 | - | - | 4, 006, 397 | - | |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - | - | |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - | - | - | |
| 我が国の地方公共団体向け | 743, 294 | - | - | 902, 858 | - | |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | = | = | - | = | |
| 国際開発銀行向け | - | - | - | - | = | |
| 地方公共団体金融機構向け | - | = | = | - | = | |
| 我が国の政府関係機関向け | - | - | - | - | = | |
| 地方三公社向け | - | = | = | - | = | |
| 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 142, 471, 218 | 28, 494, 243 | 1, 139, 769 | 146, 953, 538 | 29, 390, 707 | 1, 17 |
| 法人等向け | 3, 910, 308 | 2, 906, 175 | 116, 247 | 4, 709, 531 | 3, 885, 661 | 15 |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 11, 403, 655 | 7, 390, 357 | 295, 614 | 11, 607, 075 | 7, 560, 526 | 30 |
| 抵当権付住宅ローン | 5, 727, 502 | 1, 892, 311 | 75, 692 | 5, 047, 754 | 1,671,785 | 6 |
| 不動産取得等事業向け | 3, 898, 366 | 3, 759, 286 | 150, 371 | 3, 409, 656 | 3, 307, 904 | 13 |
| 三月以上延滞等 | 817, 763 | 355, 172 | 14, 206 | 599, 844 | 411, 143 | 1 |
| 取立未済手形 | 30, 365 | 6, 073 | 242 | 20, 177 | 4, 035 | - |
| 信用保証協会等による保証付 | 10, 977, 288 | 1, 077, 835 | 43, 113 | 11, 431, 922 | 1, 120, 851 | 4 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | | | | | 1, 120, 001 | -1 |
| 共済約款貸付 | _ | _ | _ | _ | | |
| 出資等 | 020 776 | 090 296 | 97 179 | 094 161 | 092 761 | 9 |
| | 929, 776 | 929, 326 | 37, 173 | 924, 161 | 923, 761 | 3 |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 929, 776 | 929, 326 | 37, 173 | 924, 161 | 923, 761 | 3 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | - | = | = | - | | |
| 上記以外 (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等 | 33, 004, 952 | 45, 833, 125 | 1, 833, 325 | 33, 723, 622 | 44, 907, 933 | 1, 79 |
| (フら他の金融機関等の対象資本等調理子長対象管理口質等 及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー) | 401, 364 | 1, 003, 410 | 40, 136 | 401, 360 | 1, 003, 401 | 4 |
| (うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) | 8, 390, 241 | 20, 975, 602 | 839, 024 | 7, 389, 660 | 18, 474, 150 | 73 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有し | - | = | = | - | = | |
| ている他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に 関するエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有し | - | _ | - | - | _ | |
| ていない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | - | = | - | - | - | |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 24, 213, 347 | 23, 854, 112 | 954, 164 | 25, 932, 601 | 25, 430, 382 | 1, 01 |
| 証券化 | - | - | - | - | | · · · · · |
| (うちSTC要件適用分) | _ | - | _ | _ | | |
| (うち非STC要件適用分) | | = | _ | | | |
| 再証券化 | _ | | _ | _ | | |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 1, 636, 677 | 1, 186, 104 | 47, 444 | 1, 705, 866 | 1, 168, 891 | 4 |
| (うちルックスルー方式) | 1, 636, 677 | 1, 186, 104 | 47, 444 | 1, 705, 866 | 1, 168, 891 | 4 |
| (うらルックスルーカ式) | 1, 050, 077 | 1, 100, 104 | 41, 444 | 1, 100, 000 | 1, 100, 091 | 4 |
| | | _ | _ | | | |
| (うち蓋然性方式250%) | - | _ | _ | - | | |
| (うち蓋然性方式400%) | - | - | - | - | | |
| (うちフォールバック方式) | - | - | | - | _ | |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | - | 3, 868, 271 | 154, 730 | - | 3, 632, 584 | 14 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (Δ) | - | 1, 651, 402 | 66, 056 | - | 150, 525 | |
| 準的手法を適用するエクスポージャー計 | 219, 139, 253 | 96, 046, 882 | 2 0/1 075 | 225, 816, 582 | 97, 835, 262 | 3, 91 |
| | 415, 155, 455 | 50, 040, 682 | 3, 841, 875 | 220, 010, 082 | ə1, 0əə, 202 | 5, 91 |
| VAリスク相当額÷8% | - | _ | _ | - | | |
| 央清算機関関連エクスポージャー | - | - | - 0.41 075 | - | - | |
| 信用リスク・アセットの額) | 219, 139, 253 | 96, 046, 882 | 3, 841, 875 | 225, 816, 582 | 97, 835, 262 | 3, 91 |
| | オペレーショナル 8%で除し | | 所要自己資本額 | オペレーショナル 8%で除し | | 所要自己資 |
| レーショナル・リスクに対する 自己資本の額 〈基礎的手法〉 | 8 | | b = a × 4 % | 8 | | $b = a \times a$ |
| ロロスグV/R NAMENTIA/ | · | 5, 336, 470 | | · | 5, 205, 492 | 20 |
| | | | | | | |
| | リスク・アセッ | 卜等(分母) 計 | 所要自己資本額 | リスク・アセッ | ト等(分母) 計 | 所要自己資 |
| 自己資本額 | a | ı | $b = a \times 4 \%$ | a | ì | $b = a \times 4$ |
| | | | | | | |

(注)

- 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している 債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等 向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある 二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引 にかかるエクスポージャーのことです。
- 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過 措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるもの としてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基本的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|-----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R&I) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング (S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) |

(注)

「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・ リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|-----------------------|----------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー (長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー (短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

| | | | R1年 | 度 | | | R2年 | | -1-2 • 1147 |
|-----|--------------------|----------------------------------|--------------|-------------|------------------------|----------------------------------|--------------|-------------|------------------------|
| | | 信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高 | うち 貸出金等 | うち 債券 | 三月以上延 滞エクス ポージャー | 信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高 | うち 貸出金等 | うち 債券 | 三月以上延 滞エクス ポージャー |
| | 農業 | 150, 709 | 150, 709 | - | _ | 147, 190 | 147, 190 | - | |
| | 林業 | _ | _ | - | - | _ | - | - | |
| | 水産業 | _ | - | - | - | - | - | - | |
| | 製造業 | - | - | _ | - | 3, 858 | 3, 858 | _ | |
| | 鉱業 | _ | _ | _ | - | - | - | _ | |
| 法 | 建設・不動産業 | 2, 333, 569 | 1, 832, 859 | 500, 710 | - | 2, 605, 382 | 1, 904, 019 | 701, 362 | |
| 人 | 電気・ガス・熱 供給・水道業 | 501, 709 | - | 501, 709 | - | 1, 003, 884 | _ | 1, 003, 884 | |
| | 運輸・通信業 | 100, 313 | - | 100, 313 | - | 100, 311 | - | 100, 311 | |
| | 金融・保険業 | 143, 903, 529 | 1, 000, 581 | 401, 364 | - | 147, 375, 076 | 1, 000, 576 | 401, 360 | |
| | 卸売・小売・飲 食・サービス業 | 9, 271, 179 | 851, 503 | 100, 239 | - | 9, 319, 356 | 905, 298 | 100, 236 | |
| | 日本国政府・地 方公共団体 | 3, 558, 651 | 743, 294 | 2, 815, 357 | - | 4, 909, 256 | 902, 858 | 4, 006, 397 | |
| | 上記以外 | 674, 839 | 674, 839 | _ | - | 611, 113 | 611, 113 | - | |
| 個 | 人 | 52, 460, 527 | 51, 157, 805 | _ | 815, 954 | 53, 554, 627 | 52, 282, 166 | - | 599, 84 |
| その |)他 | 4, 547, 545 | - | - | - | 4, 480, 656 | - | - | |
| 業種5 | 引残高計 | 217, 502, 575 | 56, 411, 594 | 4, 419, 693 | 815, 954 | 224, 110, 716 | 57, 757, 082 | 6, 313, 553 | 599, 84 |
| 1年. | 以下 | 143, 867, 016 | 1, 396, 809 | _ | | 147, 128, 655 | 1, 176, 692 | - | |
| 1年 | 超3年以下 | 1, 355, 214 | 853, 924 | 500, 278 | | 1, 366, 552 | 864, 933 | 500, 618 | |
| 3年 | 超5年以下 | 1, 823, 476 | 1, 322, 766 | 500, 710 | | 2, 156, 800 | 1, 656, 101 | 500, 698 | |
| 5年 | 超7年以下 | 2, 172, 594 | 2, 072, 475 | 100, 119 | | 2, 044, 265 | 1, 944, 148 | 100, 117 | |
| 7年 | 超10年以下 | 3, 163, 687 | 2, 962, 995 | 200, 691 | | 3, 392, 496 | 2, 784, 090 | 608, 405 | |
| 10年 | 巨超 | 49, 686, 767 | 46, 568, 872 | 3, 117, 894 | | 53, 004, 765 | 48, 401, 051 | 4, 603, 713 | |
| 期限 | 艮の定めのないもの | 15, 433, 819 | 1, 233, 759 | | | 15, 017, 181 | 930, 063 | | |
| 浅存其 | 期間別残高計 | 217, 502, 575 | 56, 411, 604 | 4, 419, 693 | | 224, 110, 716 | 57, 757, 082 | 6, 313, 553 | |

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 4. 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

| | | | R1年 | 度 | | R2年度 | | | | | | |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|------|----------|----------|----------|----------|----------|--|
| 区分 | 期首 | 期中 | 期中減 | 沙額 | 期末 | | 期首 | 期中 | 期中洞 | 少額 | 期末 | |
| | 残高 増加額 | | 目的 使用 | その他 | 残高 | | 残高 | 増加額 | 目的 使用 | その他 | 残高 | |
| 一般貸倒引当金 | 178, 733 | 179, 565 | - | 178, 733 | 179, 565 | | 179, 565 | 180, 033 | - | 179, 565 | 180, 033 | |
| 個別貸倒引当金 | 643, 350 | 583, 172 | 536 | 642, 363 | 583, 622 | | 583, 622 | 432, 543 | - | 583, 622 | 432, 543 | |

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却額

| | | | | R1年 | 度 | | | R2年度 | | | | | |
|---|--------------------|----------|----------|----------|-----------|----------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| | 区 分 | 期首 | 期中 | 期中洞 | 減少額 期末 | | 貸出金 | 期首 | 期中 | 期中減少額 | | 期末 | 貸出金 |
| | | 残高 | 増加額 | 目的 使用 | その他 | 残高 | 償却 | 残高 | 増加額 | 目的 使用 | その他 | 残高 | 償却 |
| | 農業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 法 | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 人 | 電気・ガス・熱供給・ 水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・ サービス業 | 450 | - | _ | _ | 450 | - | 450 | 400 | - | 450 | 400 | - |
| | 上記以外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 個 人 | 642, 900 | 583, 172 | 536 | 642, 363 | 583, 172 | - | 583, 172 | 432, 143 | - | 583, 172 | 432, 143 | _ |
| 業 | 美種別計 | 643, 350 | 583, 172 | 536 | 642, 363 | 583, 622 | - | 583, 622 | 432, 543 | - | 583, 622 | 432, 543 | - |

⁽注) 1. 当 J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

| | | | R1年度 | | | R2年度 | (中心・111) |
|--------|--------------|-------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| | リスク・ウェイト0% | _ | 6, 814, 800 | 6, 814, 800 | _ | 8, 175, 741 | 8, 175, 741 |
| | リスク・ウェイト2% | _ | - | - | _ | _ | _ |
| 信 用 | リスク・ウェイト4% | - | - | - | _ | _ | - |
| リス | リスク・ウェイト10% | - | 10, 778, 350 | 10, 778, 350 | - | 11, 208, 508 | 11, 208, 508 |
| ク | リスク・ウェイト20% | _ | 142, 501, 584 | 142, 501, 584 | _ | 146, 973, 716 | 146, 973, 716 |
| 削減 | リスク・ウェイト35% | _ | 5, 523, 871 | 5, 523, 871 | _ | 4, 849, 182 | 4, 849, 182 |
| 効 果 | リスク・ウェイト50% | 1, 202, 972 | 1, 341, 649 | 2, 544, 621 | 901, 911 | 1, 269, 441 | 2, 171, 352 |
| 勘案 | リスク・ウェイト75% | _ | 9, 305, 315 | 9, 305, 315 | _ | 9, 458, 555 | 9, 458, 555 |
| 後 | リスク・ウェイト100% | - | 36, 154, 276 | 36, 154, 276 | 1, 003, 884 | 28, 648, 955 | 29, 652, 839 |
| 残 高 | リスク・ウェイト150% | 1, 809 | 55, 547 | 57, 356 | _ | 223, 667 | 223, 667 |
| | リスク・ウェイト250% | _ | 7, 690, 670 | 7, 690, 670 | _ | 7, 690, 670 | 7, 690, 670 |
| | その他 | - | - | - | _ | _ | _ |
| リス | ク・ウェイト1250% | | | | | | |
| | 計 | 1, 204, 781 | 220, 166, 066 | 221, 370, 847 | 1, 905, 795 | 218, 498, 437 | 220, 404, 233 |

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「格付けあり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、 「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付けを使用していないものを 記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金 の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスクウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

| | R1年 | F度 | R2年度 | | | |
|---------------------------|--------------|----------|--------------|-------------|--|--|
| | 適格金融 資産担保 | 保証 | 適格金融 資産担保 | 保証 | | |
| 地方公共団体金融機構向け | - | - | - | - | | |
| 我が国の政府関係機関向け | _ | _ | - | - | | |
| 地方三公社向け | - | - | - | - | | |
| 金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け | - | - | - | - | | |
| 法人等向け | 59, 000 | - | 70, 300 | - | | |
| 中小企業等向け及び個人向け | 553, 589 | 867, 243 | 513, 765 | 950, 651 | | |
| 抵当権付住宅ローン | 5, 000 | - | 4,000 | - | | |
| 不動産取得等事業向け | 44, 000 | - | 10,000 | - | | |
| 三月以上延滞等 | - | - | - | - | | |
| 証券化 | - | - | - | - | | |
| 中央清算機関関連 | - | - | - | - | | |
| 上記以外 | 135, 680 | 102, 734 | 151, 600 | 51, 668 | | |
| 合計 | 797, 269 | 969, 978 | 749, 665 | 1, 002, 319 | | |

(注)

- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2. 「三月以上延滯等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滯している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資 勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J A においては、これらを①子会社お よび関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J A の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

| | | | R1年 | F度 | R2年度 | | | |
|---|----|----------|--------------|-------------|--------------|-------------|--|--|
| | | | 貸借対照表 計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表 計上額 | 時価評価額 | | |
| 上 | 場 | l 7 | - | l | _ | - | | |
| 非 | 上場 | <u>l</u> | 8, 318, 876 | 8, 318, 876 | 8, 313, 261 | 8, 313, 261 | | |
| 合 | 計 | - | 8, 318, 876 | 8, 318, 876 | 8, 313, 261 | 8, 313, 261 | | |

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

| | | | | | (| | |
|-----|------|-----|------|-----|-----|--|--|
| | R1年度 | | R2年度 | | | | |
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 | | |
| | | | | | | | |
| _ | _ | _ | _ | _ | _ | | |

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

| R1 ^左 | F 度 | R2年度 | | | | |
|-----------------|------------|------|-----|--|--|--|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 | | | |
| _ | _ | _ | _ | | | |
| | | | | | | |

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

| | | | (+ - 1 1) | | |
|-----|-----|------|-------------------------------|--|--|
| R1年 | F度 | R2年度 | | | |
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 | | |
| - | - | - | - | | |

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用させるエクスポージャーに関する事項

| | R1年度 | R2年度 |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | 1, 636, 677 | 1, 705, 866 |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | _ | _ |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | - | - |

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で 金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理

・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。 具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理 をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタ リング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 自己資本に対するIRRBBの比率管理や収支シミュレーション分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度 四半期毎の基準日において、IRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明 該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(∠EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払 貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし 0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

体

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは 金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\triangle E V E および \triangle N I I に重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。$
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明 変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。
- ◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
 - ・金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理として VaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(時に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる \triangle E V E および \triangle N I I と大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| IRRBB1: 金利リスク | | | | | | | |
|---------------|-----------|--------|--------|------|------|--|--|
| | | ∠E | VΕ | ⊿NII | | | |
| | | R1年度 | R2年度 | R1年度 | R2年度 | | |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1, 736 | 1, 375 | 54 | _ | | |
| 2 | 下方パラレルシフト | - | - | - | - | | |
| 3 | スティープ化 | 1, 478 | 1,420 | | | | |
| 4 | フラット化 | - | - | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 59 | - | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | - | - | | | | |
| 7 | 最大値 | 1, 736 | 1, 420 | 54 | - | | |
| | | R1年度 | | R2年度 | | | |
| 8 | 自己資本の額 | 10, | 808 | 11, | 558 | | |

(注)

1. 平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「∠NII」から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図(法定)

JA徳島市のグループは、当JA、子会社2社(子法人等を除く)で構成されています。 このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基 づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。 (JA)JA徳島市 ◇本所・支所 15 カ所 ◇営農経済センター 3カ所 [子会社] 株式会社ジェイエイ 不動産管理事業 徳島市協同サービス [子会社] ジェイエイ徳島市 石油・ガス小売事業 燃料サービス株式会社

(2)子会社等の状況(法定)

(単位:千円、%)

| | 名 称 | 主たる営業所又は 事務所の所在地 | 事業 内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当 J Aの 議決権比率 | 他の子会社 等の議決権 比率 |
|---------|----------------------------|----------------------------|-----------|--------------------|----------|-----------------|----------------------|
| 株式 協 | 会社ジェイエイ徳島市 同 サ ー ビ ス | 徳島県徳島市万代町 5 丁目 71 番地 11 | 不動産 管理 | 平成 19 年 4 月 2 日 | 10, 000 | 100 | 0 |
| | ェイエイ徳島市燃料 一 ビ ス 株 式 会 社 | | | 平成 30 年 4月2日 | 100, 000 | 100 | 0 |

(3) 連結事業概況(令和2年度)(法定)

◇ 連結事業の概況 ◇

① 事業の概況

令和2年度の当JAの連結決算は、子会社2社を全部連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益 867, 359 千円、連結当期剰余金 476, 303 千円、連結純資産 14, 110, 487 千円、連結総資産 229, 259, 257 千円で、連結自己資本比率は 11. 26% となりました。

② 連結子会社等の事業概況

・株式会社ジェイエイ徳島市協同サービス 令和2年度は、JA徳島市と連携し、不動産管理事業において44,655千円の取扱いを行い ました。

この結果、当期純利益は528千円となりました。

・ジェイエイ徳島市燃料サービス株式会社

令和2年度は、JA徳島市と連携し、石油・ガス小売事業において1,209,523千円の取扱いを行いました。

この結果、当期純利益は39,774千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標(法定)

(単位:千円、%)

| | | | | | (| <u> </u> |
|----|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 項目 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
| 連絡 | 吉経常収益 (事業収益) | 9, 047, 677 | 8, 844, 742 | 9, 456, 665 | 9, 019, 139 | 8, 853, 502 |
| | 信用事業収益 | 1, 683, 251 | 1, 618, 283 | 1, 698, 097 | 1, 586, 037 | 1, 604, 983 |
| | 共済事業収益 | 739, 902 | 709, 006 | 710, 963 | 680, 493 | 652, 164 |
| | 農業関連事業収益 | 3, 375, 467 | 3, 286, 567 | 3, 385, 729 | 3, 411, 418 | 3, 424, 928 |
| | その他事業収益 | 3, 249, 056 | 3, 230, 884 | 3, 661, 874 | 3, 341, 298 | 3, 171, 425 |
| 連 | 結経常利益 | 364, 394 | 372, 759 | 341, 909 | 650, 073 | 867, 359 |
| 連 | 結当期剰余金 (又は△当期損失金) | 285, 945 | 164, 153 | △657, 761 | 485, 341 | 476, 303 |
| 連 | 結純資産額 | 13, 095, 146 | 13, 322, 710 | 12, 710, 549 | 13, 155, 039 | 14, 110, 487 |
| 連 | 結総資産額 | 196, 081, 572 | 205, 894, 526 | 218, 759, 800 | 222, 548, 085 | 229, 259, 257 |
| 連 | 結自己資本比率 | 12. 66 | 12. 23 | 10. 59 | 10. 70 | 11. 26 |
| GA | 一、 「油烘白コ次木比索 | 」は 「典迷协 | 同知人学がその | な学のは今州ナン | 判除ナスたみの | 上淮」(亚比 97 |

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表(法定)

| (3)(1) | | |
|--------|---|-----|
| (単位 | ٠ | 千四) |

| 4V D | R1年度 | R2年度 | ұл п | R1年度 | R2年度 |
|-------------------|---------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|
| 科 目 | (R2年3月31日) | (R3年3月31日) | 科目 | (R2年3月31日) | (R3年3月31日) |
| (資 産 の 部) | | | (負債の部) | | |
| 1. 信用事業資産 | 205, 518, 480 | 212, 610, 916 | 1. 信用事業負債 | 205, 265, 283 | 211, 173, 144 |
| (1) 現金及び預金 | 143, 240, 910 | 146, 725, 280 | (1) 貯金 | 200, 228, 344 | 205, 692, 447 |
| (2) 有価証券 | 6, 476, 789 | 8, 609, 197 | (2)借入金 | 3, 500, 000 | 3, 500, 000 |
| (3)貸出金 | 56, 341, 474 | 57, 687, 413 | (3) その他の信用事業負債 | 1, 536, 939 | 1, 980, 696 |
| (4) その他の信用事業資産 | 137, 949 | 135, 548 | 2. 共済事業負債 | 582, 016 | 401, 430 |
| (5)貸倒引当金 | △ 678, 643 | △ 546, 522 | (1) 共済資金 | 348, 792 | 168, 830 |
| 2. 共済事業資産 | 9, 896 | 8, 106 | (2) その他の共済事業負債 | 233, 224 | 232, 599 |
| (1) その他の共済事業資産 | 9, 896 | 8, 106 | 3. 経済事業負債 | 933, 501 | 1, 054, 528 |
| 3. 経済事業資産 | 1, 582, 960 | 1, 583, 451 | (1) 支払手形及び経済事業未払金 | 839, 330 | 945, 606 |
| (1) 受取手形及び経済事業未収金 | 1, 233, 978 | 1, 207, 485 | (2) その他の経済事業負債 | 94, 171 | 108, 922 |
| (2)棚卸資産 | 351, 265 | 330, 467 | 4. 設備借入金 | 286, 000 | 245, 600 |
| (3) その他の経済事業資産 | 81, 633 | 110, 973 | 5. 雑負債 | 446, 173 | 462, 728 |
| (4)貸倒引当金 | △ 83,916 | △ 65, 473 | 6. 諸引当金 | 777, 482 | 773, 940 |
| 4. 雑資産 | 68, 529 | 67, 435 | (1) 賞与引当金 | 77, 820 | 78, 214 |
| (1) 雑資産 | 68, 979 | 67, 835 | (2) 退職給付に係る負債 | 663, 658 | 659, 143 |
| (2)貸倒引当金 | △ 450 | △ 400 | (3)役員退職慰労引当金 | 32, 203 | 36, 583 |
| 5. 固定資産 | 6, 747, 450 | 6, 435, 598 | (4)睡眠貯金払戻損失引当金 | 3, 799 | - |
| (1) 有形固定資産 | 6, 734, 782 | 6, 420, 846 | 8. 再評価に係る繰延税金負債 | 1, 102, 587 | 1, 037, 396 |
| 建物 | 3, 475, 624 | 3, 449, 216 | 負債の部合計 | 209, 393, 046 | 215, 148, 769 |
| 機械装置 | 1, 813, 352 | 1, 817, 709 | (純資産の部) | | |
| 土地 | 5, 622, 806 | 5, 366, 499 | 1. 組合員資本 | 10, 048, 692 | 11, 015, 620 |
| リース資産 | 16, 939 | 16, 939 | (1)出資金 | 3, 215, 031 | 3, 604, 752 |
| その他の有形固定資産 | 1, 048, 842 | 1, 035, 968 | (2)資本剰余金 | 618, 877 | 618, 877 |
| 減価償却累計額 | △ 5, 242, 782 | △ 5, 265, 486 | (3) 利益剰余金 | 6, 234, 031 | 6, 816, 615 |
| (2)無形固定資産 | 12, 667 | 14, 752 | (4) 処分未済持分 | △ 19, 248 | △ 24,624 |
| 6. 外部出資 | 8, 208, 876 | 8, 203, 261 | 2. 評価・換算差額等 | 3, 106, 347 | 3, 094, 866 |
| 7. 繰延税金資産 | 411, 890 | 350, 486 | (1) その他有価証券評価差額金 | 332, 799 | 473, 583 |
| | | | (2) 土地再評価差額金 | 2, 765, 684 | 2, 595, 187 |
| | | | (3) 退職給付に係る調整累計額 | 7, 863 | 26, 095 |
| | | | 純 資 産 の 部 合 計 | 13, 155, 039 | 14, 110, 487 |
| 資産の部合計 | 222, 548, 085 | 229, 259, 257 | 負債及び純資産の部合計 | 222, 548, 085 | 229, 259, 257 |
| | | | | | |

| (6) | 連結損益 | 計算書 | (法定) | | | | | | | |
|-----|------|-----|------------------|----|-------------------|---|---|---|------------------|----|
| | 科 | 目 | R1年度 自:H31年4月 | 1日 | R2年度 自:R2年4月 1 | 日 | 科 | 目 | R1年度 自:H31年4月 | 1日 |

| (6) 連結損益計算書 | (法定) | | | | (単位:千円 |
|--------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------------|------------------------------------|-------------------|
| 科 目 | R1年度 自:H31年4月 1日 至:R 2年3月31日 | R2年度 自:R2年4月 1日 至:R3年3月31日 | 科目 | R1年度 自:H31年4月 1日 至:R 2年3月31日 | R2年度 自:R2年4月 1 |
| . 事業総利益 | 2, 916, 144 | 3, 007, 359 | (7) 販売事業収益 | 1, 099, 441 | 422, 224 |
| (1) 信用事業収益 | 1, 586, 037 | 1, 604, 983 | 販売品販売高 | 740, 654 | - |
| 資金運用収益 | 1, 512, 039 | 1, 537, 724 | 販売手数料 | 270, 834 | 310, 499 |
| (うち預金利息) | (709, 357) | (707, 640) | その他の収益 | 87, 953 | 111, 724 |
| (うち有価証券利息) | (69, 305) | (56, 351) | (8) 販売事業費用 | 694, 696 | 42, 886 |
| (うち貸出金利息) | (597, 470) | (631, 596) | 販売品販売原価 | 679, 233 | - |
| (うちその他受入利息) | (135, 906) | (142, 136) | その他の費用 | 15, 463 | 42, 886 |
| 役務取引等収益 | 37, 231 | 38, 295 | (うち貸倒引当金繰入額) | (-) | (38 |
| その他事業直接収益 | 6, 741 | - | (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 820) | (- |
| その他経常収益 | 30, 024 | 28, 962 | 販売事業総利益 | 404, 744 | 379, 337 |
| (2) 信用事業費用 | 394, 187 | 291, 132 | (9) その他事業収益 | 543, 647 | 490, 621 |
| 資金調達費用 | 156, 712 | 140, 322 | (10) その他事業費用 | 432, 545 | 438, 407 |
| (うち貯金利息) | (136, 442) | (116, 042) | その他事業総利益 | 111, 101 | 52, 214 |
| (うち給付補填備金繰入) | (896) | (784) | 2. 事業管理費 | 2, 345, 557 | 2, 219, 136 |
| (うち借入金利息) | (10, 123) | (10, 217) | (1) 人件費 | 1, 800, 502 | 1, 681, 444 |
| (うちその他支払利息) | (9, 250) | (13, 277) | (2) その他事業管理費 | 545, 055 | 537, 691 |
| 役務取引等費用 | 18, 609 | 18, 898 | 事 業 利 益 | 570, 586 | 788, 222 |
| その他経常費用 | 218, 865 | 131, 911 | 3. 事業外収益 | 139, 667 | 137, 732 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 52, 251) | (△ 132, 121) | (1)受取出資配当金 | 84, 602 | 87, 708 |
| 信用事業総利益 | 1, 191, 849 | 1, 313, 851 | (2) その他の事業外収益 | 55, 064 | 50, 024 |
| (3) 共済事業収益 | 680, 493 | 652, 164 | 4. 事業外費用 | 60, 181 | 58, 596 |
| 共済付加収入 | 619, 519 | 600, 771 | (1)その他の事業外費用 | 60, 181 | 58, 596 |
| その他の収益 | 60, 974 | 51, 393 | 経 常 利 益 | 650, 073 | 867, 359 |
| (4) 共済事業費用 | 29, 899 | 28, 250 | 5. 特別利益 | 4, 301 | 5, 400 |
| 共済推進費及び共済保全費 | 9, 001 | 10, 850 | (1) 固定資産処分益 | 4, 266 | - |
| その他の費用 | 20, 897 | 17, 399 | (2)その他の特別利益 | 34 | 5, 400 |
| 共済事業総利益 | 650, 594 | 623, 913 | 6. 特別損失 | 5, 364 | 274, 375 |
| (5) 購買事業収益 | 5, 109, 520 | 5, 683, 508 | (1) 固定資産処分損 | 5, 364 | 20, 365 |
| 購買品供給高 | 5, 065, 573 | 5, 597, 494 | (2)減損損失 | - | 248, 610 |
| その他の収益 | 43, 945 | 86, 014 | (3) その他の特別損失 | - | 5, 400 |
| (6) 購買事業費用 | 4, 551, 665 | 5, 045, 466 | 税金等調整前当期利益 | 649, 010 | 598, 383 |
| 購買品供給原価 | 4, 466, 985 | 4, 963, 302 | 7.法人税・住民税及び事業税 | 127, 601 | 179, 697 |
| その他の費用 | 84, 680 | 82, 163 | 8. 法人税等調整額 | 36, 066 | △ 57, 617 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 6,887) | (△ 20,312) | 9. 法人税等合計 | 163, 668 | 122, 079 |
| 購買事業総利益 | 557, 854 | 638, 042 | 10. 当期利益 | 485, 341 | 476, 303 |
| | + | ! | 11. 非支配株主に帰属する当期利益 | - | - |
| | | | | - | |

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

| (1)生相ハインフェーン・ | 一 | Ħ | | | (単位:千円) |
|-------------------------------|---------------|----------------------------------|--|------------------------------------|---------------|
| 科目 | | R2年度 自:R2年4月 1日 至:R3年3月31日 | 科目 | R1年度 自:H31年4月 1日 至:R 2年3月31日 | |
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー | | | (その他の資産及び負債の増減) | | |
| 税金等調整前当期利益 (又は△税金等調整前当期損失) | 649, 010 | 598, 383 | その他の資産の純増(△)減 | 613 | 1, 144 |
| 減価償却費 | 123, 319 | 121, 678 | その他の負債の純増減 (△) | △ 103, 358 | △ 10,865 |
| 減損損失 | - | 248, 610 | 未払消費税等の増減額(△) | 80, 605 | △ 45, 942 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | △ 60,513 | △ 152, 054 | 信用事業資金運用による収入 | 1, 530, 627 | 1, 532, 465 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | △ 5,914 | 393 | 信用事業資金調達による支出 | △ 222, 557 | △ 158, 058 |
| 退職給付に係る負債の増減額(△は減少) | △ 4, 202 | 17, 803 | 事業の利用分量に対する配当金の支払額 | _ | △ 36, 067 |
| その他引当金等の増減額 (△は減少) | △ 8,085 | 580 | 小 計 | △ 44, 501 | 1, 703, 239 |
| 信用事業資金運用収益 | △ 1, 512, 039 | △ 1,537,724 | 雑利息及び出資配当金の受取額 | 84, 602 | 87, 708 |
| 信用事業資金調達費用 | 156, 712 | 140, 322 | 法人税等の支払額 | △ 78, 399 | △ 133, 833 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | △ 84,602 | △ 87,708 | 事業活動によるキャッシュ・フロー | △ 38, 298 | 1, 657, 114 |
| 有価証券関係損益(△は益) | △ 6,099 | 411 | 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 固定資産関係損益(△は益) | 2, 403 | 20, 365 | 有価証券の取得による支出 | △ 949, 698 | △ 2, 138, 205 |
| 外部出資関係損益(△は益) | - | 1, 999 | 有価証券の売却による収入 | 806, 714 | 200, 000 |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減) | | | 有価証券の償還による収入 | 100, 000 | - |
| 貸出金の純増(△)減 | △ 1, 225, 312 | △ 1,345,938 | 補助金の受入れによる収入 | 20, 625 | 5, 400 |
| 預金の純増(△)減 | △ 3,000,000 | △ 3,500,000 | 固定資産の取得による支出 | △ 83, 211 | △ 101, 249 |
| 貯金の純増減(△) | 2, 735, 712 | 5, 464, 103 | 固定資産の処分による支出 | - | △ 1,854 |
| 信用事業借入金の純増減(△) | 1,600 | - | 固定資産の売却による収入 | 14, 887 | 27, 885 |
| その他の信用事業資産の純増(△)減 | 999, 290 | 7, 655 | 外部出資による支出 | △ 790 | △ 560 |
| その他の信用事業負債の純増減 (△) | △ 153, 900 | 461, 499 | 外部出資の売却等による収入 | 5 | 4, 175 |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減) | | | 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 91,468 | △ 2,004,408 |
| 共済資金の純増減(△) | △ 120, 319 | △ 179, 961 | 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 未経過共済付加収入の純増減(△) | 1, 532 | 1, 411 | 設備借入金の返済による支出 | △ 40, 400 | △ 40, 400 |
| その他の共済事業資産の純増(△)減 | △ 4,463 | 1, 790 | 出資の増額による収入 | 198, 241 | 466, 012 |
| その他の共済事業負債の純増減 (△) | △ 2,778 | △ 2,036 | 出資の払戻しによる支出 | △ 56, 111 | △ 63, 154 |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減) | | | 持分の取得による支出 | △ 18, 117 | △ 19, 248 |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減 | 123, 405 | 26, 492 | 持分の譲渡による収入 | 18, 117 | 19, 248 |
| 経済受託債権の純増(△)減 | △ 2,453 | 2, 472 | 出資配当金の支払額 | △ 30, 201 | △ 30, 795 |
| 棚卸資産の純増(△)減 | 31, 680 | 20, 798 | 財務活動によるキャッシュ・フロー | 71, 528 | 331, 663 |
| その他の経済事業資産の純増(△)減 | 26, 505 | △ 31,812 | 4 現金及び現金同等物の増加額 (又は△減少額) | △ 58, 237 | △ 15,630 |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減(△) | 5, 776 | 106, 276 | 5 現金及び現金同等物の期首残高 | 1, 172, 148 | 1, 113, 910 |
| 経済受託債務の純増減(△) | 18, 146 | 14, 056 | 6 現金及び現金同等物の期末残高 | 1, 113, 910 | 1, 098, 280 |
| その他の経済事業負債の純増減 (△) | △ 14,841 | 693 | | | |

(8) 連結注記表(法定)

| (8) 連結? | 主記表(法定) | |
|---|--|--|
| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
| 連結計算 書類の作成基 のための基 本となる項 要な事項に 関する注記 | (1)連結の範囲に関する事項 ①連結する子会社数 2社 ②連結する子会社名 :株式会社ジェイエイ徳島市協同サービス :ジェイエイ徳島市燃料サービス株式会社 (2)持分法の適用に関する事項 該当する事項はありません。 | (1)連結の範囲に関する事項①連結する子会社数 2社②連結する子会社名:株式会社ジェイエイ徳島市協同サービス:ジェイエイ徳島市燃料サービス株式会社(2)持分法の適用に関する事項 該当する事項はありません。 |
| | (3)連結される子会社及び子法人の事業年度に関する事項 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで | (3)連結される子会社及び子法人の事業年度に関する事項 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |
| | (4)のれんの償却方法及び償却期間 該当する事項はありません。 | (4)のれんの償却方法及び償却期間 該当する事項はありません。 |
| | (5)剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確 定した利益処分に基づいて作成しています。 | (5)剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確 定した利益処分に基づいて作成しています。 |
| | (6)連結キャッシュ・フロー計算書における現金 及び現金同等物の範囲 ①キャッシュ・フロー計算書における資金の範 囲は連結貸借対照表上の「現金及び預金」のう ち、当座預金、普通預金及び通知預金となって おります。 ②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 143,240,910千円 定期性預金 △142,127,000千円 現金及び現金同等物 1,113,910千円 | (6)連結キャッシュ・フロー計算書における現金 及び現金同等物の範囲 ①キャッシュ・フロー計算書における資金の範 囲は連結貸借対照表上の「現金及び預金」のう ち、当座預金、普通預金及び通知預金となって おります。 ②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 146,725,280千円 定期性預金 △145,627,000千円 現金及び現金同等物 1,098,280千円 |
| 2. 継続組合 の前提に関 する注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |
| 3. 重要な会 計方針に係 る事項に関 する注記 | (1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 ①子会社株式:移動平均法による原価法 ②その他有価証券 ・時価のあるもの:期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの:移動平均法による原価法 (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品、販売資材等 :単品管理品目については総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法) グループ管理品目については売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低 | (1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 ①子会社株式:移動平均法による原価法 ②その他有価証券 ・時価のあるもの:期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの:移動平均法による原価法 (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品、販売資材等 :単品管理品目については総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法) グループ管理品目については売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低 |
| | 下による簿価切下げの方法) 加工品(製品、原材料) : 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法) | 下による簿価切下げの方法) 加工品(製品、原材料) : 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法) |

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|----|------------------------|-----------------------|
| | その他の棚卸資産(直売所在庫品) | その他の棚卸資産(直売所在庫品) |
| | : 総平均法による原価法(貸借対照表価額は | : 総平均法による原価法(貸借対照表価額は |
| | 収益性の低下による簿価切下げの方法) | 収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| | | |
| | (3)固定資産の減価償却の方法 | (3)固定資産の減価償却の方法 |
| | ①有形固定資産 | ①有形固定資産 |
| | 定率法(ただし、建物・構築物は定額法) | 定率法(ただし、建物・構築物は定額法) |
| | を採用しています。 | を採用しています。 |
| | ②無形固定資産 | ②無形固定資産 |
| | 定額法 | 定額法 |
| | | |
| | (4) 引当金の計上基準 | (4) 引当金の計上基準 |
| | ① 貸倒引当金 | ① 貸倒引当金 |
| | 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産 | 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産 |
| | 査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基 | 査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基 |
| | 準に則り、次のとおり計上しています。 | 準に則り、次のとおり計上しています。 |
| | 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が | 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が |
| | 発生している債務者(以下、「破綻先」)に係 | 発生している債務者(以下、「破綻先」)に係 |
| | る債権及びそれと同等の状況にある債務者 | る債権及びそれと同等の状況にある債務者 |
| | (以下、「実質破綻先」) に係る債権について | (以下、「実質破綻先」)に係る債権について |
| | は、債権額から、担保の処分可能見込額及び | は、債権額から、担保の処分可能見込額及び |
| | 保証による回収可能見込額を控除し、その残 | 保証による回収可能見込額を控除し、その残 |
| | 額を計上しています。 | 額を計上しています。 |
| | また、現在は経営破綻の状況にないが、今 | また、現在は経営破綻の状況にないが、今 |
| | 後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められ | 後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められ |
| | る債務者(以下、「破綻懸念先」)に係る債権 | る債務者(以下、「破綻懸念先」)に係る債権 |
| | については、債権額から担保の処分可能見込 | については、債権額から担保の処分可能見込 |
| | 額及び保証による回収可能見込額を控除し、 | 額及び保証による回収可能見込額を控除し、 |
| | その残額のうち、債務者の支払能力を総合的 | その残額のうち、債務者の支払能力を総合的 |
| | に判断して必要と認められる額を計上してい | に判断して必要と認められる額を計上してい |
| | ます。なお、破綻懸念先に対する債権のうち | ます。なお、破綻懸念先に対する債権のうち |
| | 債権の元本の回収に係るキャッシュ・フロー | 債権の元本の回収に係るキャッシュ・フロー |
| | を合理的に見積ることができる債権について | を合理的に見積ることができる債権について |
| | は、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価 | は、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価 |
| | 額から担保の処分可能見込額及び保証による | 額から担保の処分可能見込額及び保証による |
| | 回収可能見込額を控除した残額との差額を引 | 回収可能見込額を控除した残額との差額を引 |
| | き当てています。 | き当てています。 |
| | 上記以外の債権については、貸倒実績率等で | 上記以外の債権については、貸出金等に係 |
| | 算定した金額を計上しています。 | る今後の予想損失額を見込んで計上してお |
| | | り、予想損失額は過去の一定期間における貸 |
| | | 倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な |
| | | 修正を加えて算出しております。 |
| | すべての債権は、資産査定要領に基づき、 | すべての債権は、資産査定要領に基づき、 |
| | 資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署 | 資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署 |
| | から独立した査定監査部署が査定結果を監査 | から独立した査定監査部署が査定結果を監査 |
| | しており、その査定結果に基づいて上記の引 | しており、その査定結果に基づいて上記の引 |
| | 当を行っています。 | 当を行っています。 |
| | ② 賞与引当金 | ② 賞与引当金 |
| | 職員に対して支給する賞与の支出に充てる | 職員に対して支給する賞与の支出に充てる |
| | ため、支給見込額のうち当事業年度負担分を | ため、支給見込額のうち当事業年度負担分を |
| | 計上しています。 | 計上しています。 |
| | ③ 退職給付引当金 | ③ 退職給付引当金 |
| | 職員の退職給付に備えるため、当事業年度 | 職員の退職給付に備えるため、当事業年度 |
| | 末における退職給付債務及び年金資産の見込 | 末における退職給付債務及び年金資産の見込 |
| | 額に基づき、当事業年度に発生していると認 | 額に基づき、当事業年度に発生していると認 |
| | められる額を計上しています。 | められる額を計上しています。 |
| | ア. 退職給付見込額の期間帰属方法 | ア.退職給付見込額の期間帰属方法 |
| | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見 |
| 1 | は類な当事業年度までの期間に帰属される | 3. 類な当事業任産までの期間に帰属される |

込額を当事業年度までの期間に帰属させる

方法については、期間定額基準によっていま

込額を当事業年度までの期間に帰属させる 方法については、期間定額基準によっていま

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|--------------------------|--|--|
| | す。 イ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度 の発生時における職員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(1年)による定額法により 按分した額を、発生時の翌事業年度から費用 処理することとしています。 ① 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 ⑤ 睡眠貯金払戻損失引当金 睡眠貯金払戻損失引当金は、利益計上した 睡眠貯金払戻損失引当金は、利益計上した 睡眠貯金払戻損失引当金は、利益計上した 世眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に 基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。 | す。 イ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度 の発生時における職員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(1年)による定額法により 按分した額を、発生時の翌事業年度から費用 処理することとしています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上し ています。 |
| | (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方 式によっています。ただし、固定資産に係る 控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間 で均等償却を行っています。 | (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方 式によっています。ただし、固定資産に係る 控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間 で均等償却を行っています。 |
| | (6)決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示して おり、金額千円未満の科目については「0」で 表示しています。 | (6)決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示して おり、金額千円未満の科目については「0」で 表示しています。 |
| | | (7)その他計算書類等の作成のための基本となる 重要事項 当組合は、事業別の収益及び費用について、 事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業 間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用に ついては、農業協同組合法施行規則にしたがい、 各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 |
| 4. 会計方針 の変更に関 する注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |
| 5. 表示方法 の変更に関 する注記 | (1) 損益計算書の表示方法 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益 計算書に各事業の収益及び費用を合算し、各 事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」 「事業費用」を損益計算書に表示しています。 | (1) 販売資材に関する表示方法 当事業年度より、前事業年度末まで区分掲記 していた「棚卸資産(販売資材)」は「棚卸資 産(購買品)」(当事業年度末 27,582 千円)に、 また、「販売品販売高」及び「販売品販売原価」 については、「購買品供給高」(当事業年度末 681,114 千円)、「購買品供給原価」(当事業年度末 625,272 千円)にそれぞれの金額を含め て表示しております。 当該変更は農業協同組合法で定義されてい る購買事業の趣旨に合わせるための変更で す。 |
| | | (2) 会計上の見積もりに関する表示方法 新設された農業協同組合法施行規則126条の 3の2に基づき、「会計上の見積もりの開示に |

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|---------------------------------|---------------|--|
| | | 関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 令 和 3 年 3 月 31 日)を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積もりの情報を「会計上の見積もりに関する注記」に記載しております。 |
| 6. 会積りに関する注記 | 該当する事項はありません。 | (1)繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 494,249千円 ②その他の情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降における将来減額を限度としてついます。 次年度以降の課税所得の見積もりについては、第6次中期経営計画を基礎として、公・第6次中期経営計画を基礎として、公・第6次中期経営計画を基礎として、公・第6次中期経営計画を基礎として、公・第6次中期経営計画を基礎として、公・第6次中期経営計画を基礎として、公・第6次中期経営計画を基礎として、公・第6次中期経営計画を基礎として、公・第6次中期経営計画を基礎として、公・第6次中期経営計画を表でを受ける。 と、第年の規制改正により、法定実効税率が見積もりとには、第年を資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度資産の金額に直要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 「2)固定資産の減損の兆候が存在するキャに対資産グループに減損の兆候が存在するキャになった。 資産グループに減損の兆候が存在するキャにより、当該資産グループに減損の兆候が引引するキャに表面で対しては、当該資産グループに対ります。 「2)は、第6かより、第2を実施しば、第6かより、第2を実施しております。 「2)は、第2を実施しております。「4)において、次産が、4)に対しております。「4)に対しては、第6か中期経営計画を基礎として算出しており、第4か中期経営計画を基礎として第出しております。 |
| | | 計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率 等については、一定の仮定を設定して算出し ております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及 び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度 以降の決算書類に重要な影響を与える可能性 があります。 |
| 7. 会計上の 見積りの変 更に関する 注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|------------------------|--|---|
| 8. 誤謬の 正に関す 注記 | | 該当する事項はありません。 |
| 9. 連結貸 対照表に する注記 | | (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産 の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,113,119 千円であり、その内訳は次の通りで す。 建物 789,745 円 機械装置 1,084,744 千円 土地 156,537 千円 その他の有形固定資産 100,091 千円 |
| | (2) リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ガス供給安全機器一式、金融端末機、共済端末 機等については、リース契約により使用して おります。 なお、リース取引に関する会計基準適用初 年度開始前のリース取引のうち、リース物件 の所有権が当組合に移転すると認められるも の以外のファイナンス・リース取引はありま せん。 | (2) リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ガス供給安全機器一式、金融端末機、共済端末 機等については、リース契約により使用して おります。 なお、リース取引に関する会計基準適用初 年度開始前のリース取引のうち、リース物件 の所有権が当組合に移転すると認められるも の以外のファイナンス・リース取引はありま せん。 |
| | (3)担保に供している資産 ①系統預金 相互援助担保 当座借越担保 為替決済担保 ②系統外預金 指定金融機関担保 ③その他の信用事業資産 収納取扱金融機関担保 19,800,000 千円 2,400,000 千円 2,400,000 千円 3,000 千円 5,000 千円 6,000 千円 6,000 千円 | (3)担保に供している資産 ①系統預金 相互援助担保 当座借越担保 為替決済担保 ②系統外預金 指定金融機関担保 3その他の信用事業資産 収納取扱金融機関担保 (3) 担保に供している資産 20,100,000 千円 5,000,000 千円 2,400,000 千円 1,000 千円 |
| | (4) 役員に対する金銭債権・債務の総額 理事、監事に対する金銭債権の総額 金銭債権 287,637 千円 理事、監事に対する金銭債務の総額 金銭債務 -千円 | (4) 役員に対する金銭債権・債務の総額 理事、監事に対する金銭債権の総額 金銭債権 260,092 千円 理事、監事に対する金銭債務の総額 金銭債務 一千円 |
| | (5)貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破綻先債権額は145,805千円、延滞債権額は1,282,115千円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号) | (5)貸出金のうちリスク管理債権の合計額及び その内訳 貸出金のうち、破綻先債権額は33,435千円、 延滞債権額は1,377,288千円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払 の遅延が相当期間継続していることその他の 事由により元本又は利息の取立て又は弁済の 見込みがないものとして未収利息を計上しな かった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。 以下「未収利息不計上貸出金」という。)のう ち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号) |

第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる

事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じて

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金 であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又

は支援を図ることを目的として利息の支払を

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあり

猶予した貸出金以外の貸出金です。

いる貸出金です。

第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる 事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じて

いる貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金 であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として利息の支払を 猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあり

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|-------------------|---|--|
| | ません。 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,427,921千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 | ません。 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,410,723千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 |
| | (6) 土地の再評価に関する事項 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) 及び「土地の再評価 に関する法律の一部を改正する法律」に基づ き、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額 については、当該再評価差額に係る税金相当額 を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の 部に計上し、これを控除した金額を「土地再評 価差額金」として純資産の部に計上していま す。 | (6) 土地の再評価に関する事項 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) 及び「土地の再評価 に関する法律の一部を改正する法律」に基づ き、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額 については、当該再評価差額に係る税金相当額 を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の 部に計上し、これを控除した金額を「土地再評 価差額金」として純資産の部に計上していま す。 |
| | 再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日 再評価を行った土地の当事業年度末における 時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を 下回る金額 2,736,085 千円 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 ①土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税 法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条 第 11 号の土地補充課税台帳に登録されてい る価額(固定資産税評価額)に合理的な調整 を行って算出しました。 ②土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税 法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計 | 再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,687,169 千円同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 ①土地の再評価に関する法律施行令(平成 10年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341条第 10号の土地課税台帳又は同条第 11号の土地補充課税台帳に登録されている価額(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。 ②土地の再評価に関する法律施行令(平成 10年 3 月 31日公布政令第 119号)第 2 条第 4号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16条に規定する地価税の課税価格の計 |
| 10. 連結損益 計算書に関 | 算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記 | 算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。 (1)減損会計に関する注記 ①資産をグループ化した方法の概要及び減損 |
| する注記 | 当組合は、事業別の収益及び費用について、 事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業 間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用に ついては、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 | 損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位とし てグルーピングを実施した結果、営業店舗につ いてはエリアごとに、また、業務外固定資産(遊 休資産と賃貸固定資産)については、各固定資 産をグルーピングの最小単位としています。 本所、物流センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの。他の |

ャッシュ・フローを生み出さないものの、他の

ております。

| 区分 | R1 年度 | | | R2 年 | 度 | | | |
|------------------------|--|--|---|---|---|--|---|---------------------------|
| | | 資産グループのキャッシュ・フローの 与していることから、共用資産と認識 ます。 当事業年度に減損損失を計上した は以下の通りです。 | | | | 認識し | ており | |
| | | | 囲り C | | | | | |
| | | 場所 | e Pictule | 用途 | | 種類 | その他 | de uta |
| | | 三軒屋ライダース | | 賃貸用固定 | | 土地 | 業務外固定 | |
| | | 眉山旧西部出張 不動旧事務所 | RPT . | 遊休固定資 | | 土地建物 | 業務外固定 | |
| | | 加茂名西侧集荷 | i de | 遊休固定資 | | 建物 | 業務外固定 | |
| | | ② 減損損失 三軒屋 ついては、 | ライタ 、割引 | ブース貸 前将来 | 地及キャッ | び旧す | ・フロー | 一が巾 |
| | | 簿価額を まで減額 ておりま | し、そす。 | の差額 | を減損 | 損失 | として記 | 忍識し |
| | | また、7 ついては、 し、帳簿値 額を減損 ③ 減損損 | 、賃貸 西額を 損失と | 契約解線 処分可i して認 | 約の合 能価額 識して | 意に [で評 [おり | より遊ん 価し、 ます。 | 木認定 |
| | | た金額と主な固定資産の種類組の内訳 | | | 員損 <i>男</i> : チ円) | | | |
| | | 場所 | 計上金額 | | 固定 | 資産 | | 撤去費用 |
| | | 三軒屋ライダース貸地 | 金額 211,737 | 土地 211,737 | 建物 | その他 | 無形固定資産 | 賀用 — |
| | | 眉山 旧西部出張所 | 591 | 591 | | - | | - |
| | | 不動 旧事務所 | 33, 650 | - | 24, 392 | 165 | 5 107 | 8, 984 |
| | | 加茂名 西側集荷場 | 2, 630 | - | 2, 630 | - | | - |
| | | ④ 回収可能土地の回額額等を基ます。上記以またた金額 | 回収をしておいる。 | 了能価額 り、その た指標 国定資産 相当額2 | 頁についていた。 ではないでは、 ではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | は固 り算 る回 は 去費 | 定資産和 出されて 以可能 用見込物 | 説評価 ており 西額に |
| 11. 金融商品 に関する注 記 | (1)金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。 ②金融商品の内容及びそのリスク当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 | (1)金融商品 金融商品 金融商品 金融組組原へ組のでででででででででででででででででででででででででででででででででで | 品にはたけ連券いるのはたけ、 はたけ合かまの保合質が はなりますが有しました。 はないでは、 もないでは、 もないでも、 もないでも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も | する和人のでは、 するない ない な | 且方針は しややないのの資子を をいるのでである。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで | 域内をほかにある。は、は、は、は、出ののでは、出ののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | の企業な島県信息 はいまま といる | や用やる て有 履行 は 異様 用 が 報 記 に |

また、有価証券は、主に債券、投資信託であ

り、純投資目的(その他有価証券)で保有してい

ます。これらは発行体の信用リスク、金利の変

動リスク及び市場価格の変動リスクに晒され

ています。

ています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であ

り、純投資目的(その他有価証券)で保有してい

ます。これらは発行体の信用リスク、金利の変

動リスク及び市場価格の変動リスクに晒され

| H | 営資料(対 | 重結) | |
|---|-------|---|--|
| | | | |
| | 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
| | | ③金融商品に係るリスク管理体制 | ③金融商品に係るリスク管理体制 |
| | | ア. 信用リスクの管理 | ア. 信用リスクの管理 |
| | | 当組合は、個別の重要案件又は大口案件につ | 当組合は、個別の重要案件又は大口案件につ |
| | | いては理事会において対応方針を決定してい | いては理事会において対応方針を決定してい |
| | | ます。また、通常の貸出取引については、本所 | ます。また、通常の貸出取引については、本所 |
| | | に審査室を設置し各支所との連携を図りなが | に審査室を設置し各支所との連携を図りなが |
| | | ら、与信審査を行っています。審査にあたって | ら、与信審査を行っています。審査にあたって |
| | | は、取引先のキャッシュ・フローなどにより償 | は、取引先のキャッシュ・フローなどにより償 |
| | | 還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行って | 還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行って |
| | | こ 献行な番目 歴年を成りて、 学信刊 定を行うて います。貸出取引 において 資産の 健全性の維 | います。貸出取引において資産の健全性の維 |
| | | 持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に | 持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に |
| | | 行っています。不良債権については管理・回収 | 行っています。不良債権については管理・回収 |
| | | 方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組ん | 方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組ん |
| | | でいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引 | でいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引 |
| | | 当金については「資産の償却・引当基準」に基 | 当金については「資産の償却・引当基準」に基 |
| | | づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に | づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に |
| | | 努めています。 | 努めています。 |
| | | イ. 市場リスクの管理 | イ. 市場リスクの管理 |
| | | 当組合では、金利リスク、価格変動リスクな | 当組合では、金利リスク、価格変動リスクな |
| | | どの市場性リスクを的確にコントロールする ことにより、収益化及び財務の安定化を図って | どの市場性リスクを的確にコントロールする ことにより、収益化及び財務の安定化を図って |
| | | います。このため、財務の健全性維持と収益力 | います。このため、財務の健全性維持と収益力 |
| | | 強化とのバランスを重視したALMを基本に、 | 強化とのバランスを重視したALMを基本に、 |
| | | 資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金 | 資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金 |
| | | 融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務 | 融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務 |
| | | 構造の構築に努めています。 | 構造の構築に努めています。 |
| | | とりわけ、有価証券運用については、市場動 | とりわけ、有価証券運用については、市場動 |
| | | 向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組 | 向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組 |
| | | 合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA | 合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA |
| | | LMなどを考慮し、理事会において運用方針を | LMなどを考慮し、理事会において運用方針を |
| | | 定めるとともに、経営層で構成するALM委員 会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び | 定めるとともに、経営層で構成するALM委員 |
| | | 芸を足期的に開催して、日常的な情報交換及い意思決定を行っています。運用部門は、理事会 | 会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び 意思決定を行っています。運用部門は、理事会 |
| | | で決定した運用方針及びALM委員会で決定 | で決定した運用方針及びALM委員会で決定 |
| | | された方針などに基づき、有価証券の売買やリ | された方針などに基づき、有価証券の売買やリ |
| | | スクヘッジを行っています。運用部門が行った | スクヘッジを行っています。運用部門が行った |
| | | 取引についてはリスク管理部門が適切な執行 | 取引についてはリスク管理部門が適切な執行 |
| | | を行っているかどうかチェックし定期的にリ | を行っているかどうかチェックし定期的にリ |
| | | スク量の測定を行い経営層に報告しています。 | スク量の測定を行い経営層に報告しています。 |
| | | (市場リスクに係る定量的情報) | (市場リスクに係る定量的情報) |
| | | 当組合で保有している金融商品はすべてト | 当組合で保有している金融商品はすべてト |

レーディング目的以外の金融商品です。当組合 において、主要なリスク変数である金利リスク の影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出 金、有価証券のうちその他有価証券に分類して いる債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債 について、期末後1年程度の金利の合理的な予 想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の 変動リスクの管理にあたっての定量的分析に 利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であ ると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金 利が 0.12%上昇したものと想定した場合には、 経済価値が 219,318 千円減少するものと把握し ています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定 の場合を前提としており、金利とその他のリス ク変数の相関を考慮していません。また、金利

レーディング目的以外の金融商品です。当組合 において、主要なリスク変数である金利リスク の影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出 金、有価証券のうちその他有価証券に分類して いる債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債 について、期末後1年程度の金利の合理的な予 想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の 変動リスクの管理にあたっての定量的分析に 利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であ ると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金 利が 0.12%上昇したものと想定した場合には、 経済価値が 70,117 千円減少するものと把握し ています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定 の場合を前提としており、金利とその他のリス ク変数の相関を考慮していません。また、金利
 区分
 R1 年度
 R2 年度

 の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた
 の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた
 の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた

場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む) には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格 がない場合には合理的に算定された価額(これ に準ずる価額を含む)が含まれています。当該 価額の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、 時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と 認められるものについては、次表には含めず (3)に記載しています。

貸借対昭表計上額 預金 142, 463, 115 142, 469, 582 6,466 有価証券 6, 476, 789 6, 476, 789 6, 476, 789 その他有価証券 6, 476, 789 57, 358, 328 1, 653, 856 貸倒引当金控除後 55, 704, 471 貸出金 56, 383, 114 貸倒引当金 (*2) △678, 643 資産計 204, 644, 376 貯金 200, 228, 344 200, 308, 962 80,618 借入金 3, 500, 000 3, 500, 000 負債計 203, 728, 344 203, 808, 962 80,618

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 41,640 千円を 含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格 によっています。また、投資信託については、 公表されている基準価格によっています。 ウ.貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短

の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた 場合には、算定額を超える影響が生じる可能性 があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む) には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格 がない場合には合理的に算定された価額(これ に準ずる価額を含む)が含まれています。当該 価額の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、 時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と 認められるものについては、次表には含めず (3)に記載しています。

| | | | (単位:千 |
|------------|---------------|---------------|-------------|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 預金 | 145, 946, 480 | 145, 955, 055 | 8, 574 |
| 有価証券 | 8, 609, 197 | 8, 609, 197 | - |
| その他有価証券 | 8, 609, 197 | 8, 609, 197 | - |
| 貸倒引当金控除後 | 57, 178, 859 | 58, 706, 481 | 1, 527, 621 |
| 貸出金 (*1) | 57, 725, 381 | | |
| 貸倒引当金 (*2) | △546, 522 | | |
| 資産計 | 211, 734, 537 | 213, 270, 733 | 1, 536, 196 |
| 貯金 | 205, 692, 447 | 205, 769, 514 | 77, 067 |
| 借入金 | 3, 500, 000 | 3, 500, 000 | - |
| 負債計 | 209, 192, 447 | 209, 269, 514 | 77, 067 |

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金37,968千円を 含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

ウ.貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短

区分

期間で市場金利を反映するため、貸出先の信 用状態が実行後大きく異なっていない限り、 時価は帳簿価額と近似していることから当該 帳簿価額によっています。一方、固定金利に よるものは、貸出金の種類及び期間に基づく 区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリー レートである円Libor・スワップレート で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時 価に代わる金額として算定しています。

R1 年度

また、延滞の生じている債権・期限の利益 を喪失した債権等について、帳簿価額から貸 倒引当金を控除した額を時価に代わる金額と しています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求され た場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなして います。また、定期性貯金については、期間 に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フ ローをリスクフリーレートである円Libo r・スワップレートで割り引いた現在価値を 時価に代わる金額として算定しています。 イ. 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分 した当該借入金の元利金の合計額をリスクフ リーレートである円Libor・スワップレ ートで割り引いた現在価値を時価に代わる金 額として算定しています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められ る金融商品は次のとおりであり、これらは①の 金融商品の時価情報には含まれていません。

| | (単位:干円) |
|---------|-------------|
| | 貸借対照表計上額 |
| 外部出資(*) | 8, 208, 876 |

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時 価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示 の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日 後の償還予定額

| | | | | (単 | 位:千円) |
|---------------|----------------------------------|--|---------------|---------------|---|
| 1年以内 | 1 年超 2 年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3 年超 4 年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5 年超 |
| 142, 462, 115 | 1,000 | - | - | - | - |
| - | - | 500, 000 | - | 500, 000 | 3, 400, 000 |
| _ | - | 500, 000 | - | 500, 000 | 3, 400, 000 |
| 4, 776, 056 | 3, 115, 778 | 3, 234, 789 | 2, 994, 860 | 2, 830, 413 | 38, 578, 716 |
| 147, 238, 172 | 3, 116, 778 | 3, 734, 789 | 2, 994, 860 | 3, 330, 413 | 41, 978, 716 |
| | 142, 462, 115 — — 4, 776, 056 | 142, 462, 115 1, 000 - 4, 776, 056 3, 115, 778 | 142, 462, 115 | 142, 462, 115 | 1年以内 2年超 2年超 3年超 4年超 4年2 5年以内 142,462,115 1,000 - 500,000 - 500,000 - 500,000 4,776,056 3,115,778 3,234,789 2,994,860 2,830,413 |

・) 賃出金のうち、当座資越 691,905 十円については「1 年以内」に含めてまた、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。 3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等810,850千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 分割実行の実行案件はありません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1 年超 2 年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3 年超 4 年以内 | 4年超 5年以内 | 5 年超 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|----------|
| 貯金 (*1) | 180, 967, 365 | 11, 013, 482 | 7, 325, 400 | 398, 084 | 381, 593 | 142, 418 |
| 借 入 金 | 3, 500, 000 | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 184, 467, 365 | 11, 013, 482 | 7, 325, 400 | 398, 084 | 381, 593 | 142, 418 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

R2 年度

期間で市場金利を反映するため、貸出先の信 用状態が実行後大きく異なっていない限り、 時価は帳簿価額と近似していることから当該 帳簿価額によっています。一方、固定金利に よるものは、貸出金の種類及び期間に基づく 区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリー レートである円Libor・スワップレート で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時 価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益 を喪失した債権等について、帳簿価額から貸 倒引当金を控除した額を時価に代わる金額と しています。

【負債】

ア貯金

要求払貯金については、決算日に要求され た場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなして います。また、定期性貯金については、期間 に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フ ローをリスクフリーレートである円Libo r・スワップレートで割り引いた現在価値を 時価に代わる金額として算定しています。 イ. 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分 した当該借入金の元利金の合計額をリスクフ リーレートである円Libor・スワップレ ートで割り引いた現在価値を時価に代わる金 額として算定しています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められ る金融商品は次のとおりであり、これらは①の 金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円) 貸借対照表計上額

外部出資(*) 8, 203, 261 市場価格のある株式以外のものについては、時 価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示 の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日 後の償還予定額

(単位・壬田)

| | | | | | (-4 | 3位: 十円/ |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| | 1年以內 | 1 年超 2 年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3 年超 4 年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
| 預金 | 145, 945, 480 | 1 | - | - | - | 1,000 |
| 有価証券 | - | 500, 000 | - | 500, 000 | - | 6, 603, 110 |
| その他有価証券の うち満期があるもの | - | 500, 000 | ı | 500, 000 | - | 6, 603, 110 |
| 貸出金(*) | 4, 592, 259 | 3, 397, 902 | 3, 204, 450 | 3, 056, 813 | 2, 901, 753 | 39, 952, 125 |
| 合計 | 150, 537, 740 | 3, 897, 902 | 3, 204, 450 | 3, 556, 813 | 2, 901, 753 | 46, 556, 235 |

(*) 貸出金のうち、当座貸越 573,576 千円については「1 年以内」に含めています。 また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めていま 3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等580,577千円は償還の予定が見 込まれないため、含めていません 分割実行の実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 1,530 千円は償還日が 特定できないため、含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

| | | | | | (| 位:十円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| | 1年以内 | 1 年超 2 年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3 年超 4 年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
| 貯金 (*1) | 174, 830, 656 | 6, 478, 314 | 23, 721, 321 | 406, 901 | 192, 410 | 62, 842 |
| 借 入 金 | 3, 500, 000 | - | - | - | 1 | 1 |
| 合 計 | 178, 330, 656 | 6, 478, 314 | 23, 721, 321 | 406, 901 | 192, 410 | 62, 842 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

区分 R1 年度 R2 年度

12. 有価証券 に関する注 記

- (1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は 次のとおりです。
- その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価 又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの 差額については、次のとおりです。

| | | | | (単位:千円) |
|-----------------------|------|--------------|----------------|----------|
| 種 類 | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差額 (*) |
| | 債券 | | | |
| 貸借対照表計上額が | 国債 | 3, 111, 960 | 2, 810, 290 | 301, 669 |
| 取得原価又は償却原 | 社債 | 1, 216, 810 | 1, 200, 000 | 16, 810 |
| 価を超えるもの | 受益証券 | 1, 275, 089 | 1, 094, 912 | 180, 177 |
| | 小 計 | 5, 603, 859 | 5, 105, 202 | 498, 656 |
| | 債券 | | | |
| 貸借対照表計上額が | 社債 | 393, 250 | 400, 000 | △6, 750 |
| 取得原価又は償却原 価を超えないもの | 受益証券 | 479, 680 | 549, 698 | △70, 018 |
| | 小 計 | 872, 930 | 949, 698 | △76, 768 |
| 合 計 | | 6, 476, 789 | 6, 054, 901 | 421, 887 |

(*) 上記差額から繰延税金負債89,088千円を差し引いた額322,799千円が、「その他有 価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|----------|----------------------|---------------------------------|
| | | |
| 200, 927 | 954 | 1 |
| 605, 787 | 5, 787 | 1 |
| 806, 714 | 6,741 | = |
| | 200, 927 605, 787 | 200, 927 954 605, 787 5, 787 |

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更 になった有価証券はありません。

13. 退職給付 に関する注 記

- (1)退職給付に関する事項
- ①採用している退職給付制度

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与 規程に基づき、退職一時金制度を採用していま す。また、この制度に加え、同規程に基づき退 職給付の一部にあてるため全国共済農業協同 組合連合会との契約による確定給付型年金制 度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 1,477,839 千円 87,561 千円 勤務費用 利息費用 一千円 数理計算上の差異の発生額 7,538 千円 △110,737 千円 退職給付の支払額 1,462,201 千円 期末における退職給付債務

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産 798,028 千円 期待運用収益 9,017 千円 数理計算上の差異の発生額 11,315 千円 確定給付型年金制度への拠出金 33,388 千円 退職給付の支払額 △53,206 千円

798,543 千円 期末における年金資産 ④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対

照表に計上された退職給付引当金の調整表 退職給付債務 1,462,201 千円 確定給付型年金制度 △798, 543 千円

未積立退職給付債務 663,658 千円 貸借対照表計上額純額 663,658 千円

退職給付引当金 663,658 千円

- (1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は 次のとおりです。
- その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価 又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの 差額については、次のとおりです。

| | | | | (単位:千円) |
|-----------|------|--------------|----------------|----------|
| 種 類 | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差額 (*) |
| | 債券 | | | |
| 貸借対照表計上額が | 国債 | 3, 081, 230 | 2, 809, 647 | 271, 582 |
| 取得原価又は償却原 | 社債 | 1, 849, 920 | 1, 800, 000 | 49, 920 |
| 価を超えるもの | 受益証券 | 1, 533, 757 | 1, 191, 895 | 341, 861 |
| | 小 計 | 6, 464, 907 | 5, 801, 543 | 663, 363 |
| | 債券 | | | |
| 貸借対照表計上額が | 国債 | 1, 170, 960 | 1, 191, 151 | △20, 191 |
| 取得原価又は償却原 | 社債 | 489, 750 | 500, 000 | △10, 210 |
| 価を超えないもの | 受益証券 | 483, 540 | 500, 000 | △16, 460 |
| | 小 計 | 2, 144, 290 | 2, 191, 151 | △46, 861 |
| 숨 핡 | · | 8, 609, 197 | 7, 992, 695 | 616, 501 |

(*) 上記差額から繰延税金負債 142,918 千円を差し引いた額 473,583 千円が、「その他 有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却した有価証券はありませ \mathcal{N}_{\circ}

- (3) 当事業年度中において、保有目的が変更 になった有価証券はありません。
- (1)退職給付に関する事項
- ①採用している退職給付制度

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与 規程に基づき、退職一時金制度を採用していま す。また、この制度に加え、同規程に基づき退 職給付の一部にあてるため全国共済農業協同 組合連合会との契約による確定給付型年金制 度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 1,462,201 千円 勤務費用 84, 139 千円 利息費用 一千円 数理計算上の差異の発生額 △25,879 千円 退職給付の支払額 △36,200 千円

1,484,260 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期末における退職給付債務

期首における年金資産 798,543 千円 期待運用収益 8,544 千円 数理計算上の差異の発生額 215 千円 確定給付型年金制度への拠出金 36,907 千円 △19,094 千円 退職給付の支払額 期末における年金資産 825, 117 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対 照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務 1,484,260 千円 確定給付型年金制度 △825, 117 千円 未積立退職給付債務 659.143 千円 貸借対照表計上額純額 659, 143 千円 659, 143 千円 退職給付引当金

| 区分 | R1 年度 | | R2 年度 | | |
|----------|------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|-------------------------|--|
| | ⑤退職給付費用及びその内訳項 | 目の金額 | ⑤退職給付費用及びその内訳項 | 目の金額 | |
| | 勤務費用 | 87,561 千円 | 勤務費用 | 84,139 千円 | |
| | 利息費用 | 一千円 | 利息費用 | 一千円 | |
| | 期待運用収益 | △9,017 千円 | 期待運用収益 | △8,544 千円 | |
| | 合 計 | 78,544 千円 | 合 計 | 75,595 千円 | |
| | ⑥年金資産の主な内訳 | | ⑥年金資産の主な内訳 | | |
| | 年金資産合計に対する主な気 | 分類ごとの比率は、 | 年金資産合計に対する主な分 | う 類ごとの比率は、 | |
| | 次のとおりです。 | | 次のとおりです。 | | |
| | 一般勘定 | 100% | 一般勘定 | 100% | |
| | 合 計 | 100% | 合 計 | 100% | |
| | ⑦長期期待運用収益率の設定方 | 法に関する記載 | ⑦長期期待運用収益率の設定方 | 法に関する記載 | |
| | 年金資産の長期期待運用収 | 益率を決定するた | 年金資産の長期期待運用収 | 益率を決定するた | |
| | め、現在及び予想される年金 | 資産の配分と年金 | め、現在及び予想される年金 | 資産の配分と年金 | |
| | 資産を構成する多様な資産か | らの現在及び将来 | 資産を構成する多様な資産か | らの現在及び将来 | |
| | 期待される長期の収益率を考慮 | 퇇しています。 | 期待される長期の収益率を考慮 | 氲しています。 | |
| | ⑧割引率その他の数理計算上の | 計算基礎に関する | ⑧割引率その他の数理計算上の | 計算基礎に関する | |
| | 事項 | | 事項 | | |
| | 割引率 | 0.00% | 割引率 | 0.00% | |
| | 長期期待運用収益率 | 1. 13% | 長期期待運用収益率 | 1.07% | |
| | | | | | |
| | (2) 特例業務負担金の将来見込 | | (2) 特例業務負担金の将来見込 | | |
| | 人件費(うち福利厚生費) | | 人件費(うち福利厚生費) | | |
| | 険制度及び農林年金漁業団体 | | 険制度及び農林年金漁業団体 | | |
| | の統合を図るための農林漁業 | | の統合を図るための農林漁業 | | |
| | 法等を廃止する等の法律附則 | | 法等を廃止する等の法律附則 | | |
| | 基づき旧農林共済組合(存続 | | | | |
| | 年金等の業務に要する費用に | | 年金等の業務に要する費用に | | |
| | た特例業務負担金 24,074 千 | 円を含めて計上し | た特例業務負担金 22,964 千 | 円を含めて計上し | |
| | ています。 | A = | ています。 | A | |
| | なお、同組合より示された | | なお、同組合より示された | | |
| | における令和14年3月までの | | における令和14年3月までの | | |
| | 込額は、273,542 千円となっ [~] | ています。 | 込額は、243,431 千円となっ~ | ています。 | |
| 14. 税果会計 | (1)繰延税金資産及び繰延税金 (1)繰延税金資産及び繰延税金 | 名信の内部 | (1)繰延税金資産及び繰延税金 (1)繰延税金資産及び繰延税金 | 名害の内部 | |
| に関する注 | (1) 採延忱並貝座及び採延忱並 繰延税金資産 | を見しついい | (1) 採延忱並員座及び採延忱並 繰延税金資産 | E 只頂 V/Y IIV | |
| 記 | 退職給付引当金超過額 | 192 567 壬四 | 退職給付引当金超過額 | 199 210 土田 | |
| ĦLi | 受職和刊 | 183, 567 千円 | | 182, 319 千円 | |
| | 北部営農経済センター減損損失 | 161, 210 千円 110, 152 千円 | 北部営農経済センター減損損失 | 119,048 千円 96,113 千円 | |
| | 南部営農経済センター減損損失 | 87,046 千円 | 南部営農経済センター減損損失 | 77, 159 千円 | |
| | 物流センター減損損失 | 57,378 千円 | 物流センター減損損失 | 54,810 千円 | |
| | 有価証券減損損失否認額 | 27,605 千円 | 有価証券減損損失否認額 | 27,605 千円 | |
| | 東部営農経済センター減損損失 | 25,617 千円 | 東部営農経済センター減損損失 | 24,738 千円 | |
| | 賞与引当金超過額 | 20,684 千円 | 賞与引当金超過額 | 20,815 千円 | |
| | その他 | 69,005 千円 | その他 | 82,902 千円 | |
| | 繰延税金資産小計 | 743,313 千円 | 繰延税金資産小計 | 692,731 千円 | |
| | 評価性引当額 | △240, 181 千円 | 評価性引当額 | △192, 082 千円 | |
| | 神画生が当報 繰延税金資産合計 (A) | 502, 087 千円 | 神画宝が当報 繰延税金資産合計 (A) | 494, 249 千円 | |
| | 深色化亚貝庄目目 (11) | 002, 001 111 | /床延仇並具注目目 (A) | 131, 213 1 | |
| | 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | | |
| | 建物(将来加算される除去費用) | △221 千円 | 建物(将来加算される除去費用) | △168 千円 | |
| | 八多土地寄贈 | △673 千円 | 八多土地寄贈 | △501 千円 | |
| | 勝占支所土地寄贈 | △213 千円 | 勝占支所土地寄贈 | △174 千円 | |
| | その他有価証券評価差額金 | △89,088 千円 | その他有価証券評価差額金 | △142,918 千円 | |
| | 繰延税金負債合計 (B) | △90,196 千円 | 繰延税金負債合計 (B) | △143,762 千円 | |
| | 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 411,890 千円 | 操延税金資産の純額 (A) + (B) | 350, 486 千円 | |
| | | 111,000 111 | | 000, 100 111 | |
| | (2) 法定実効税率と法人税等 | 負担率との差異の | (2) 法定実効税率と法人税等 | 負担率との差異の | |
| | 主な原因 | , , C · /L/A | 主な原因 | ハニー C V 圧共 V | |
| | 法定実効税率と税効果会計 | 適用後の法人税等 | 法定実効税率 | 27.66% | |
| | = = = 1/400 = 00/4/RAH | | トルノグルロー | 21.00/0 | |

| 区分 | R1 年度 | R2 年度 |
|---------------------------|---|---|
| | 負担率の差が 5%以下の為、記載を省略しております。 | (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取出資配当等永久に益金に算入されない項目 住民税均等割額 0.57 評価性引当金の増減 △7.94 その他 △0.42 税効果会計適用後の法人税等の負担率 1.44 |
| 15. 賃貸等不 動産に関す る注記 | (1)賃貸等不動産の状況に関する事項 当組合では、徳島市及び佐那河内村の地域にお いて、保有する土地を賃貸の用に供しています。 | (1)賃貸等不動産の状況に関する事項 当組合では、徳島市及び佐那河内村の地域にお いて、保有する土地を賃貸の用に供しています。 |
| | (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位:千円) 貸借対照表計上額 時 価 1,491,918 727,332 (注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。 (注2) 当事業年度末の時価は、主として観察可能な市場価格に基づく価格又は「不動産鑑定評価基準」に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。 | (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位:千円) 貸借対照表計上額 時 価 1,263,485 530,410 (注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価債却累計額を控除した金額です。 (注2) 当事業年度末の時価は、主として観察可能な市場価格に基づく価格又は「不動産鑑定評価基準」に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。 |
| 16. 合併に関 する注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |
| 17. 重要な後 発事象に関 する注記 | 該当する事項はありません。 | 該当する事項はありません。 |
| 18. その他の注記 | (1)資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当該資産除去債務の概要 当組合の応神給油所設備は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は19年、割引率は2.135%を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減期首残高 4,999千円時の経過による調整額 106千円 | (1)資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当該資産除去債務の概要 当組合の応神給油所設備は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は19年、割引率は2.135%を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減期首残高 5,105千円時の経過による調整額 109千円 |

5,105 千円

(2)貸借対照表に計上している以外の資産除去債

当組合は、一部の支所・事業所等に係る不動

産賃借契約に基づき、退去時における原状回復

にかかる義務を有していますが、当該施設は当

組合が事業を継続する上で必須の施設であり、 現時点で除去は想定していません。また、移転

が行われる予定もないことから、資産除去債務

の履行時期を合理的に見積ることができませ

ん。そのため、当該義務に見合う資産除去債務

を計上していません。

期末残高

務

期末残高 5,214 千円

(2)貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部の支所・事業所等に係る不動 産賃借契約に基づき、退去時における原状回復 にかかる義務を有していますが、当該施設は当 組合が事業を継続する上で必須の施設であり、 現時点で除去は想定していません。また、移転 が行われる予定もないことから、資産除去債務 の履行時期を合理的に見積ることができませ ん。そのため、当該義務に見合う資産除去債務 を計上していません。

(9) 連結剰余金計算書(法定)

(単位:千円)

| 科目 | R1年度 | R2年度 |
|-------------|-------------|-------------|
| (資本剰余金の部) | | |
| 1 資本剰余金期首残高 | 618, 877 | 618, 877 |
| 2 資本剰余金増加高 | - | - |
| 3 資本剰余金減少高 | - | - |
| 4 資本剰余金期末残高 | 618, 877 | 618, 877 |
| (利益剰余金の部) | | |
| 1 利益剰余金期首残高 | 5, 774, 735 | 6, 236, 677 |
| 2 利益剰余金増加高 | 490, 339 | 646, 800 |
| 当期剰余金 | 485, 341 | 476, 303 |
| 土地再評価差額金取崩額 | 4, 997 | 170, 496 |
| 3 利益剰余金減少高 | 30, 201 | 66, 862 |
| 当期損失金 | - | - |
| 出資・利用高配当金 | 30, 201 | 66, 862 |
| 4 利益剰余金期末残高 | 6, 234, 031 | 6, 816, 615 |

(10) 連結事業年度のリスク管理債権の状況(法定)

(単位:千円)

| 区分 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
|-------------|-------------|-------------|------------|
| 破 綻 先 債 権 額 | 145, 805 | 33, 435 | △ 112, 370 |
| 延滞債権額 | 1, 282, 115 | 1, 377, 288 | 95, 173 |
| 3ヵ月以上延滞債権額 | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権額 | - | - | - |
| 合 計 | 1, 427, 921 | 1, 410, 723 | △ 17, 198 |

(注)

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延 滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等(法定)

(単位:千円)

| 区分 | 項目 | R1年度 | R2年度 |
|---------------|-------------------|-------------|-------------|
| 信用事業 | 事業収益 | 1, 586, 037 | 1, 604, 983 |
| 后 川尹 未 | 経常利益 | 502, 091 | 655, 009 |
| 共済事業 | 事業収益 | 680, 493 | 652, 164 |
| 光 併爭未 | 経常利益 | 187, 618 | 155, 760 |
| 農業関連事業 | 事業収益 | 3, 411, 418 | 3, 424, 928 |
| 辰未矧疋尹未 | 経常利益 (又は△経常損失) | 8, 667 | 89, 828 |
| その他事業 | 事業収益 | 3, 341, 298 | 3, 171, 425 |
| ての世才未 | 経常利益 (又は△経常損失) | △ 48, 304 | △ 33, 238 |
| 計 | 事業収益 | 9, 019, 139 | 8, 853, 502 |
| Д | 経常利益 | 650, 073 | 867, 359 |

(注)連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

2. 連結自己資本の充実の状況(法定)

◇ 連結自己資本比率の状況 ◇

令和3年3月末における連結自己資本比率は、11.26%となりました。 ○普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|------------------------|
| 発行主体 | 徳島市農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目 に算入した額 | 3,604百万円 (前年度3,215百万円) |

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

| | | (単位:十円、%) |
|--|------------------------|------------------------|
| 項 目 | R1年度 | R2年度 |
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 9, 988, 760 | 10, 981, 896 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 3, 833, 938 | 4, 223, 629 |
| うち、再評価積立金の額 | J, 000, 900 - | 4, 223, 023 |
| うち、利益剰余金の額 | 6 240 021 | 6 916 615 |
| うち、外部流出予定額 (▲) | 6, 240, 931 66, 862 | 6, 816, 615 33, 724 |
| うち、上記以外に該当するものの額(▲) | · | |
| コア資本に算入される評価・換算差額当 | 19, 248 | 24, 624 |
| うち、退職給付にかかるものの額 | | |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | _ | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 170 207 | 100 022 |
| | 179, 387 | 180, 033 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 179, 387 | 180, 033 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | _ | |
| 適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | |
| うち、回転出資金の額 | _ | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | _ | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 696, 288 | 490, 398 |
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | = |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 10, 864, 436 | 11, 652, 328 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額 | 12, 667 | 14, 752 |
| うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額 | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 12, 667 | 14, 752 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | _ |
| 退職給付に係る資産の額 | - | - |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | = |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 12,667 | 14, 752 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 10, 851, 768 | 11, 637, 576 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 95, 902, 904 | 97, 636, 021 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 2, 216, 869 | 3, 482, 058 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 1,651,402 | △ 150, 525 |
| | 3, 868, 271 | 3, 632, 584 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 3,000,211 | 0,002,001 |
| | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 5, 492, 908 | 5, 637, 754 |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二) | 101, 395, 812 | 103, 273, 776 |
| | 101, 050, 012 | 100, 210, 110 |
| 連結自己資本比率 | | |
| 連結自己資本比率((ハ)/(ニ)) | 10. 70% | 11. 26% |
| | | |

⁽注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示7号)に基づき算出しています。2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

| ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごと | の内訳 | ピと | 及び区分 | トの額及 | 資本の | 12 | 要 | トる所 | クに対す | ス |) 信用リ. | (1 |
|---------------------------|-----|----|------|------|-----|----|---|-----|------|---|--------|----|
|---------------------------|-----|----|------|------|-----|----|---|-----|------|---|--------|----|

| | エクスポー | 11 7 7 | 所要自己資本 | エクスポー | 11 7 7 | 所要自己資 |
|---|---------------|--------------------|---------------------|---------------|---------------------|------------------|
| 信用リスク・アセット | ジャー | リスク・ アセット額 a | 額 | ジャー | リスク・ アセット額 a | 額 |
| | の期末残高 | ノ C フ l · igi d | $b = a \times 4 \%$ | の期末残高 | ノ C フ F i i i i i i | $b = a \times 4$ |
| 現金 | 777, 785 | - | - | 778, 799 | - | |
| 我が国の中央政府および中央銀行向け | 2, 815, 357 | - | - | 4, 006, 397 | - | |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - | - | |
| 国際決済銀行等向け | - | _ | - | - | - | |
| 我が国の地方公共団体向け | 743, 294 | - | - | 902, 858 | - | |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | _ | _ | | _ | |
| 国際開発銀行向け | _ | _ | _ | _ | _ | |
| | _ | _ | _ | _ | _ | |
| 地方公共団体金融機構向け | _ | _ | - | | _ | |
| 我が国の政府関係機関向け | - | - | - | - | - | |
| 地方三公社向け | - | - | - | - | - | |
| 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 142, 471, 218 | 28, 494, 243 | 1, 139, 769 | 146, 953, 538 | 29, 390, 707 | 1, 175, |
| 法人等向け | 3, 910, 308 | 2, 906, 175 | 116, 247 | 4, 709, 531 | 3, 885, 661 | 155, |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 11, 403, 655 | 7, 390, 357 | 295, 614 | 11, 607, 075 | 7, 560, 526 | 302, |
| 抵当権付住宅ローン | 5, 727, 502 | 1, 892, 311 | 75, 692 | 5, 047, 754 | 1, 671, 785 | 66, |
| | | | | | | |
| 不動産取得等事業向け | 3, 898, 366 | 3, 759, 286 | | 3, 409, 656 | 3, 307, 904 | 132, |
| 三月以上延滞等 | 817, 763 | 355, 172 | | 599, 844 | 411, 143 | 16, |
| 取立未済手形 | 30, 365 | 6,073 | 242 | 20, 177 | 4, 035 | |
| 信用保証協会等による保証付 | 10, 977, 288 | 1, 077, 835 | 43, 113 | 11, 431, 922 | 1, 120, 851 | 44, |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | - | - | - | - | - | , |
| 共済約款貸付 | _ | _ | _ | _ | _ | |
| **** | 010 750 | 010 800 | 00.750 | 014 101 | 010 701 | |
| 出資等 | 819, 776 | 819, 326 | | 814, 161 | 813, 761 | 32, |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 819, 776 | 819, 326 | 32, 773 | 814, 161 | 813, 761 | 32, |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | - | - | - | - | - | |
| 上記以外 | 32, 970, 973 | 45, 799, 147 | 1, 831, 965 | 33, 634, 381 | 44, 818, 693 | 1, 792, |
| | 02, 510, 510 | 40, 133, 141 | 1, 031, 300 | 00, 004, 001 | 44,010,033 | 1, 102, |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出 資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー) | 401, 364 | 1, 003, 410 | 40, 136 | 401, 360 | 1, 003, 401 | 40, |
| (うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象 資本調達手段に係るエクスポージャー) | 8, 390, 241 | 20, 975, 602 | 839, 024 | 7, 389, 660 | 18, 474, 150 | 738, |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | - | _ | - | _ | - | |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調 | - | - | - | - | - | |
| 達手段に関するエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | - | _ | - | - | - | |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 24, 179, 368 | 23, 820, 134 | 952, 805 | 25, 843, 360 | 25, 341, 141 | 1, 013, |
| 証券化 | - | - | - | _ | - | |
| (うちSTC要件適用分) | _ | _ | _ | _ | _ | |
| | | | | | | |
| (うち非STC要件適用分) | _ | _ | - | _ | _ | |
| 再証券化 | - | - | - | - | - | |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 1, 636, 677 | 1, 186, 104 | 47, 444 | 1, 705, 866 | 1, 168, 891 | 46, |
| (うちルックスルー方式) | 1, 636, 677 | 1, 186, 104 | 47, 444 | 1, 705, 866 | 1, 168, 891 | 46, |
| (うちマンデート方式) | _ | _ | - | _ | - | |
| (うち蓋然性方式250%) | _ | - | _ | _ | - | |
| (うち蓋然性方式400%) | _ | _ | _ | _ | _ | |
| | _ | | | | | |
| (うちフォールバック方式) | _ | _ | _ | _ | _ | |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | - | 3, 868, 271 | 154, 730 | - | 3, 632, 584 | 145, |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△) | - | 1, 651, 402 | 66, 056 | - | 150, 525 | 6, |
| 準的手法を適用するエクスポージャー計 | 219, 000, 334 | 95, 902, 904 | 3, 836, 116 | 225, 621, 967 | 97, 636, 021 | 3, 905, |
| V A リスク相当額÷8% | - / - | - | - / - | | - / | , -, |
| | | | | | | |
| 央清算機関関連エクスポージャー | - | - | - | - | - | _ |
| (信用リスク・アセットの額) | 219, 000, 334 | 95, 902, 904 | 3, 836, 116 | 225, 621, 967 | | 3, 905, |
| | オペレーショナル | | 所要自己資本額 | オペレーショナル | | 所要自己資: |
| ペレーショナル・リスクに対する | | して得た額 | | を8%で除 | | |
| B自己資本の額 〈基礎的手法〉 | ž. | 1 | $b = a \times 4 \%$ | ž. | 1 | $b = a \times 4$ |
| | | 5, 492, 908 | 219, 716 | | 5, 637, 754 | 225, |
| | 11 : | 1 66 / / \ [2] \ 2 | 記事 百 つ ※ 上 *** | 11 - 2 | 1 Mr / / \ F3 \ =1 | 武 冊 占 コ ※ |
| | リスク・アセッ | ,卜等(分母) 計 | 所要自己資本額 | リスク・アセッ | ・ト等(分母) 計 | 所要自己資: |
| | | | | | | |
| 要自己資本額 | ŧ | a. | $b = a \times 4 \%$ | ā | a | $b = a \times 4$ |

(注)

- 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している 債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等 向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4. [出資等] とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある 二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引 にかかるエクスポージャーのことです。
- 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過 措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるもの としてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基本的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用 リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等 の具体的内容は、単体の開示内容(P. 7)をご参照ください。

(注)「7.リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

S&Pグローバル・レーティング (S&P)

フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)

「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・ リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|-----------------------|----------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー (長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー (短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別) 及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

| | | | R1年 | 度 | | | R2年 | 度 | |
|-------------|--------------------|----------------------------------|--------------|-------------|----------|----------------------------------|--------------|-------------|------------------------|
| | | 信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高 | うち 貸出金等 | うち 債券 | 滞エクス | 信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高 | うち 貸出金等 | うち 債券 | 三月以上延 滞エクス ポージャー |
| | 農業 | 150, 709 | 150, 709 | - | - | 147, 190 | 147, 190 | - | - |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 製造業 | - | - | - | - | 3, 858 | 3, 858 | - | |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 法 | 建設・不動産業 | 2, 333, 569 | 1, 832, 859 | 500, 710 | - | 2, 605, 382 | 1, 904, 019 | 701, 362 | |
| 人 | 電気・ガス・熱 供給・水道業 | 501, 709 | - | 501, 709 | - | 1, 003, 884 | - | 1, 003, 884 | |
| | 運輸・通信業 | 100, 313 | - | 100, 313 | - | 100, 311 | - | 100, 311 | |
| | 金融・保険業 | 143, 903, 529 | 1, 000, 581 | 401, 364 | - | 147, 375, 076 | 1, 000, 576 | 401, 360 | |
| | 卸売・小売・飲 食・サービス業 | 9, 161, 179 | 851, 503 | 100, 239 | - | 9, 209, 356 | 905, 298 | 100, 236 | |
| | 日本国政府・地 方公共団体 | 3, 558, 651 | 743, 294 | 2, 815, 357 | - | 4, 909, 256 | 902, 858 | 4, 006, 397 | |
| | 上記以外 | 674, 839 | 674, 839 | - | - | 611, 113 | 611, 113 | - | |
| 個 | 人 | 52, 413, 206 | 51, 157, 815 | - | 768, 633 | 53, 554, 627 | 52, 282, 166 | - | 599, 84 |
| その |)他 | 4, 565, 948 | - | - | - | 4, 396, 040 | - | - | |
| 美種 兒 | 引残高計 | 217, 363, 656 | 56, 411, 604 | 4, 419, 693 | 768, 633 | 223, 916, 100 | 57, 757, 082 | 6, 313, 553 | 599, 84 |
| 1年. | 以下 | 143, 867, 016 | 1, 396, 809 | _ | | 147, 128, 655 | 1, 176, 692 | _ | |
| 1年 | 超3年以下 | 1, 355, 214 | 853, 924 | 500, 278 | | 1, 366, 552 | 864, 933 | 500, 618 | |
| 3年 | 超5年以下 | 1, 823, 476 | 1, 322, 766 | 500, 710 | | 2, 156, 800 | 1, 656, 101 | 500, 698 | |
| 5年 | 超7年以下 | 2, 172, 594 | 2, 072, 475 | 100, 119 | | 2, 044, 265 | 1, 944, 148 | 100, 117 | |
| 7年 | 超10年以下 | 3, 163, 687 | 2, 962, 995 | 200, 691 | | 3, 392, 496 | 2, 784, 090 | 608, 405 | |
| 10年 | 三超 | 49, 686, 767 | 46, 568, 872 | 3, 117, 894 | | 53, 004, 765 | 48, 401, 051 | 4, 603, 713 | |
| 期限 | 艮の定めのないもの | 15, 294, 900 | 1, 233, 759 | | | 14, 822, 565 | 930, 063 | | |
| 残存其 | 期間別残高計 | 217, 363, 656 | 56, 411, 604 | 4, 419, 693 | | 223, 916, 100 | 57, 757, 082 | 6, 313, 553 | |

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 4. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

| | | R1年度 | | | | | | R2年度 | | | | |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|--|----------|----------|----------|----------|----------|--|
| 区 分 | 期首 残高 | 期中 | 期中洞 | 少額 脚士 | | | 期首 | 期首期中 | 期中減 | 沙額 | 期末 | |
| | | 増加額 | 目的 使用 | その他 | 期末 残高 | | 残高 | 増加額 | 目的 使用 | その他 | 残高 | |
| 一般貸倒引当金 | 178, 733 | 179, 565 | - | 178, 733 | 179, 565 | | 179, 565 | 180, 034 | - | 179, 565 | 180, 034 | |
| 個別貸倒引当金 | 643, 948 | 582, 995 | 536 | 642, 962 | 583, 445 | | 583, 445 | 432, 362 | - | 583, 445 | 432, 362 | |

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却額

| R1年度 | | | | | | | | R2年 | 度 | | L. 1 [7] | | |
|------|-------------------|----------|----------|----------|------------|----------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| | 区 分 | 期首 | 期中 | 期中洞 | 域少額 | 期末 | 貸出金 | 期首 | 期中 | 期中洞 | | 期末 | 貸出金 |
| | | 残高 | 増加額 | 目的 使用 | その他 | 残高 | 償却 | 残高 | 増加額 | 目的 使用 | その他 | 残高 | 償却 |
| | 農業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 林業 | _ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | _ | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 法人 | 電気・ガス・熱供 給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 450 | - | - | - | 450 | - | 450 | 400 | - | 450 | 400 | - |
| | 上記以外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 個人 | 643, 498 | 582, 995 | 536 | 642, 962 | 582, 995 | - | 582, 995 | 431, 962 | - | 582, 995 | 431, 962 | - |
| 3 | 業種別計 | 643, 948 | 582, 995 | 536 | 642, 962 | 583, 445 | - | 583, 445 | 432, 362 | - | 583, 445 | 432, 362 | - |

⁽注) 1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

| | | | R1年度 | | | R2年度 | |
|--------|--------------|-------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| | リスク・ウェイト0% | _ | 6, 819, 860 | 6, 819, 860 | _ | 8, 180, 366 | 8, 180, 366 |
| | リスク・ウェイト2% | _ | - | - | _ | _ | - |
| 信用 | リスク・ウェイト4% | - | - | - | - | _ | _ |
| リス | リスク・ウェイト10% | _ | 10, 778, 350 | 10, 778, 350 | _ | 11, 208, 508 | 11, 208, 508 |
| ク | リスク・ウェイト20% | - | 142, 501, 584 | 142, 501, 584 | - | 146, 973, 716 | 146, 973, 716 |
| 削減 | リスク・ウェイト35% | - | 5, 523, 871 | 5, 523, 871 | - | 4, 849, 182 | 4, 849, 182 |
| 効 果 | リスク・ウェイト50% | 1, 202, 972 | 1, 341, 649 | 2, 544, 621 | 901, 911 | 1, 269, 441 | 2, 171, 352 |
| 勘案 | リスク・ウェイト75% | _ | 9, 305, 315 | 9, 305, 315 | _ | 9, 458, 555 | 9, 458, 555 |
| 後 | リスク・ウェイト100% | - | 36, 010, 298 | 36, 010, 298 | 1, 003, 884 | 35, 788, 780 | 36, 792, 665 |
| 残 高 | リスク・ウェイト150% | 1, 809 | 55, 547 | 57, 356 | - | 223, 667 | 223, 667 |
| | リスク・ウェイト250% | - | 7, 690, 670 | 7, 690, 670 | - | 7, 690, 670 | 7, 690, 670 |
| | その他 | - | - | - | - | - | _ |
| リス | ク・ウェイト1250% | _ | _ | - | _ | _ | _ |
| | 計 | 1, 204, 781 | 220, 027, 147 | 221, 231, 928 | 1, 905, 795 | 225, 642, 888 | 227, 548, 684 |

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「格付けあり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付けを使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.76)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

| | R1 ^左 | F度 | R2 [⊈] | F.度 |
|---------------------------|-----------------|----------|-----------------|-------------|
| | 適格金融 資産担保 | 保証 | 適格金融 資産担保 | 保証 |
| 地方公共団体金融機構向け | - | - | - | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | - | - | - |
| 地方三公社向け | - | _ | - | - |
| 金融機関向け及び第一種金融商 品取引業者向け | - | - | - | - |
| 法人等向け | 59, 000 | _ | 70, 300 | - |
| 中小企業等向け及び個人向け | 553, 589 | 867, 243 | 513, 765 | 950, 651 |
| 抵当権付住宅ローン | 5,000 | - | 4,000 | - |
| 不動産取得等事業向け | 44, 000 | - | 10,000 | - |
| 三月以上延滞等 | - | - | - | - |
| 証券化 | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - | - |
| 上記以外 | 135, 680 | 102, 734 | 151, 600 | 51, 668 |
| 合計 | 797, 269 | 969, 978 | 749, 665 | 1, 002, 319 |

(注)

- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においては J Aのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っています。 J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 7) をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内P (P.78) をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

| I | | | R1年 | 度 | R2年度 | | | |
|---|----|----|-------------|-------------|-------------|-------------|--|--|
| | | | 連結貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 連結貸借対照表計上額 | 時価評価額 | | |
| | 上 | 場 | - | - | - | - | | |
| | 非」 | 上場 | 8, 208, 876 | 8, 208, 876 | 8, 203, 261 | 8, 203, 261 | | |
| | 合 | 計 | 8, 208, 876 | 8, 208, 876 | 8, 203, 261 | 8, 203, 261 | | |

⁽注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

| | R1年度 | | R2年度 | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|-----|--|--|--|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 | | | |
| - | - | - | _ | - | - | | | |

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

| R1年度 | | R2年度 | |
|------|-----|------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | _ | - | - |

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

| R1年度 | | R2年度 | | |
|------|-----|------|-----|--|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 | |
| - | - | - | - | |

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用させるエクスポージャーに関する事項

(単位:千円)

| | R1年度 | R2年度 |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | 1, 636, 677 | 1, 705, 866 |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | _ | _ |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | _ | _ |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | _ | _ |

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (P. 8 0) をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| IRRBB1:金利リスク | | | | | | | | |
|--------------|-----------|---------|--------|---------|------|--|--|--|
| 項番 | | ∠EVE | | ⊿NII | | | | |
| | | R1年度 | R2年度 | R1年度 | R2年度 | | | |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1, 736 | 1, 375 | 54 | _ | | | |
| 2 | 下方パラレルシフト | _ | _ | _ | _ | | | |
| 3 | スティープ化 | 1, 478 | 1, 420 | | | | | |
| 4 | フラット化 | _ | - | | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 59 | _ | | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | _ | _ | | | | | |
| 7 | 最大値 | 1,736 | 1, 420 | 54 | _ | | | |
| | | R1年度 | | R2年度 | | | | |
| 8 | 自己資本の額 | 10, 851 | | 11, 637 | | | | |
| (注) | | | | | | | | |

(汪)

1. 平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「∠NII」の開示は、 開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。 3. 財務諸表の正確性等にかかる確認 (要請及び取り組み方針)

確認書

- 1 私は、当JAの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有 効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年7月31日 徳島市農業協同組合

代表理事組合長 松田清見

4. 会計監査人の監査

令和2年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその付属明細書は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。